

令和元年度 第2回児童福祉審議会

日 時 令和元年10月28日（月）

午後1時30分

場 所 野田市役所8階大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

（1）現行野田市新エンゼルプランの進捗状況について（報告） 資料1

（2）野田市エンゼルプラン第5期計画の骨子案について

① 骨子案 資料2

② 子ども・子育て支援法に基づく事業計画の必須記載事項について 資料3

③ 個別施策の方向について 資料4

（3）現行野田市ひとり親家庭支援総合対策プランの進捗状況について（報告） 資料5

（4）野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第4次改訂版の骨子案について 資料6

（5）その他

4 閉会

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
1	64	既存	低年齢児の受入れ 体制整備促進	保育課	・公立保育所における低年齢児の受入 について、保育士の確保に努めていく 必要がある。 ・地域型保育事業の開設について、低 年齢児の待機児童数等を見極めた整備 を検討する。	・受入実績（3月1日現在） 22園 0歳 168人 1歳 326人 2歳 409人 計 903人	・年度末における年少児の確保量の不 足及び年度当初の供給過大について検 討する必要がある。	—	・公立保育所における低年齢児 の受入について、保育士の確保 に努めていく必要がある。 ・低年齢児の待機児童数等を見 極めた整備を検討する。 ・元年7月「のなのこども園 （定員132人）」の開園	—	○概ね計画 どおり	①継続
2	65	既存	保育所の施設整備 の推進	保育課	・待機児童の状況に対応し、民間活力 の導入を図る中で、受入児童数の拡大 を図る。 ・既存保育所の定員増や定員の弾力的 運用や見直しなどを講じるとともに、 必要な保育士の確保に努める。	・（3月1日現在） 定員（22か所） 2,207人 入所実績 2,177人 （内訳） 公設公営（3か所） 352人 公設民営（7か所） 879人 私 立（10か所） 843人 認定こども園（1か所） 88人 事業所内（1か所） 15人	・待機児童と入所保留者の状況を踏ま えつつ、小規模保育事業所整備の検討 及び幼稚園の預かり保育活用を検討す る必要がある。	—	・待機児童・保留者解消野田市 計画による待機児童及び入所保 留者ゼロに向けて、必要に応じ て保育所、小規模保育所等の整 備を検討する。 ・2年4月「（仮称）やなぎさわ 幼稚園・保育園（定員71人）」 の開園に向けた施設整備	394,205	○概ね計画 どおり	①継続
3	66	既存	駅前保育の整備	保育課	・駅前等の利便性の高い場所にて保育 サービスを提供する駅前保育施設の整 備を検討する。	・駅前等の利便性の高い場所にて保育 サービスを提供する駅前保育施設の整備 を検討する。	・保護者の通勤形態等を検証し、駅前 保育所の利用ニーズ等を見極める必要 がある。	—	・駅前保育所の必要性を改めて 検証する。	—	○概ね計画 どおり	①継続
4	67	既存	産休・育休明け保 育の円滑な利用の 確保 H12.8～ （乳児保育所）	保育課	・生後3か月未満の乳児を保育する公 立の乳児保育所及び民間活力による保 育サービスの充実として民間保育園10 園（聖華保育園、コビープリスクール のだ保育園、アスク七光台保育園、ア スク川間保育園、コビープリスクール せきやど保育園、すくすく保育園、コ ビープリスクールさくらのさと保育 園、アスク古布内保育園、コビープリ スクールあたご保育園、すくすく保育 園分園）及び事業所内保育所（ひばり 保育園）で産休明け保育を実施する。 ・今後見込まれる産休明け保育の利用 ニーズに留意し、民間活力による受入 乳児数の拡充を図る。	・利用実績 乳児保育所 0人 聖華保育園 1人 コビープリスクールのだ保育園 0人 コビープリスクール せきやど保育園 0人 アスク七光台保育園 0人 アスク川間保育園 1人 コビープリスクール さくらのさと保育園 0人 すくすく保育園（分園含む） 0人 アスク古布内保育園 0人 コビープリスクール あたご保育園 0人 聖華未来のこども園 0人 （認定こども園） 0人 ひばり保育園（事業所内） 0人 《参考》 平成29年度利用実績 3人 平成28年度利用実績 1人 平成27年度利用実績 4人	・公立1か所、民間保育園10園、事業 所内保育所1か所で産休明け保育を実 施しており、施設数は拡充されている が、育児休業制度の普及により、利用 者が少ない。 ・利用状況を踏まえ、今後、民間活力 を導入していく場合は産休明け保育の 実施の必要性があるかを検討する必要 がある。 ・平成30年度から育児休業明け保育所 利用予約を実施し、育児休業を取得し ている保護者が円滑に職場復帰をする ことを支援した。	—	・引き続き産休・育休明け保育 所利用申請者については、利用 調整にあたり優先的に配慮する ことを継続する。 ・育児休業制度の普及により、 利用実績が少ないことから、今 後、民間活力を導入する場合に 産休明け保育の実施及び実施施 設の必要性について、検証す る。	—	○概ね計画 どおり	①継続
5	68	既存	新制度における事 業所内保育施設の 設置促進	保育課	・仕事と育児の両立、雇用環境整備の ため、「事業所内保育施設設置・運営 等支援助成金」制度の普及・啓発を必 要に応じて実施する。 ・子ども・子育て支援新制度の地域型 保育給付に関する情報提供を行う。	・平成30年度の事業所内保育施設の利用 状況実績（人数） 野田病院内保育室 男14 女7 計21 かぞヤクルト販売㈱春日町センター 男2 女4 計6 かぞヤクルト販売㈱関宿センター 男3 女0 計3 かぞヤクルト販売㈱野田センター 男2 女1 計3 キッコーマン総合病院内託児所 男24 女11 計35	・子ども・子育て支援新制度では地域 型保育事業に「事業所内保育施設」が 位置付けられ、市の認可・確認により 地域型給付に移行できることとなっ ている。しかし、これまでに移行した施 設は1施設（ひばり保育園・H28移行） のみである。地域型保育施設への移行 は待機児童等の解消に繋がられものと 考えることから、移行していない施設 に改めて移行の意思等を確認する必要 がある。 ・平成28年度より国が実施している 「企業主導型保育事業」は、典型的に 認可外保育施設となっている。同施設 は待機児童等の解消に必要な施設と考 えてはいるが、市では認可保育所等 により待機児童、保留者の解消を目指 していることから、既存の事業所内保 育施設に対して、新制度への移行を推 奨する必要がある。	—	・子ども・子育て支援新制度で は「事業所内保育施設」の位置 付けが明確になったことから、 低年齢児の待機児童及び入所保 留者の推移を見ながら、地域型 保育施設への移行を推奨してい く。 ・また、国が実施している「企 業主導型保育施設」等と子ど も・子育て支援新制度に位置付 けられている「地域型保育施 設」の相違点について、新設や 移行を検討している事業者に対 し、周知していく。	—	○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
6	69	既存	新制度における幼稚園の預かり保育の拡充	学校教育課	保護者が仕事の都合や急用が生じたときなどに、降園時間を延長するサービスを実施する。	・公立幼稚園は未実施。 私立幼稚園6園で実施している。	・公立幼稚園の預かり保育の新たな参入は、民業圧迫にもなりかねないため、実施する考えはない。 ・多様なニーズに対応するとともに、高まる保育所ニーズに対して代替的に機能していることから、各私立幼稚園の実施状況を引き続き把握していく必要がある。	—	・私立幼稚園協会と情報交換を行い、時間外の預かり保育について施設型給付移行に関する情報とともに積極的に発信する。	—	○概ね計画どおり	①継続
7	71	新規	3歳児の保育士配置基準の改善	保育課	・子ども・子育て支援新制度の「教育・保育」の質の改善の趣旨に基づき、教育・保育施設における3歳児の保育士配置基準を改善する。 (子ども20人に保育士1人の配置から子ども15人に保育士1人に改善)	・公定価格における「3歳児配置改善加算」の活用により、国基準以上の保育士の配置について支援した。 ・実績 私立保育所 10園 聖華保育園 コビープリスクールのだ保育園 コビープリスクールせきやど保育園 アスク七光台保育園 アスク川間保育園 コビープリスクールさくらのさと保育園 すくすく保育園 すくすく保育園分園 アスク古布内保育園 コビープリスクールあたご保育園 公立保育所 7園 清水保育所 花輪保育所 東部保育所 南部保育所 北部保育所 尾崎保育所 木間ヶ瀬保育所 認定こども園 1園 聖華未来のこども園	・野田市では従前から国基準より手厚く配置している。更に私立保育所等では新制度による財政措置(公定価格加算)を活用し、私立保育所等保育事業補助金と合わせて、保育の質の改善に努めている。 しかし、近年の保育士不足により、保育士配置基準の改善(15:1)が難しい状況であることから、保育士全体の処遇改善を図り、保育士を確保することで配置基準の改善に努める必要がある。	—	・3歳児の保育士配置については、待機児童及び保留者解消の優先を考慮しつつ、実施方針を検討したい。しかし、近年の保育士不足により、保育士の確保が難しいことから、確保に向けた保育士の処遇改善を図り、確保に努めていく。	—	○概ね計画どおり	①継続
8	74	既存	乳児家庭全戸訪問事業 S56～	保健センター	・新生児、産婦家庭訪問 ・生後2か月児訪問 ・乳児家庭全戸訪問	・新生児訪問及び生後4か月までの訪問 延べ 832件	・出生数が減少している現状の中、訪問延数は前年度と比べほぼ横ばいである。専門職による訪問の初回訪問において継続支援が必要と判断されたケースが増えていると考えられる。複数回の訪問できめ細やかな支援に努め保護者の育児不安の軽減につなげている。	1,071	・引き続き専門職による新生児訪問を全員対象に実施することで、安心して育児に臨めるように支援していく。 ・里帰り先での新生児訪問もできることを周知し早期に母の不安の軽減を図っていく	1,384	○概ね計画どおり	①継続
9	75	既存	訪問型一時保育事業 H18～	児童家庭課	・自宅で保育している保護者が病気や冠婚葬祭などで保育ができない場合、生後57日目から小学4年生までの健康な児童を対象として、自宅に保育士等を派遣し、保育を行う。	事業スタート以降、利用実績が少ないことや、育児支援家庭訪問事業と目的や内容が似通っており、統合して効率化できる内容であるため、29年度をもって事業廃止。		—		—	△一部実施	③終了

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
10	76	既存	育児支援家庭訪問 事業 H17～	児童家庭課	・子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に支援員を派遣し、過重な負担がかかる前の段階において育児、家事の援助等を行う。	・国実施要綱の改正に伴い野田市育児支援家庭訪問事業実施要綱の一部を改正し、平成30年4月から当該事業の支援対象を拡大した。 ・利用実人数 9人 (内訳：産じょく 1人、虐待予防 8人) ・派遣日数 134日 派遣時間 313.5時間 ・保健センター（野田、関宿）との連携 6件 ・訪問員12名（社会福祉協議会へ委託）	・保健センター及び子ども支援室との連携により、妊娠時より支援の必要な妊婦の把握が行え、出産後すぐに適切な対応ができた。 ・出産直後の育児不安緩和、及び母親の孤立感や育児不安による虐待の防止に効果的な事業として、多くの方の支援ができた。 ・虐待予防のケースが増えることにより訪問員に求められる役割が難化するため、研修を充実させる必要がある。	589	30年度より育児支援家庭訪問事業を統合し、より一層の利用促進を図るため、保健センターによる乳幼児健康診査や相談等の場で周知する。 ・新たな利用者のニーズに添った支援を行うため、委託先である社会福祉協議会と連携し、研修等を開催するなど訪問員の質の充実を図る。具体的には、随時、助言指導を行うと共に、年度当初に開催される、訪問員対象の事務連絡会において、事業内容及び支援方法等について研修を行う。 ・保健センターによる乳幼児健康診査や相談等の母子保健事業や子ども支援室とも連携し、特定妊婦や要支援児童への早期対応を図る。	1,480	○概ね計画 どおり	①継続
11	77	既存	ファミリー・サ ポート・センター 事業 H14～ H29年～ (対象年齢10→12	児童家庭課	・育児支援を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所までの送迎や降園後の一時的な預かり等育児について、相互に助け合いを行う。	・利用会員 642人 ・提供会員 120人 ・両方会員 41人 合 計 803人 ・延べ利用者件数 3,768件	会員数は年々増えているが、利用件数については前年度から減少している。 学童や保育所の送迎の利用が多い傾向にありますが、会員の利用頻度によって年度により件数が増減します。 加入手続きの簡素化を図るため、平成30年1月より入会申込みを児童家庭課窓口でも受付可能とするとともに、申込時に必要だった写真を削除した。 利用会員が増える傾向にあることから、提供会員の確保に努める必要がある。	7,818	市報やホームページなどにより事業の周知を図る。 野田市社会福祉協議会への委託により事業を継続する。 引続き市報やホームページ、情報誌「ぼんぼこ通信」などにより事業の周知を図っていく。 ポスティング等の活用を検討し、事業の周知をはじめ、提供会員の確保により一層努める。 令和元年10月1日から、認可外保育所等を利用する子供たちについて、保育の必要性の認定を受けた場合には、3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円まで利用料が無償化されることとなった。これに当たり制度整備を行うとともに、現在半額助成が行われている世帯についての規則改正を行う。	8,898	○概ね計画 どおり	①継続
12	78	既存	充実した学童保育 サービスの提供 H13年～ (保育時間延長)	児童家庭課	・行政改革大綱の方針にのっとり、民間委託を推進しながら、保護者の利用意向を注視しつつ、保育時間の延長等のサービス向上に努める。 ・直営の学童保育所については、社会福祉協議会への委託を推進する。また、委託までの間、委託学童保育所と直営学童保育所の開所時間の差を見直しする。 ・優れた指導員の確保とともに、指導員に対する研修を実施し、指導員の質の向上を図る。	・市内34学童保育所のうち20か所の学童保育所を民間委託で運営している。 ・年2回の自主研修会を実施し、スキルアップを図っている。 ・千葉県放課後児童支援員認定資格研修に参加し資格取得を促進している。 ・岩木第2学童の増設を行い過密化の解消を図る。 ・過密化解消のために、新1年生を対象に過密化されている学童への通所希望者を同一学校区内の過密化されていない学童へ振分けするための抽選会を行った。	・民間委託学童保育所も参加する毎月の定例会で、保育内容の発表等を行い、情報やスキルの共有化を図ることができた。 ・新制度に対応し、児童数の多い一部学童保育所では、おおよそ児童40人を目安にクラス分けを実施し、指導員をクラス別に2名配置するとともに、岩木第2学童の増床工事を行うことで過密化を解消し充実したサービス提供を行えた。 ・学童保育所が複数あり学校区単位では過密化となっていないが、入所児童数の関係で過密化が懸念される学童保育所のある6か所の学校区について、抽選による30人の児童の振分けを行い児童数のバランス改善を図った。	366,442	学校区単位で過密化している箇所については昨年の岩木小の学童解消でいったんはすべての学校区での過密化の解消を見たが、入所希望者の増加により過密化している小学校区が3か所となっている（7月1日現在）が過密化が常態化する場合、学童保育所の整備を実施していく。また、学童保育所が複数あり学校区単位では過密化となっていないが、入所児童数の関係で過密化となっている学童保育所のある学校区については、抽選による児童振分け等を行い児童数のバランス改善を図る。	411,761	○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
13	79	既存	新制度への対応と 学童保育所の受入 れ体制の整備 H22に整備 開所年月 H22. 10 4 か所 H22. 11 3 か所 H23. 04 3 か所	児童家庭課	・小学校区の単位で過密化している学 童保育所について、新規施設の設置に より、過密化の解消を図ります。 ・放課後における学童保育所につい て、およそ40人で集団（クラス）に 分割して運営の充実を図ります。 ・小学校5、6年生の受入れについて、 児童の保育状況を考慮して柔軟に対応 します。	12,744千円にて、岩木第2学童の増設工事 を行い過密化を図った。	市内20ヶ所全ての小学校において、過 密化の常態化が解消された。	12,744	入所児童数の増加により小学校 区単位で3校区が過密化となっ ている（7月1日現在））ことか ら、過密化が常態化する場合 は、学童保育所の整備を実施し ていく。	0	○概ね計画 どおり	①継続
14	80	既存	学童保育所の施設 環境整備の推進	児童家庭課	・老朽化が著しい学童保育所施設につ いて、緊急度を勘案し整備します。	緊急度に応じて修繕・整備を実施 【主な実施工事 10万円以上】 南部学童保育所空調整備工事 川間学童保育所空調整備工事 北部学童保育所フェンス修繕工事 宮崎学童保育所フェンス修繕工事	昭和50年前半に建設され、35年以上経 過した学童が多くみられているが、 ファシリティマネジメントに基づき長 寿命化を図っていく。	3,221	【主な実施工事 10万円以上】 野田学童保育所台所入替工事 福田学童防球ネット設置工事 また、老朽化した備品の入れ 替えを図っており、各学童に図 書の費用（各学童5万円）、一 輪車を43台入替配置する。	5,861	○概ね計画 どおり	①継続
15	81	既存	病児・病後児保育 の充実 H15. 11～	保育課	・病児又は病児回復期の児童が集団保 育できない状態にあり、保護者の家庭 で保育できない場合を対象に、施設型 の病児・病後児保育事業として小張総 合病院に委託し、定員4人とする「ひ ばりルーム」を病院敷地内に開設し、 保育を実施する。 ・利便性の向上に配慮していくととも に、感染症における利用の制限等につ いても理解を得るため、周知を図る。	30年度利用実績 500人（延べ人数） （参考） 利用状況（延べ人数） 27年度 307人 28年度 283人 29年度 354人	開設日数288日に対して、利用した 人数が500人となっており、1日平均利 用人数が1.74人となっている。定員4 人に対する1日の利用者数には余裕が あるので、引き続き利用に関する周知 を行う必要がある。但し、感染症によ り、利用を断った事例もあるので感染 症対策への検討及び利用の制限等につ いて検討する必要がある。	5,979	利用者の利便性の向上を配慮 しつつ、感染症における対応を 検討するとともに、利用の制限 等について理解を得るため周知 を図る。 医療法人社団 圭春会への委 託（小張総合病院の敷地内で実 施）を継続しつつ、保育所型病 児施設の導入等についても検討 する。	5,979	○概ね計画 どおり	①継続
16	82	既存	一時預かり事業の 拡充 H18. 4～	保育課	・保護者の疾病その他の理由により、 家庭において保育されることが一時的 に困難となった乳児又は幼児につい て、適当な設備を備える保育所等にお いて、保育を行う。 ・子ども・子育て支援新制度におい て、地域子育て支援事業の一つとして 位置付けられ委託事業として再編され ることから、他の地域子育て拠点の事 業や幼稚園の事業を含め、ニーズ量へ の対応を図る。	・30年度の利用状況(延べ人数) 聖華保育園 延べ 860人 コピーブリスクール せきやど保育園 延べ 291人 アスク七光台保育園 延べ 1人 コピーブリスクール さくらのさと保育園 延べ 270人 聖華未来のこども園(幼稚園型) 延べ 482人 計 1,904人	既に実施している民間保育園4園に 29年度から「聖華未来のこども園」の 1園を加えて、引き続き実施した。 年間の利用状況は平成26年度をピー クに減少傾向にあることから、必要量 は充足しているものと思われる。 今後は子育てサロン等、他の地域子 育て拠点事業も含めた、一時預かり事 業の適切な実施と内容の充実を図る必 要がある。	8,132	・現状では一時預かり事業の必 要量が充足していることから、 今後は利用状況を見極めつつ、 民間活力を導入する際に改めて 実施の有無を検討する。	7,123	○概ね計画 どおり	①継続
17	83	既存	子育てサロン事業 の充実 H14. 5～	児童家庭課	・育児中の保護者が仲間と交流できる 子育てサロンを開設し、育児相談、情 報提供、講座の開設を実施するなど、 子育て支援の充実を図る目的で、地域 ぐるみで子育て支援を行っているNP O法人へ委託しています。	・利用状況（延べ） ゆう&みい 7,272人 ゆっくっく 3,647人 野田市どろんこの会 1,667人 平成29年度までは、子育てサロンの拡 充を図るために、事業者の施設整備や維 持管理に係る経費について助成をしてい たが、平成30年度から事業運営に重点を 置くため、委託事業として事業の共通化 を図り、開設日数や開設時間を統一し た。	NP O法人の3団体に子ども子育て 支援法に基づく地域子育て支援拠点事 業として、野田市エンゼルプラン第4 期計画に沿い交流・相談・情報提供・ 講座関係の4事業を委託事業として実 施することで、開設日数や開設時間を 拡充し、サービスの向上に努めた。、	10,405	NP O法人の3団体に引き続 き子ども子育て支援法に基づく 地域子育て支援拠点事業とし て、野田市エンゼルプラン第4 期計画に沿い交流・相談・情報 提供・講座関係の4事業を委託 事業として実施する。	10,560	○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
18	85	既存	つどいの広場事業 の充実 H18. 1～ H19. 10～ (いちいのホール に移転)	児童家庭課	・地域において、乳幼児を持つ保護者 同士が打ち解けた雰囲気の中で気軽に 交流を図る場を設けるだけでなく、ア ドバイザーが保護者からの相談や助言 を行うことにより子育てへの不安感を 取り除き、育児負担を軽減する。 ・子ども子育て支援新制度に対応する 支援サービスを提供できるよう市内の 地域子育て支援拠点のサービスの共通 化を推進します。	・利用状況（延べ） 大人 2, 919人 乳幼児 3, 217人 計 6, 136人	・18年1月の開設以来（19年10月いち いのホール移転）、関宿地域において 乳幼児とその保護者が気軽に集い、う ち解けた雰囲気で語り合う中で交流を 図るとともに、育児相談等を行う場と して、子育て中の保護者の負担感の緩 和に努めた。 ・市内の地域子育て支援拠点のサービ スの共通化のため、交流事業の親子 サークルを実施する。	3, 468	・関宿地域の子育て拠点とし て、N P O 法人への委託により 事業を継続する。 ・地域子育て支援拠点における 事業（交流・相談・情報提供・ 講座の4事業）の共通化を継続 する。	3, 520	○概ね計画 どおり	①継続
19	86	既存	地域子育て支援セ ンターの整備 H14. 11～	保育課	・地域における子育て拠点として、子 育て世代の交流・相談・サークル支援 等を実施する。 ・基本的には第2期計画で目標とされ た4か所を整備することとし、今後は 地域バランスに配慮しつつ新設の民間 保育所等での実施を検討する。	サークル参加人数（延べ人数） ・子育て支援センター 1, 507人 （東部保育所） ・さくらんぼルーム 442人 （聖華保育園内） ・ぽかぽかひろば 29人 （アスク七光台保育園内） ・コアラルーム 586人 （聖華未来のこども園内）	・子ども・子育て支援新制度におい て、地域子育て支援事業は13事業の一 事業に位置づけられていることから、 子育て支援センターと子育て支援拠点 事業施設と連携を図り、子育て世代の 交流、相談、サークル等の内容の共通 化を図った。	—	・地域子育て支援センターは指 定管理者制度導入3年目になる ことから、事業周知方法を工夫 しつつ、従前の事業に加えて新 たな事業を検討する。	—	○概ね計画 どおり	①継続
20	87	既存	巡回相談等による 相談支援体制の充 実 H13～（巡回相談）	児童家庭課 子ども支援室	・市内の保育所、学童保育所等への巡 回相談 （利用者、施設周辺住民対象） ・育児相談会の開催	・家庭児童相談員2名により市内各保育所 （保健師が同行）、学童保育所、子ども 館などにて巡回相談を実施した。 ＜巡回相談実績＞ 認可保育所22か所（相談 223件） 学童保育所34か所（相談 177件） 子ども館6か所（相談7件） 園庭開放1か所（相談5件） 合計 61か所（相談361件）	巡回相談事業について、発達に関する 相談が多い現状や児童虐待の未然防止 や早期発見が母子保健事業に位置付け られていることなどから、子ども支援 室で行う巡回相談支援事業と内容が重 複している。 このようなことから、児童家庭課が実 施している巡回相談事業については、 子ども支援室が進める「巡回相談支援 事業」に再編して継続する。	—	事業終了（子ども支援室による 「巡回相談支援事業」へ再編し て継続。） 子ども支援室にて、障がいの早 期発見・早期対応のための「巡 回相談支援事業」を開始する。 専門職（心理士、作業療法士 等）が保育所などの子どもやそ の親が集まる施設や場所に巡回 し、施設スタッフや親に対し適 切な対応について助言等を行 う。	—	○概ね計画 どおり	②再編の上 継続
21	88	既存	公民館での電話及 び面接相談の実施 H13～	生涯学習課 公民館	・東部、南部梅郷、北部、川間、福 田、関宿中央、関宿、二川、木間ヶ瀬 公民館に配属されている社会教育指導 員を相談員とし、毎月第3日曜日の「家 庭の日」を相談日として、電話及び面 接による相談事業を実施する。	・各公民館に配属されている社会教育指 導員を相談員として電話及び面接による 相談事業を行った。 相談件数 20件	・現場に精通する指導員ならではの相 談対応に、相談者からも高い評価を受 けている。 ・課題としては、平日の指導員出勤日 以外にも、毎月の第3日曜日の「家庭の 日」を相談日としていることを引き続 き周知していくなど、相談しやすい環 境づくりに努めていく必要がある。	—	・30年度に引き続き、毎月第3 日曜日の「家庭の日」を相談日 として、電話及び面接による個 別の子育てに関する悩みなどの 相談に応じていく。	—	○概ね計画 どおり	①継続
22	89	既存	心配ごと相談事業 の充実 S36～	社会福祉協議会	・日常生活における悩みごとの初期相 談窓口として、毎週火曜日及び第1金 曜日に相談所を開設 ・相談所のPR活動を図るとともに、事 例検討や定期研修を実施し、相談員の 資質の向上を図る。	・相談件数：3 5 件	・相談員の資質の向上と、更なる事業 の周知を図る。	433	・日常生活における悩みごとの 初期相談窓口として、毎週火曜 日及び第1金曜日に相談所を開 設する。 ・相談所のPR活動を図るとと ともに、事例検討や定期研修を実 施し、相談員の資質の向上を図 る。	372	○概ね計画 どおり	①継続
23	90	既存	子育て支援総合 コーディネート事 業 H17. 7～ 児童家 庭課 H27. 10～ 保健セ ンター	保健センター 子ども支援室	・市内の子育て支援情報を一元的に把 握する「子育て支援総合コーディネー ター」を配置し、各種子育て支援サー ビスの情報を発信する。 ・妊娠から出産、育児、就学と子ども の成長に応じて、保護者がワンストッ プで安心して相談できる「子ども支援 室」を新設して、その事業の中で子育 て支援総合コーディネート事業を実施 する。	・情報収集 436件 ・相談 99件 ・関係機関との調整 1件 ・各施設への取材 3件 ・LINE配信 3回 ・ホームページ閲覧 23, 149件	・インターネットによる子育て支援情 報局「かるがもネット」を11月にリ ニューアルし「にじいろnavi」として 野田市HP内に開設し、利用しやすくし ました。また12月より「にじいろ navi LINE@」を開始し、子育て情報を 発信しています。 ・母子保健事業に参加するなど子育て 情報を発信した。	2, 826	・リニューアルした「にじいろ navi」の周知につとめ、常に最 新の情報を収集・掲載する。あ わせて「にじいろnavi LINE@」 も毎月2回程度発信する。 ・母子保健事業に参加し、子育 て情報を提供する。	2, 838	○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
24	92	既存	延長保育の充実 H14. 4～	保育課	・全公立保育所で午前7時から午後7時 までの延長保育を実施する。 ・保育所の指定管理者導入に伴い、公 立保育所において午後7時以降の延長 保育を実施する。 ・民間保育園において午後8時までの 延長保育を実施する。 ・事業所内保育所では、ひばり保育園 (午後8時) で延長保育を実施する。 午後8時 ・公立 清水保育所 花輪保育所 東部保育所 北部保育所 尾崎保育所 木間ヶ瀬保 育所 午後10時 ・公立 南部保育所 ・私立 聖華保育園 (H27 まで午後9時) コビーのだ保育園 コビーせきやど保育園 アスク七光台保育園 アスク川間保育園 コビーさくらのさと 保育園 すくすく保育園 コビーあたご保育園 すくすく保育園分園 ・事業所内保育所 ひばり保育園	・子ども・子育て支援新制度施行によ り、保育標準時間の原則的保育時間は、 午前7時から午後6時までとなり、午後6時 を超えた時間を延長保育としている。 ・延べ利用児童数 公立 (月極利用) (日割利用) 午後7時まで 1,809人 10,534人 午後8時まで 186人 2,957人 午後9時まで 0人 62人 午後10時まで 0人 10人 計 1,995人 13,563人 私立 (月極利用) 午後7時まで 1,254人 午後8時まで 255人 計 1,509人	・保育所における延長保育の実施時間の 拡大については、今後の利用状況を見極 めながら検討する。	—	・引き続き全保育所で延長保育を 実施する。 ・民間活力を導入したことで、延長 保育事業の拡充が図られている が、今後、延長時間の拡大等につ いては、これまでの実績と保育無 償化の影響を踏まえ、今後の利用 ニーズを検討する。	—	○概ね計画 どおり	①継続
25	93	既存	休日保育の充実 H15. 4～	保育課	・日曜・祝日等の保護者の就労その他 の理由により、家庭で保育することが 困難となった乳児又は幼児について、 休日の保育を行う。 ・目標事業量及び実施場所の地域性を 踏まえ、指定管理者制度を導入してい る尾崎保育所及びコビープリスクール あたご保育園 (平成2 6 年1 1 月開 園) で引き続き休日保育を実施する。	・休日保育利用人数 コビープリスクールあたご保育園 申込実人数 27人 延べ利用者数 366人 尾崎保育所 申込実人数 20人 延べ利用者数 241人	・休日保育の事業拡大については、実 績と今後の利用ニーズを踏まえ、利用 状況等を見極める必要がある。	—	・引き続き、尾崎保育所及びコ ビープリスクールあたご保育園 で休日保育を実施し、ニーズの 把握に努める。	—	○概ね計画 どおり	①継続
26	94	既存	病児・病後児保育 の充実	保育課	【事業番号15再掲】						○概ね計画 どおり	①継続
27	94	既存	新制度における幼 稚園の預かり保育 の拡充	学校教育課	【事業番号6再掲】						○概ね計画 どおり	①継続
28	95	新規	求職者子育て支援 サービス H26. 6～	保育課	・求職活動中の保育所申込者で希望す る保育所に空きがなく入所許可となら なかった保護者が、求職活動の際、児 童の保育のために利用した子育て支援 サービス (ファミリー・サポート・セ ンター事業、訪問型一時保育事業) の 費用を助成し、保護者の経済的負担の 軽減を図る。	代替保育利用支援事業 ・助成金の額 利用した代替保育サービスに要した費 用の1/2 (児童1人につき1か月当たり上限 2万円) ・利用実績 5件	・26年6月から事業を開始したが現在 までの利用が1件 (29年度) である。 当該事業は保護者の求職活動をしやす くすることを目的として開始された事 業であったが、利用実績が少ないこと から事業内容等を見直した。	17	・10月から幼児教育・保育無償 化が実施されることから、代替 保育利用支援事業の事業内容等 の見直しを検討する。	1,060	○概ね計画 どおり	①継続
29	96	新規	保育所の耐震補強 の実施	保育課	・平成24年度から25年度に実施した耐 震診断の結果を踏まえ、耐震補強を要 する5保育所5棟 (清水、中根、東 部、北部、尾崎) について、他の公共 施設の計画や推進状況、具体的な補強 等の方法及び時期等について検討す る。	実績無し	・他の公共施設の耐震補強工事の進捗 状況を見極めながら、耐震補強を必要 とする尾崎保育所の整備計画を検討す る。また、工事費の財源確保等につい ても検討する必要がある。	—	・他の公共施設の耐震補強工事 の進捗状況を見極めながら、耐 震補強を必要とする尾崎保育所 の整備計画を検討する。また、 工事費の財源確保等についても 検討する。	—	× 未実施	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
30	97	既存	保育環境向上のための施設整備の推進	保育課	・施設維持に伴う修繕及び保育児童数等の変化に対応する改修工事の検討・実施。また、更新時期を迎えているエアコン設備等の計画的な整備を行う。	・空調設備改修工事実施保育所保育室 花輪（1室）、東部（1室） 北部（1室）、木間ヶ瀬（1室） 乳児（1室） ・保育所施設改修工事実施保育所 天井扇風機撤去工事（全10保育所） 暖房機交換工事（北部、東部、南部） 排水設備等改修工事（乳児） テラス塗装改修工事（花輪、尾崎） ウインドクーラー移設（木間ヶ瀬） 保育室及び遊戯室床改修工事 （北部、東部） 厨房改修工事（南部） 給湯器交換工事（乳児） 壁掛扇風機設置工事（尾崎） トタン塀等修繕工事（中根） フェンス等補修工事（南部） ブロック塀撤去外柵設置工事 （清水、中根） フェンス等補修工事（南部） オイルサーバー交換工事（北部） 消防設備改修工事（清水） ・西側門扉改修工事（花輪） ・屋外給水設備改修工事（中根） ・屋外遊具安全対策修繕工事 （清水、花輪、南部、乳児、福田、 尾崎、木間ヶ瀬） ・ジャングルジム等改修工事 （花輪、中根、東部、南部、乳児）	・更新時期を迎える公立保育所のエアコン整備を今後も計画的に推進する。また、未整備となっている調理室のエアコン設置について、検討する必要がある。 ・経年劣化が顕著な保育所の修繕や保育児童数等の変化に対応した改修工事を、財源確保も含めて検討する必要がある。	53, 275	・保育に必要な施設等の修繕及び改修工事を計画的に実施し、良好な保育環境の整備に努める。 （元年度工事実施予定） ・空調設備改修工事実施保育所保育室等 中根（2室）、東部（1室） 南部（1室）、北部（1室） 尾崎（1室）、福田（1室） ・壁掛扇風機設置工事 （全10保育所） ・テラス改修工事（東部） ・遊具設置工事 （南部、福田、尾崎、木間ヶ瀬） ・トイレ改修工事（福田、尾崎）	53, 182	○概ね計画どおり	①継続
31	99	既存	子育てに関する意識啓発の推進	児童家庭課	・子育て等に関する各種支援団体の講演会やシンポジウムの支援をするとともに、子どもを生み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る取組を推進する。 ・野田市エンゼルプラン第4期計画について、市ホームページや広報を通じて周知する。 ・子ども館6館合同事業で、子育てに関する講演会を年1回実施する。	子育て支援講演会 講師：徳田 克己氏（筑波大教授 子ども支援研究所所長） 演題：「心の強い子どもを育てる子育ての秘訣」 10月13日(木) 野田市役所 8階大会議室 10時～11時30分	・子ども館合同講演会参加者によるアンケートでは、子育てに有益な情報があつた等の意見が多数あり、好評を得ている。	30	50	・今後も子育てに不安を抱える保護者のニーズに沿った啓発事業の実施や後援について対応していく。 ・子育て支援を実施している民間団体の支援を行うことで社会全体で子育てを支援する意識を醸成する。	○概ね計画どおり	①継続
32	100	既存	子育て世帯への情報提供 H14. 3～ （ガイドブック 3年を目安に改訂） H30. 4～ （ガイドブック 毎年改訂）	児童家庭課 保健センター 子ども支援室	・子育て情報を一元化した子育てガイドブックを制作し、対象年齢児童の保護者に配布する。 ・野田市子育て支援情報局「かるがもネット」の中で、ガイドブックを公開する。	・LINE配信 3回 ・ホームページ閲覧 23, 149件 ・子育てガイドブック 6, 500部	・「かるがもネット」を11月にリニューアルし「にじいろnavi」として野田市HP内に開設し、利用しやすくなりました。また12月より「にじいろnavi LINE@」を開始し、子育て情報を発信しています。 ・子育てガイドブックを企業広告を活用し無料で作成することで、経費をかけずに掲載内容を毎年更新し発行することができる。	—	・リニューアルした「にじいろnavi」の周知につとめ、常に最新の情報を収集・掲載する。あわせて「にじいろnavi LINE@」も毎月2回程度発信する。 ・母子保健事業に参加し、子育て情報を提供する。 ・今年度も引続き企業広告を活用し、経費をかけずに子育てガイドブックを作成し情報提供を行う。	—	○概ね計画どおり	①継続
33	102	既存	高齢者と保育所の子どもとのふれあい活動の充実 H10～	保育課	・地元自治会やいきいきクラブに協力を依頼し、保育所ホールや園庭を開放し保育行事や伝承遊び、園芸菜園の耕作等の交流活動を通じて、高齢者とのふれあいを深める。また、地域施設に訪問し、交流を図る。 ・地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいを推進する。	・公立保育所（10施設）では、年1～13回実施しており（清水保育所は8月を除いて毎月実施）、延べ40回実施した。 【内訳】 伝承遊び3回 花植え1回 夏祭り2回 散歩1回 運動会1回 世代間交流 14回 芋苗植え2回 その他3回 芋掘り3回 ハロウィン1回 施設交流9回	・保育所と地元自治会、いきいきクラブとの連携及び高齢者施設を訪問することにより、高齢者と子どものふれあい事業の継続や充実が求められている。 ・高齢者との交流により、花の苗植えや芋掘りをする事で土に触れる機会が作れる。	—	・引き続き、地元自治会やいきいきクラブの協力を得て、ホールや園庭を開放し、伝承遊び、園芸菜園の耕作などの交流活動を通じ、高齢者とのふれあいを深める。また、運動会やクリスマス会などの保育所行事に参加を推進することで、より一層の交流が図れる。 ・地域の中で子育て支援を行うとともに高齢者の社会参加と生きがいを推進する。	—	○概ね計画どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
34	103	既存	主任児童委員・児童委員活動の充実	生活支援課 児童家庭課	・地域のひとり親家庭への相談や実態把握を行う。また、対応が困難なケースについては、専門部会等の中で協議するなど、的確な対応に努める。特に新規世帯や要支援世帯に対しては、母子自立支援員との同行訪問を実施する。 ・要保護児童及びその保護者、妊産婦等の生活と環境を適切に把握しサービスを利用するために必要な情報を提供する。	・母子・父子自立支援員と主任児童委員による同行訪問件数 185件 ・主任児童委員連絡会研修 第1回 ひとり親家庭の支援について (H30. 10. 24) 第2回 ひとり親の家庭訪問について (H31. 2. 20)	・ひとり親家庭の実態把握については、民生委員児童委員に対しての個人情報提供を拒否する家庭も多いことから困難な点もあるが、母子父子自立支援員と情報を共有し、児童の健全育成のため、地域での見守りをさらに推進する必要がある。	634 (主任児童委員報償費)	・ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施する。 ・主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年2回実施する。	634 (主任児童委員報償費)	○概ね計画どおり	①継続
35	104	既存	青少年相談員活動の充実	青少年課	・スポーツ、文化活動を通じて青少年の健全育成を図る。 ・青少年の非行防止活動を推進する。 ・社会環境の浄化活動を推進する。 ・スポーツルール、レクリエーション活動を学習する。 ・青少年の社会参加を促進する。	・活動の充実を図るため青少年相談員連絡協議会に対し、補助金(978千円)を交付し、相談員活動の自主事業の開催及び他事業の協力支援を行った。 ・第14回野田市青少年相談員CUPドッジボール大会 開催日：H31. 2. 3 会場：関宿総合公園体育館 20校参加 ・青春の中学生「腕相撲王者決定大会」 開催日：H30. 11. 25 会場：勤労青少年ホーム 参加者：9チーム 相談員25人 ・「こどもまつり」に協力 開催日：H30. 10. 21 会場：中央小学校 参加者：19人 ・第63回野田市青少年柔剣道大会に協力 開催日：H30. 4. 15 会場：野田市総合公園体育館 参加者：31人 ・「東葛飾地区少年の日・地域のつどい大会」に参加 開催日：H30. 12. 9 会場：松戸運動公園 ・カルタでチャレンジIN松戸・ニューススポーツ 参加者：ニッ塚小14人、相談員10人 ・「スケートで遊ぼう」、「中学生ウルトラクイズ！クイズ王決定戦」を地域活動として実施 ・「みこしパレード」、「歩け歩け大会」、「ビーチボールパレー」、「南部地域あおいそら南部支部まつり」などの各地域行事に参加、協力した。 ・地域環境浄化活動(違法ビラ確認)実施1回 17枚	・スポーツ・レクリエーション活動の開催を通じて、世代間の交流と市内の子どもたちが相互の親睦と友情を深めることができた。 ・市内8地域に分かれ、より一層地域に根差した身近な相談員を目指し、地域事業に参加していく必要がある。	978	・スポーツ、文化活動を通じて青少年の健全育成を図る。 ・社会環境の浄化活動を推進する。 ・スポーツルール、レクリエーション活動を学習する。 ・青少年の社会参加を促進する。	1,799	○概ね計画どおり	①継続
36	106	既存	少年非行対策等の充実	青少年センター	・青少年補導員、社会教育指導員等の連携により、青少年センターを中心とした計画的な街頭補導を実施する。 ・計画としては、年間770回を目標とする。	・街頭補導の実施 実施回数：759回(ほぼ目標数達成) 延べ従事者数：2,061人 ・補導少年数(前年比△2人) 男：14人 女：15人	【↓生活支援課記載】	8,713	・青少年補導員、社会教育指導員等の連携により、青少年センターを中心とした計画的な街頭補導を行う。 ・計画としては、年間770回を目標とする。	8,883	○概ね計画どおり	①継続
37	107	既存	友だちづくり推進事業の推進 H14～ (サタデークラブ)	青少年課	・オープンサタデークラブによる各種講座の開講 土曜日に地域の教育力を活用した課外活動を行うことにより、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性の育成と共に規範意識を育む」場を創出する。	・新規講座を1講座開講することにより、会場数・講座数は昨年からそれぞれ1増の28会場・37講座で開講することができた。(年最高13回) ・参加数 延べ 6,955人 出席率52.8%(前年比△5.0%)	・主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年2回実施する。	6,191	・新規講座を1講座開講することにより28会場、38講座の開催を行う。(年最高16回) ・参加児童の発表イベントを開催する。 ・各種講座の連絡調整を行う。	7,985	○概ね計画どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
38	108	既存	世代間交流事業の 充実 H8～ (ふるさと伝承講 座)	青少年課 指導課	(青少年課) ・世代間交流事業として、「ふるさと 伝承講座」を実施し、地域の方々と子 どもたちとの世代間の交流を図る。 (指導課) ・学校・保護者・地域が連携し教育活 動を支援するため学校支援地域本部の 設置と地域教育コーディネーターの配 置	(青少年課) ・ふるさと伝承講座を開催した。 開催日 平成31年1月24日(木) 会 場 ニツ塚小学校 児童数 25名 内 容 昔遊びの実演体験を通して、 日本人が持つ文化を体験し、世代間の交 流を深めた。 (指導課) ・地域人材による特別授業の実施、授業 補助や補習支援、図書室の利活用の推 進、キャリア教育の推進、地域の行事と の交流、学校の教育環境の整備等へ重点 的に取り組んだ	(青少年課) ・学校支援地域本部地域コーディネ ーターとの連携により、地域の人材によ る講座を開催した。 ・市内小中学校の協力を得ながら、多 様な技能を持つ地域の人材を発掘して いく必要がある。 (指導課) ・地域の方、諸団体との理解や交流を 深めることができた。今後は、PTAや 保護者との積極的な交流を深め、ボラ ンティア活動に協力いただける方を増 やすこと、地域教育コーディネーター のスキルアップと世代交代に努めてい	(青少年 課) 13	(青少年課) ・世代間交流事業として、地域 の方々の協力を得ながら「ふる さと伝承講座」を開催し、子ど も達との世代間の交流を図る。 (指導課) ・地域人材による特別授業の実 施、授業補助や補習支援、図書 室の利活用の推進、キャリア教 育の推進、地域行事との交流、 学校の教育環境の整備等に重点 的に取り組んでいく。	(青少年課) 50	○概ね計画 どおり	①継続
39	109	既存	こどもまつりの充 実 S54～	青少年課	・子どもたちにより良い遊びと創造の 文化を与え、みんなで子どもたちを守 り、健全な地域社会を作る一翼を担 う。	・市内青少年健全育成団体等が実行委員 会を組織し、テーマに沿ったアトラク ションコーナーを設け、野田市こどもま つりを中央小で実施開催した。 当日は、快晴に恵まれ子どもと家族を合 わせ約850人の来場があり、事故怪我等も なく終了することができた。 開催日 平成30年10月21日(日) 会 場 中央小学校裏校庭	・子ども達の仲間づくりや体験活動の 場として子どもや保護者が参加止に なった。 ・こどもまつり同様の交流を主目的に した行事が多方面でも実施されている ため、今後の方向性について検証する 必要がある。	720	・令和元年10月20日(日) 関宿 中央小学校で開催予定	983	○概ね計画 どおり	①継続
40	110	既存	子ども館の機能の 充実 (閉館日解消のた め開館委託) H14. 7～	児童家庭課	・子ども館の休館日(月・火・祝日) を業務委託することで年末年始を除き 開館する。 ・気軽に交流できるサークルやセミ ナーなど親子のふれあいの場を作ると ともに、地域における中学生・高校生 の活動拠点としての事業を検討する。	・開館日 359 日間 81,690 人 うち社会福祉協議会への委託により 開館 112 日間 12,082 人	・子ども達の健全な遊びの場として休 館日を解消する。 ・18歳までを対象とした異年齢の子ど もが共同で利用する施設であることか ら、安全に利用できるように日々の施 設管理を徹底する。	6,171	・より積極的に子育て家庭が気 軽に交流できるサークルやセミ ナーなど親子のふれあいの場を つくるとともに、様々な年齢の 利用者が安全に利用できるよう 施設の適正な管理と職員の研修 等に努める。 ・委託を解消し、全て直営で全 日程サークル等を実施出来る方 法を検討する。	6,847	○概ね計画 どおり	①継続
41	111	新規	プレーパーク活動 への支援	児童家庭課	・自然を活かし様々な道具を使って子 ども達と遊ぶプレーパーク活動への支 援について、活動する団体への活動場 所の提供や子ども館事業との連携、活 動を広報により周知する。	・活動団体との協議により、平成28年度 から山崎子ども館が協力し、施設横の雑 木林の空き地で実施している。	・野田市エンゼルプラン第4期計画で 位置付けた内容で支援を進めることが 出来た。	—	・月1回の実施を予定している が、今後回数の増加ができるか 実施団体「のだ遊ぼうよの会」 と協議を進める。 ・子ども館と共同または連携で 実施できる催しがないか検討す る。	—	○概ね計画 どおり	①継続
42	112	既存	育児サークル活動 の充実	児童家庭課 保育課	・子ども子育て支援新制度に対応する ために、子ども館以外にも市内の地域 子育て支援拠点全てで育児サークル活 動を実施する。 ・サークルの活動促進について、機関 紙・ホームページをはじめ広く参加者 を募集する。 ・各施設のスタッフは、サークルの参 加者に対して、スムーズに活動ができ るよう適切な助言を行う。	・サークル参加人数(延べ人数) ・子育て支援センター 1,507人 (東部保育所) ・さくらんぼルーム 442人 (聖華保育園内) ・ぽかぽかひろば 29人 (アスク七光台保育園内) ・コアラルーム 586人 (聖華未来のこども園内) ・子ども館(6館合計) 11,820人	・多くのサークル参加者があり、親子 の交流を図ることができた。 ・利用者のニーズにあったサークルを 開催していく必要がある。	—	・今後もサークルの活動を推進 していく。 ・地域子育て支援拠点における 事業(交流・相談・情報提供・ 講座の4事業)の共通化を継続 する。	—	○概ね計画 どおり	①継続
43	113	既存	ブックスタートの 推進 H16～	興風図書館 保健センター 子ども支援室	・0歳児向け絵本リスト、1・2歳児向け 絵本リストを作成・配布する。 ・ブックスタートボランティアを養成 し、3か月児健診時の親子に読み聞か せを実施する。	・延べ146人のボランティアの方々に協力 していただき、絵本の読み聞かせの大切 さを伝えながら、出生祝品として、3か 月児健診の受診対象の親子857人へ1,714 冊の絵本を贈った。	・ブックスタートボランティアについ ては定期的に募集をかけ、加入いた だいているところであるが、定着が難し い状況にあり、その結果慢性的にボラ ンティア不足が続いている。	776	・引き続き、0歳児向け絵本リ スト、1・2歳児向け絵本リス トを作成、配布する。 ・ボランティアの協力を得なが ら、絵本の読み聞かせの大切さ を伝え、出生祝品として、3か 月健診時の親子へ絵本を贈る。 ・ブックスタートボランティア の募集を行い、3か月健診時の 親子に読み聞かせを実施する。	1,785	○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
44	114	既存	街区公園等その他の都市公園及び児童遊園の整備促進 H12～	みどりと水のまちづくり課 生活支援課	・利用しやすく、安全な公園管理を基本に地元自治会等の要望を取り入れながら公園施設の整備を促進する。	(みどりと水のまちづくり課) ・川間駅南第一公園に設置されていたジャングルジムについて、安全点検により危険防止のため過年度に撤去し、地元自治会から雲ていの設置について要望があったことから遊具の新設を実施 ・次木親野井特定土地区画整理事業で設置された、なみき二丁目公園は正式に都市公園として供用を始めるにあたり、トイレ施設が設置されておらず、地元の日常利用やイベント時の必要施設であり、トイレ及び水飲み機の設置を実施 ・堤台児童遊園のすべり台降りロセーフティーマットの老朽化に伴いマットの交換を実施 ・鶴奉児童遊園の照明交換を実施（生活支援課） ・安全点検の結果により、緊急度の優先順位を付け、7か所8遊具の撤去、3か所4遊具の補修を実施。	・公園施設については老朽化が進んでおり、安全点検の結果により緊急度の優先順位を付け、今後も引き続き改修を実施していく必要がある。	(みどりと水のまちづくり課) 6,000	・公園を安全で快適に利用できるよう、老朽化した遊具等の改修を引き続き実施していくとともに、地元の要望等を聞きつつ整備を図っていく。 (みどりと水のまちづくり課) ・地元自治会の要望により愛宕児童遊園の過年度に撤去した滑り台の再設置 ・弁天谷津時度遊園の安全点検により危険防止のため、木製ブランコを撤去 ・花井児童遊園のトイレの改修	(みどりと水のまちづくり課) 12,523	○概ね計画どおり	①継続
45	115	既存	保育所・幼稚園・学校等の園庭や校庭及び体育館等の開放促進	保育課 学校教育課	・保育所の園庭を開放し、地域の子どもの遊び場を確保する。また、園庭開放の周知については、市報等を活用して広報に努める。 ・幼稚園の園庭、小・中学校の校庭や体育館等の施設を、スポーツ、レクリエーション等を目的とする社会教育関係団体等の使用に提供する。 ①子どもの遊び場を確保する保育所園庭の開放、②スポーツ、レクリエーション、文化活動等を目的とする社会教育関係団体等の活動場所として提供する幼稚園園庭、小・中学校校庭、体育館等の施設開放等について、地域の実情を踏まえ継続して実施する。また、その他の社会資源の活用を検討する。	(保育課) ・園庭開放 公立保育所（10施設）の実績 年間開放回数 140回 年間延べ利用人数 1,049人 (学校教育課) ・小学校20校、中学校11校及び幼稚園3園でバレーボール、サッカー等のスポーツ、レクリエーション等の活動に対して学校開放を実施した。 ・利用実績 幼稚園：屋外施設9回 124人 屋内施設26回 348人 小学校：屋外施設 2,422回 99,802人 屋内施設 8,271回 182,226人 中学校：屋外施設 69回 3,827人 屋内施設 4,417回 66,291人	(保育課) ・園庭開放の中で実施しているアンケートの結果を踏まえ、30年度から親子ふれあい保育所体験を実施することとした。今後も事業継続及び実施にあたっては地域における子どもの遊び場の状況把握やその使用ニーズを踏まえ、より有効的な活用方法などを検討する。 (学校教育課) ・今後も、学校教育に支障のない範囲で、学校開放の促進に努めていく。	—	(保育課) ・引き続き、保育所等の園庭開放をするとともに利用ニーズを把握し、地域の子ども達によりよい園庭開放ができるよう検討する。 (学校教育課) ・小学校20校、中学校11校及び幼稚園3園でバレーボール、サッカー等のスポーツ、レクリエーション等の活動を目的とする社会教育関係団体等に学校開放を実施する。	—	○概ね計画どおり	①継続
46	116	既存	公立幼稚園の機能の充実	指導課	・園庭を開放し、地域との触れ合いの場を提供する。 ・地域の女性団体等の交流活動を実施(収穫祭を兼ねたカレーパーティー・伝承遊び等) ・絵本読み聞かせの実施	・園庭の開放、こばとブレイルームの開催（未就園3歳児保育体験教室）、行事への地域住民の招待等で、地域の方々とふれあいの場を設定した。 ・幼児教育センターとしての情報の提供を進め、人間形成における幼児期の大切さを伝える。ひまわり相談との連携を図り、子育てに悩む保護者への支援に努めた。	・次年度に入園する子ども・保護者にとって、幼稚園がどのような所かを理解するための良い機会となっている。 ・ひまわり相談から就学相談へと移行することで、早期からの相談・スムーズな就学につながっている。	—	・園庭を開放し、地域とのふれあいの場を提供する。 ・絵本の読み聞かせやパネルシアター、製作活動を実施する。 ・夏祭り、収穫祭を兼ねたカレーパーティーや伝承遊びなど、地域との交流活動を実施する。幼稚園の活動を疑似体験してもらう場を提供する。 ・絵本読み聞かせを実施する。 ・ひまわり相談とのより一層の連携を図る。	—	○概ね計画どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
47	117	既存	子ども会育成連絡協議会活動の充実のための施策の推進 H12～	青少年課	・子どもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通した地域の教育力の向上、子どもの安全などを目指し、子ども会育成連絡協議会の事業を支援する。	・子ども会育成連絡協議会補助金の交付及び各種事業の支援を行った。 補助金の交付（1,747千円） ・ジュニアリーダー県外キャンプ研修会 開催日：H30.8.18～20開催 ・第36回親子映画会 開催日：H31.3.3 会場：文化会館大ホール 参加者約470人 ・育成者の集団活動指導のための安全講習会を1回実施 ・指導者講習会を10回開催 ・子ども会活動の充実を図るため、ジュニアリーダー講習会を14回開催	・子ども会育成連絡協議会の各種事業を通して子どもたちの健全育成が図られた。 ・これからも、多くの子どもたちの参加を得て活動を充実させる必要がある。	1,747	・子どもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通した地域の教育力の向上、子どもの安全などを目指し、子ども会育成連絡協議会の事業を支援する。	1,747	○概ね計画どおり	①継続
48	118	既存	あおいそら運動推進委員会活動の充実のための施策の推進	青少年課	・青少年健全育成団体地区別懇談会にはあおいそら運動推進委員会の委員さんにも参加をいただいているので、あおいそら運動のPR、支部設立についてのお話等をうかがえる機会をもうけていきます。	・青少年健全育成団体地区別懇談会に、あおいそら運動推進委員会の委員さんにご参加いただき、各支部の活動状況等についてお話いただくとともに、他の団体の方々と共に地域の青少年育成活動に引きつづきご尽力いただくよう働きかけた。	・青少年の健全育成活動に終わりはない。毎年、地道に継続していくことが大事。	—	・青少年健全育成団体地区別懇談会に、あおいそら運動推進委員のご参加をいただき、あおいそら運動についてのPR、支部設立についてのお話等をうかがえるような機会をもうけていきます。	—	○概ね計画どおり	①継続
49	119	既存	野田レクリエーション協会活動の充実のための施策の推進	青少年課	・野田レクリエーション協会にはこれまで同様、市が関係する事業に積極的に参加、協力をいただく。（こどもまつり）	・30年度もこどもまつりに参加いただき、子ども達の健全育成にご尽力いただいた。	・今年度も野田レクリエーション協会のご協力を頂きながら事業を推進しているが、年々高齢化していることが懸念される。	—	・オープンサタデークラブの指導者としてご協力いただきたい	—	○概ね計画どおり	②再編の上継続
50	120	既存	子育て支援団体の活動充実のための施策の推進	生涯学習課	・子育て支援を行う団体・サークルの活動や講演会活動に対し、公民館等における会場提供やパンフレット掲出等の協力を行う。	・随時実施した。 パンフレット等の配布・掲示 35件	・継続的に子育て支援に係る活動の周知等を行い、活動団体を支援するとともに、保護者や地域のニーズに合わせた情報提供を行う等、双方のニーズがうまく結びつくための調整、支援を行う必要がある。	—	・引き続き、子育て支援団体の活動充実のための支援を行い、子どもたちの健全育成のための環境醸成に努める。	—	○概ね計画どおり	①継続
51	121	既存	野田市民俗芸能連絡協議会活動の充実のための施策の推進	生涯学習課	・野田市民俗芸能連絡協議会に加盟する団体が、学校等での指導を行うとともに、指導を受けた児童・生徒の発表する機会の提供として「野田市民俗芸能のつどい」を開催する。	・第21回野田市民俗芸能のつどいの開催 出演 小学校6校・中学校1校 127人 ・後継者育成指導委託 小学校1校 28人	・継続して子どもたちの学習機会の拡充を図る。	308	・後継者育成活動等において一層の連携体制の構築を図る。 ・継続して子どもたちの学習機会をより一層充実させる。	347	○概ね計画どおり	①継続
52	122	既存	野田市サイクリング協会活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	福田地区の利根川未整備区間でのサイクリングロードの整備について検討し、整備済み区間についてもサイクリングの妨げとならないよう除草を行う。	・野田市スポーツ公園から境大橋、運河橋から水堰橋の区間の道路両端から1m幅について年2回除草を実施。	・福田地区の利根川未整備区間でのサイクリングロードの整備については、国土交通省との調整が必要である。	5,425	・平成18年度までに福田地区の利根川堤防未整備区間を除き、サイクリングロード整備が終了したが、今後も事業の継続を図る。	5,703	○概ね計画どおり	①継続
53	123	既存	野田市スポーツ協会活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	・野田市体育協会の活動充実のため、前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努める。また、補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図る。	野田市体育協会 加盟28種目、9,529人 ・行事調整会議(平成31年度実施用) 期日：平成30年12月7日(金) 会場：野田市総合公園体育館集会所 参加：40団体 ・市体育協会事業補助金、市民体育大会種目別大会補助金、県民体育大会派遣費補助金を交付。	・市民体育大会では多数の市民参加を得ておおむね生涯スポーツの普及が図られているため、引き続き事業の重要性に鑑み、協会の活動充実を図る必要がある。	6,172	・今後も事業を継続し、野田市スポーツ協会の活動充実のため前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努める。 ・また、補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図る。	6,173	○概ね計画どおり	①継続
54	124	既存	ボーイスカウト、ガールスカウト活動の充実のための施策の推進	青少年課	・青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し事業活動を支援するもの。	・野田市スカウト連絡協議会へ補助金を交付し（350千円）、清水公園清掃奉仕、覚醒剤乱用防止街頭キャンペーン、歳末助け合い運動などの活動を支援した。	・青少年健全育成団体として、子どもたちに奉仕活動や体験活動を通し、健やかな人間形成に大きく寄与している。	350	・青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し事業活動を支援する。	350	○概ね計画どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
55	125	既存	スポーツ少年団活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	・野田市体育協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援する。 ・広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに、各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図る。	・野田市スポーツ少年団 加盟団体20団体、団員数347人 ・近隣交流大会4種目(ミニバスケットボール、空手道、サッカー、バレーボール) ・野田市体育協会を通じて、事業補助金や市民体育大会種目別大会補助金を交付	・1団体増加に伴い、団員数が増加。	129	・今後も事業の継続を図り、広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図る。 ・野田市スポーツ協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や市民体育大会種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援する。 ・各单位団の認定指導者を増やすために、認定員になるための講習会費を補助する。	177	○概ね計画どおり	①継続
56	126	既存	社会福祉協議会の体制強化	社会福祉協議会	・地区社会福祉協議会が行う「ふれあいいきいきサロン」等の事業がより効果的な事業となるよう支援するとともに、ファミリーサポートセンター等の育児支援事業や学童保育所等の円滑な運営を行う。 ・新制度における学童保育所の新基準である、おおむね40人を超える集団を2つに分けることに対応するため、指導者の確保などに努める。	・ファミリー・サポート・センター会員数 利用会員 642人 提供会員 120人 両方会員 41人 ・学童保育所運営委託 17か所 内新規受託学童保育所数 1か所 平成30年4月 南部学童保育所	・既に受託されていた16学童保育所以外に新たに1か所の学童保育所を受託し円滑な運営に努めた。	—	・地区社会福祉協議会が行う「ふれあいいきいきサロン」等の事業がより効果的な事業となるよう支援するとともに、ファミリーサポートセンター等の育児支援事業や学童保育所等の円滑な運営を行う。 ・新制度における学童保育所の新基準である、おおむね40人を超える集団を2つに分けることに対応するため、指導者の確保などに努める。	—	○概ね計画どおり	①継続
57	127	既存	性に関する啓発活動の充実 H18～H19 (青少年健全育成講演会) H20～ (思春期教育講演会)	保健センター	エイズ等、性に関する健全な意識の涵養と併せて、思春期の心と身体の健康、命の大切さ、性や性感染症の予防に関する正しい知識の普及と啓発を図るため、市内の中学校の生徒及び保護者に対し、講演会を実施する。	野田健康福祉センターと共同で開催し、講演を希望した市内中学校において、実施。 中学校：11校 1,341人	学校の授業では取り扱うことが難しい内容や知識を学べる機会となり、「命の大切さ」や「人への思いやりの大切さ」等の感想が多く、継続の希望がある。 若年妊娠や性感染症の増加があり、正しい知識の普及・啓発に努める必要がある。引き続き市内中学校の全校での実施の必要があると思われる。	180	野田健康福祉センターと共同で思春期教育講演会を開催してきたが、今年度から保健センターが市内中学校11校すべてを受け持ち、野田健康福祉センターは、教職員向けの研修会を実施し、正しい知識の普及に努める。 今後は、各中学校の課題等に対応出来るよう内容や方法について検討する。	220	○概ね計画どおり	①継続
58	128	既存	性教育の充実 H14～	指導課	・小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習する。 ・中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習する。	・中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習した。(4年生) ・小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習した。(4年生)	・性教育については、性についての興味関心の個人差が大きく、また受け止め方にも差がある。指導方法や表現など、学年や男女の別、実態等をふまえて適切に行う必要がある。 ・LGBTについては、まだ広く知られていないこともあり、その取り組みについては、教員への研修が今後必要となると思われる。	—	・小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習する。 ・中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習する。 ・LGBTについての知識を、人権も含めた研修などによって深めていく。	—	○概ね計画どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
59	129	既存	人権教育・啓発の 推進及び「子ど も」の人権への取 組について H14. 2～	人権・男女共同 参画推進課	・子どもじんけん映画会の開催(人権 に関わるアニメビデオの上映、啓発物 品の配布・啓発資料の配布による人権 意識の啓発) ・人権擁護委員と連携し、「いじめ」 をテーマにした小学校人権教室の開催 (啓発ビデオの視聴・話し合い) ・人権擁護委員と連携し、「いじめ」 をテーマにした中学校人権講演会の開 催(市内中学校11校を3年で一巡)	○子どもじんけん映画会 開催日 平成30年10月13日(土) 会 場 野田市総合福祉会館第3会議室 映 画 ねずみくんのきもち それいけ!アンパンマン 来場者 230人 ○小学生人権教室 開催日及び実施校 ・平成30年12月4日(火)尾崎小学校 聴講者 58人(4年生) ・平成30年12月5日(水)福田第二小学校 聴講者 15人(3、4年生) ・平成30年12月10日(月)川間小学校 聴講者 55人(3、4年生) 講師 人権擁護委員 ○中学生人権講演会 開催日及び実施校 ・平成30年5月16日(水)木間ヶ瀬中学校 聴講者 306人 ・平成30年6月29日(金)東部中学校 聴講者 142人 ・平成30年6月29日(金)南部中学校 聴講者 740人 講師 NPO法人ジェントルハートプロジェク ト 小森美登里 氏・小森新一郎 氏	○子どもじんけん映画会は、開催日を 産業祭当日に合わせ、市報やホーム ページによる広報を行うとともに、産 業祭会場において、来場者に呼びかけ を行った結果、多くの親子が来場し、 人権意識豊かな子どもの成長を手助け することができた。 ○小学生人権教室は、毎年小学校3校 を選出し、4年生を対象に「いじめ」 についての講演を実施。他人への思い やりや、いたわりあう心を持つこと で、人間関係の大切さを学ぶ機会を設 けた。 ○中学生人権講演会については、いじ めを苦に自殺する事件が発生している ことから、子どもがいじめにより自ら 命を絶った遺族の方を講師に招き、命 の大切さを実感させることで、いじめ や暴力のない社会、命の大切さを改め て考えさせることができた。	—	あらゆる機会を利用し、継続的に人 権教育・啓発事業を実施する。 他人への思いやりや、いたわりの心 といった人権尊重意識を養うことを目 的に実施する。 ○子どもじんけん映画会 開催日 令和元年10月19日(土) 会 場 野田市総合福祉会館第3会議 室 ○小学生人権教室 開催日及び実施校 ・令和元年12月 4日(水)東部小学校 (3、4年生) ・令和元年12月 6日(金)二川小学校 (4年生) ・令和元年12月 9日(月)中央小学校 (4年生) 講師 人権擁護委員 ○中学生人権講演会 開催日及び実施校 令和元年6月20日(木)川間中学校 聴講者 273人 令和元年7月 4日(木)福田中学校 聴講者 192人 令和元年7月10日(水)二川中学校 聴講者 254人 令和元年7月11日(木)北部中学校 聴講者 466人 講師 NPO法人ジェントルハートプロ ジェクト 小森美登里 氏・小森新一 郎 氏	—	○概ね計画 どおり	①継続
60	131	既存	いじめ、少年非行 等に対応する地域 ぐるみの支援ネッ トワークの整備 H17～	指導課 児童家庭課 青少年センター	・非行等の問題を抱える子ども、いじ めを受けた子ども・いじめをする子ど もとそれらの家庭に対して他機関と連 携した相談・支援を行い、解決に努め る。 ・ひばり教育相談、「保護者の会」で は懇談会や講演会を行い、家庭におけ る子育て意識の啓発を行う。 ・地域において、子どもと大人が心を 通わせるようなキャリア教育等の啓発 活動を行う。	・市スクールカウンセラー、スクールサ ポートカウンセラーが、学校と連絡を取 りながら子ども同士の関係を調整し、個 別の相談を行うことにより、解決につな げた。 ・市スクールサポーター・スクールサ ポートカウンセラーの配置 8 校 ・ひばり教育相談相談件数延べ2,959件 「保護者の会」参加人数 55人	・学校や地域の関係機関と連絡を密に とり、情報の共有を図った。それによ り、非行問題等に悩む家庭や子どもに 対し、早期の対応や役割分担による組 織的な対応をとることに努めた。	25,773	・学校、指導課、児童家庭課、 青少年課を核とし、他の連携機 関のネットワークを強め深める ことにより、非行等の悩みを持 つ家庭や子どもの見守りや支 援、心のサポートなどの相談体 制を強化する。	29,497	○概ね計画 どおり	①継続
61	132	既存	一日体験保育の充 実 H12～	保育課	・保育所や幼稚園に通っていない児童 及び保護者を対象として、保育所行事 に参加して頂き、子育ての相談や情報 交換の場を提供する目的として、一日 体験保育を実施する。	・公立保育所(10施設)の実績 運動会 128人 消防車見学 7人 人形劇鑑賞 1人 お楽しみ会・クリスマス会 48人 親子ふれあい体験 16人	・一日体験保育の更なる事業拡充と充 実を図るための周知方法を検討する。 ・新たに、乳児保育所において親子ふ れあい保育体験を実施し、子育て相談 や情報交換の場を提供できた。	—	・引き続き、保育所や幼稚園に 通っていない児童及び保護者を 対象に保育所行事への参加や子 育てに関する相談、情報交換の 場として一日体験保育を実施し する。 ・元年度から親子ふれあい体験 にあわせて給食の試食会等の事 業を実施する。 ・多くの方に参加いただくよう 周知方法を検討し、広く周知し ていく。	—	○概ね計画 どおり	①継続
62	133	既存	岩木小学校老人デ イサービスセン ターにおける交流 H12～	指導課 高齢者支援課	・児童が昼休み等にデイサービスセン ターを訪問するとともに、交流給食を 行う。また、6年生のお別れ会・合同 運動会・クリスマス会などを通して交 流を行う。	・近年は交流給食は行っておらず、昼休 みに20～30分くらいの交流を各クラスで 行っている。週1回程度・1か月で1学年が 実施できるような予定で、歌やダンスの 披露、折り紙などの昔遊びなどを通して 交流を図っている。デイサービスの方が 用意してくださったゲームを行ったり、 学級の出し物を披露したりすることも あった。	・日常的な交流により、地域の人々と の温かな関わりが継続して持ててい る。 ・なお、冬の時期(1月以降)は感染 症の心配があるので、これらの交流活 動は控えている。 ・日程や内容の調整等、よりきめ細か な指導が必要になっている。	—	・学級・学年ごとの計画による 交流活動を通して、コミュニ ケーションを図る。(デイ訪問 として、昼休みなどに実施。季 節の歌を歌ったり、遊んだりす る。)	—	○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
63	136	既存	妊婦・乳児一般健康診査の促進 H9. 4～	保健センター	妊娠中の定期健康診査の費用助成を行う。契約していない医療機関受診分の償還払いを行う。 ・妊婦一般健康診査 14回 ・乳児一般健康診査 2回 (3～6か月児・9～11か月児)	・妊婦健康診査 延 9,353件 ・妊婦償還払い 延 70件 ・乳児健康診査 延 1,375件 ・妊婦歯科健康診査 延 143件	・妊婦健康診査においては、県外医療機関受診の希望があった場合には、市と医療機関との契約を迅速に進めている。また、契約不可の場合には、償還払いの制度の活用を必ず説明し、すべての妊婦が健診を受診しやすい制度整備に努めている。 ・乳児健康診査の制度について、母子健康手帳交付時、新生児訪問、3か月児健診等で説明している他、里帰り先でも受診できる償還払いの制度について説明を行い、周知を図っている。	79,502	・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため妊婦一般健康診査の受診勧奨や啓発に努める。	79,654	○概ね計画どおり	①継続
64	137	既存	妊産婦・新生児訪問指導の充実 H9. 4～	保健センター	・妊婦訪問は保健推進員・常勤保健師が実施 ・新生児産婦訪問は訪問指導員・常勤保健師・助産師が実施	・妊産婦及び新生児訪問 訪問指導員 延べ 496件 保健師 延べ 697件 助産師 延べ 322件	・専門職による新生児全戸訪問を実施した。新生児・産婦の健康状態、育児環境等の問題を訪問時に把握し、指導することで問題解決や継続支援の必要なケースに関しては、地区担当保健師や関係機関との連携につなげた。 ・出生連絡票の未提出や新生児訪問希望のない場合は、予防接種の説明や1～3か月健診までのフォローのために保健師と助産師が訪問し、産婦や新生児の健康状態の把握や育児不安の軽減に努めた。 ・低出生体重児やハイリスクの家庭は地区担当保健師が訪問し、支援を継続して行った。 ・他市町村への里帰りや他市町村からの里帰りにも対応した。	1,071	・専門職の訪問で、産婦の健康状態や育児環境を把握し、育児不安の軽減に努めると同時に、新生児の発育発達状態を確認し、アドバイスや指導を行う。 ・地区担当保健師が低体重児やハイリスク家庭に対し訪問を行い、引き続き支援していく。 ・専門職による訪問により、問題点や支援内容を確実に把握し、必要時は、その場で問題や悩みの解決につなげる。	1,384	○概ね計画どおり	①継続
65	138	既存	保健推進員活動の充実 S61. 3～	保健センター	・妊婦訪問（希望者のみ） ・生後2か月児訪問 ・乳幼児健康診査未受診者受診勧奨 ・市の保健サービスの情報提供 ・研修及び地区活動の推進者としての各種活動や会議等への参加	・全体研修会 12回 535人 ・健康づくりフェスティバルにおける保健推進員コーナー ・母子のサポート 3か月健診 27回 51人 1歳6か月健診 27回 49人 子育て相談会 27回 34人 ・がん検診啓発活動 8回 15人 ・ウォーキング講習会におけるサポート 4回 7人 ・母子向け講演会 28組	・平成30年度から、保健推進員の活動から訪問活動を廃止し、保健事業のサポートや検診（健診）のPR活動、子育て中の親子に対する講演会の企画・運営活動を中心に、積極的に健康増進を図りました。 ・住民のニーズの変化を踏まえ、また、保健推進員の地域の課題に根づいた活動をしたいという想いを、今後も地域の身近な存在として、母子保健及び健康増進事業の中で実施方法を検討していく必要がある。	517	・保健事業のサポートや検診（健診）のPR活動、子育て中の親子に対する講演会の企画・運営活動を中心に、積極的に健康増進を図ります。 ・今後も地域の身近な存在として、保健推進員の地域の課題に根づいた活動をしたいという想いを、母子保健及び健康増進事業の中で実施する方法を検討する。	1,141	△一部実施	②再編の上継続
66	139	既存	保健師の適正な人員配置	保健センター	・保健・福祉・介護等の様々な部門に適切に保健師を配置することで市民の健康ニーズに対応する。	・保健センター 19名 ・関宿保健センター 3名 ・子ども支援室 2名 ・地域包括支援センター 2名 ・介護認定係 1名 ・介護予防係 1名	・保健師を適切に配置し、市民の健康ニーズに応えている。なお、保健センターにおいては、相談・指導業務の内容が経済面や家族背景を含め複雑・多様化してきている。	—	・支援が必要な対象者の増加等から、引き続き適正な配置に努める。	—	○概ね計画どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
67	140	既存	乳幼児健康診査の 促進 S53. 4～ (1歳6か月) S56. 4～(3か月) H9. 7～(3歳)	保健センター	・乳幼児健康診査の実施により発育・ 発達を確認し、発達の時期に合わせた 適切な相談指導・情報提供等の支援を 行うことで、正しい生活習慣の確立 や、健やかな成長・発達の促進を支援 する。また、発育・発達や親子関係等 気がかりな親子に関しては精密検査の 実施や、関係機関と連携してきめ細か な関わりを持ち、育児不安への軽減に 努め支援等を充実・継続する。	・3か月児健康診査 対象者 869人 受診者 849人 受診率 97.7% ・低出生体重児健康診査 対象者 174人 受診者 151人 受診率 86.8% ・1歳6か月児健康診査 対象者 854人 受診者 820人 受診率 96.0 % ・3歳児健康診査 対象者 1,074人 受診者 1,022人 受診率 95.2% ・5歳児健康診査 対象者 58人 受診者 45人 受診率 77.6%	・健診後のミーティング、健診従事者 研修会等の実施、積極的な勉強会への 参加等で職員のスキルの向上に努め、 成長発達の早期発見や適切な指導につ なげた。 ・未受診者の状況把握を他課と連携 し、状況に応じ、受診勧奨等の支援に つなげている。また、発育、発達、親 子関係等気がかりなケースは関係機関 と連携し支援に努める必要がある。 ・児童家庭課等関係機関との調整会議 をひらき、育児支援の必要なケースに ついては今後も関係機関と連携して対 応する必要がある。 ・心理士、理学療法士が乳幼児健康診 査に参加することにより、発育・発達 や親子関係等気がかりな親子に関して 早期に相談に繋がられた。	11,111	・発育・発達や親子関係等気が かりな親子に対し、今年度か ら、理学療法士を乳幼児健診に 配置し、より多くの職種の視点 から、早期の相談及び親子教 室、療育施設の紹介等の切れ目 ない支援に繋げ早期発見、早期 治療に努めます。 ・未受診フォローマニュアルを 活用し、関係機関と連携し未受 診者の状況把握に努める。	12,430	○概ね計画 どおり	①継続
68	141	既存	母子健康教育（母 子健康手帳の交 付）の充実	保健センター	・妊娠届出、母子健康手帳交付時に保 健師が心理士またはコーディネーター とともに全員に面接し、妊娠・出産・ 育児に関しての不安の解消及び今後の 支援の基礎とする。	・母子健康手帳交付数810件	・保健指導を行うとともに妊婦健診の 受診勧奨に努めた。 ・母子手帳交付時からの切れ目ない支 援の中で関係機関と連携し継続支援に 努める必要がある。 ・引き続き、妊娠中の健康管理・妊婦 訪問等継続して支援できる相談相手と して保健センター及び子ども支援室の 利用を進めていく必要がある。	300	・子ども支援室及び保健セン ターは妊娠中から気軽に相談で きる場であることを妊娠届出時 及び各事業を通して周知する。 ・妊娠届出時にアセスメントを行 い、必要な支援を行う。	299	○概ね計画 どおり	①継続
69	142	既存	両親学級の充実 S60. 6～H9. 3 (母親学級) H9. 4～ (両親学級)	保健センター	・初妊婦（経産婦の希望者含む）及び その配偶者を対象に、妊娠・出産及び 育児に関する正しい知識を習得し、仲 間づくりを行う。両親学級修了者を対 象に同窓会を開催し、仲間づくりや子 育ての情報交換等の場を提供する。子育 ての不安を解消し自信を持って育児が できるように支援し、必要に応じて個 別相談を行う。	・コースⅠ 21回 受講者 延268人 ・コースⅡ 9回 受講者 延225人 ・同窓会 7回 参加者 延70人 ・交流会 7回 参加者 延156人	・両親学級に子ども支援室職員によ る、「育児、産後うつに関する内容」 の講義や子育てに悩んだときの相談場 所の案内を取り入れ、受講者から気持 ちが楽になる、という意見も聞かれ た。 ・グループワークを取り入れ、妊婦同 士の思いや悩みを共有する場、情報交 換や仲間づくりの場として活用されて いる。 ・仕事をしている妊婦には、土曜日・ 日曜日開催が好評だった。 ・コースⅡでは、夫が参加をしやす いよう日曜日の開催回数を2回から3回 に増やした。日曜日の開催は好評で あった。	100	・引き続き、子ども支援室職員 による講義を取り入れ、産後う つ、子育て情報を提供する。 ・正しい知識を普及するととも に交流会や同窓会を通して、妊 婦や配偶者の仲間づくり、育児 の情報交換、夫の育児参加を支 援する。 ・コースⅠ・コースⅡとも土曜 日、日曜日の開催日を設け実施 する。 ・人形を使って体験型の沐浴や オムツ交換や抱っこなどの実習 を設けることで引き続き夫の参 加を促す。 ・子ども支援室の存在を周知さ せることにより、産後の悩みな どあれば、相談できることで不 安を解消してもらう。	104	○概ね計画 どおり	①継続
70	144	既存	親子教室の充実・ 育児相談の充実 H5. 4～	保健センター	・親子教室は幼児と親を対象に集団遊 びを通して親子のかかわり、行動、言 葉の発達等の支援を行う。 ・育児相談は乳幼児の発達状態や育児 上の問題、悩み等に対し個別相談を行 い、発達上の問題が発見された場合に は、小児科医師等に紹介し医学的な指 導を受けて事後指導にあたる。	・親子教室 36回 実 251人 延べ 628人 ・育児相談 28人	・親子教室に関しては、平成30年度は 理学療法士、作業療法士がスタッフと して入りより多角的な視点をもち教室 を運営することができた。一方で評価 については、1歳6か月児健診事後教 室（みつばち教室）は、毎回の参加者 が多く、詳細な評価ができるように様 式や内容の見直しが必要である。	261	・記録表を見直し、自由記述だ けではなく母子それぞれに関 し、4段階評価する項目を取り 入れ、評価に見える化し人数の 多い教室においてもより客観的 な評価ができるようにする。 ・教室のプログラムでは導入部 分（教室受付）の見直しや事前 事後カンファレンスの充実を図 る。	286	○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	３０年度実績	評価及び課題	３０年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
71	145	既存	健康づくり実践活動事業（健康づくりフェスティバル等）の推進 S54. 10～	保健センター	・市内の各種団体の協力を得て、健康づくりに関する展示や発表等を行い、市民が自らの健康づくりについて、考える機会とする。	・健康づくりフェスティバル参加者1,463人	・健康づくりフェスティバルは、野田、関宿の２会場で実施。各コーナーで市民に興味、関心をもってもらえるように工夫しました。 また、野田会場では産業祭と同時開催とすることで集客効果が得られたため、引き続き、多くの方が参加しやすい実施方法を検討していく。関宿会場では、野田会場の開催2週間後であること、また時期的に他のイベントと重なることが多いため、来場者が減少傾向。更に午後の来場者がほとんどない状況が続いている。	534	実施にあたり、両会場ともに幅広い年齢の方楽しんで参加していただくテーマ及び魅力あるコーナーづくりに努め、充実した内容で実施する。 また、関宿会場の開催時期や催しについて検討していく。	767	○概ね計画どおり	①継続
72	146	既存	乳幼児の疾病と事故防止対策等に関する普及啓発の一層の推進 H18～	保健センター	・保健推進員による生後2か月児訪問の際に事故防止に関するパンフレットを配布する。 ・離乳食講習会時の事故予防の健康教育	・事故予防の健康教育（離乳食講習会時）174人 ・健康づくりフェスティバルでの啓発	・乳幼児の死亡原因は事故によるものが最も多く、事故を防ぐためには日頃からの保護者の注意が重要である。健康づくりフェスティバルや離乳食講習会等を活用して、保護者にとって理解しやすい内容のパンフレットの配布や健康教育を通して、家庭での事故防止に役立てられるように啓発を継続していく。	—	・乳幼児健康診査時、配布物や掲示物等を活用し事故予防の啓発に努める。 ・離乳食講習会では、健康教育を実施し、起こりやすい事例や予防策について伝えていく。 ・健康づくりフェスティバルにて、事故防止についてのPRを実施する。	—	△一部実施	②再編の上継続
73	147	既存	育児学級の開設 H17. 5～	保健センター	・親の心身の悩みや病気等のため、集団になじみにくい親子同士が交流を持ったり、専門職と気軽に相談できる場をつくっていく。ストレスや育児不安の解消を図り、育児能力の向上や児童虐待の未然防止を目的に実施する。育児学級の参加により、適切に個別プランの見直しをすすめ、地域で親子が安心して楽しい育児が行えるように支援する。	・育児学級（えだまめクラブ）1会場で毎月1回実施 参加者数 41人（親子延べ数）	・必要時、専門職による個別相談や保健師による継続支援につなげることができた。 ・就園に向けての切れ目のない支援を行うために、関係機関との連携強化が必要である。	182	・安心して育児に臨めるように、不安やストレスを解消するとともに、教室内では親子遊びを紹介したり育児学級終了時にはサークル等を案内したり地域で楽しく育児ができるように促す。	165	△一部実施	①継続
74	148	既存	口腔衛生指導の充実 S57. 7～ （はみがき教室） S58. 1～ （2歳3か月児） H1. 5～ （フッ素塗布）	保健センター	・むし歯予防の知識の普及啓発のため、歯科健診・歯科相談及びはみがき教室などの指導を実施する。	・はみがき教室 20回 229人 ・フッ素塗布 18回 474人 ・保育所・幼稚園・学校等の巡回指導 168回 3744人 ・2歳3か月歯科相談 48回 745人 ・親と子のよい歯のコンクール 10組	・乳幼児期は、まだ自分で十分に歯や口の手入れができないため、保護者への働きかけや、情報提供を継続的に進めていく必要がある。	2,049	・子どもへのむし歯予防の知識普及に加え、保護者にも歯と口の健康への意識づけを図る。	2,192	○概ね計画どおり	①継続
75	149	既存	予防接種の推進	保健センター	定期予防接種 ・結核（BCG） ・百日せきジフテリア破傷風（DPT） ・ジフテリア破傷風（DT） ・麻しん風しん混合（MR） ・麻しん ・風しん ・日本脳炎 ・ヒブ感染症 ・小児の肺炎球菌感染症 ・ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん等） ・百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（DPT-IPV） ・不活化ポリオ ・水痘 ・B型肝炎（平成28年10月～）	定期予防接種 ・BCG 903人 ・ジフテリア破傷風（DT） 2期 1,084人 ・麻しん風しん混合（MR） 1期 926人 2期 1,036人 ・風しん 1期 0人 2期 1人 ・日本脳炎 1期初回 1,132人 2回目 1,109人 1期追加 1,253人 2期 1,411人 ・ヒブ 1回目 883人 2回目 885人 3回目 883人 4回目 927人 ・小児肺炎球菌 1回目 885人 2回目 887人 3回目 886人 4回目 931人 ・子宮頸がん 1回目 1人 2回目 1人 3回目 1人 ・百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（DPT-IPV） 1回目 903人 2回目 929人 3回目 930人 追加接種 982人 ・百日せきジフテリア破傷風（DPT） 1回目 0人 2回目 0人 3回目 0人 追加接種 2人 ・不活化ポリオ（単抗原IPV） 1回目 0人 2回目 3人 3回目 7人 追加接種 24人 ・水痘 1回目 935人 2回目 894人 ・B型肝炎 1回目 880人 2回目 881人 3回目 842人	・市民や医療機関に対して、国や県からの感染症の流行状況等、予防接種に関する情報の周知に努め、市報の健康ガイド及びホームページ、予防接種のお知らせのチラシ等で日程や予防接種の必要性について情報提供を行った。 ・過誤接種が起こらないようにチェックリストなどを活用し過誤防止に努めた。 ・保護者に予防接種の必要性や副反応の症状等の情報提供を十分に行うとともに、医療機関との連携等により接種率の向上を図る必要がある。 ・転入者については、市民課と連携をとり、転入届提出時に案内文を配布し、周知をはかるとともに、予防接種の情報連携により、正確な記録の把握に努めた。また、転入の手続きが未実施の方に対して、手続きの案内を送付した。	215,042	・予防接種法に基づき、市報の健康ガイド及びホームページ、予防接種のお知らせのチラシ等で日程や予防接種の必要性について情報提供を引き続き行う。 ・転入者に対しては、市民課と連携をとり、転入届提出時に案内文を配布し、周知をはかり、転入手続きが未実施の方に対しては手紙にて実施の勧奨を行う。また、情報連携を行い正確な予防接種の記録の把握に努める。 ・過誤接種が起こらないようにチェックリストなどを活用し過誤防止に努める。 ・英語版等の問診票の見本を医療機関に配布し、外国人の対応を充実する。	220,508	○概ね計画どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
76	150	既存	医療機関・学校・ 保健所等の関係機 関との連携強化 H12～	保健センター	・母子に関する会議や研修会に参加し、医療機関・学校・保健所・児童相談所・庁内関係課等との連携と情報交換を行う。	・保健所主催の千葉県野田保健所母子保健推進協議会への参加 ・保健所管内保健師等業務連絡研究会への参加 ・要保護児童対策会議への参加	・円滑な母子保健の推進を図るため会議や研修会に参加し情報交換を行い連携を図ることが必要である。児童虐待が増加しているため、子ども支援室や母子保健福祉に関わる担当者・保育所・幼稚園、学校関係者との更なる緊密な連携が求められている。	—	・医療機関・学校・保健所・庁内関係課等との連携強化に努めていく。	—	○概ね計画 どおり	①継続
77	151	既存	母子等医療費の助 成の推進 S47. 4～	保健センター	・妊産婦の疾患（出産後2か月まで）や未熟児出生等の医療費に対し助成する。	・母子等医療費助成金申請件数 93件	・制度利用の結果、支援対象者の早期把握につながっている。 ・母子健康手帳交付時や両親学級、妊産婦訪問指導等を通して制度の周知を図り、継続した保健指導を行う必要がある。	5, 327	・制度の更なる周知に努め、制度を利用した結果から妊娠出産に起因する疾病を把握し継続した保健指導を行う。	7, 049	○概ね計画 どおり	①継続
78	152	既存	健康教育の充実 H2～ (生活習慣病等予 防講演会)	保健センター	・生活習慣病予防、骨粗しょう症予防等、健康増進について、正しい知識の普及を図り、健康の保持増進に資するため、講演会や保健師等による健康教室等の保健指導や情報提供を行う。	・生活習慣病等予防講演会3回 131人 ・ウォーキング講習会 3回 153人 ・まちなかウォーキング 4回 13人 ・骨太教室 5回 89人 ・骨密度測定 1, 159人	・歯周疾患、女性ホルモンと骨盤底筋ロコモティブシンドロームと幅広いテーマを取り上げ講演会等を実施。講演会や健康教育の参加者は比較的高齢の方が多くことから、若い年代が興味のあるテーマ等を取り入れる等して、講演会や健康教育への参加を促していく必要がある。	972	・健康に関する幅広いテーマで講演会や健康教育を企画していく。また、若い年代の参加を促すために、乳幼児健康診査やがん検診の会場でPRを行う。	935	○概ね計画 どおり	①継続
79	154	既存	おやこの食育教室 の充実 H20～ (おやこの食育教 室)	保健センター	・生涯にわたる食生活の基盤が形成される幼児・学齢期に親子で食の楽しさ、大切さを学び、食への関心を高める。 ・離乳食講習会はおおむね6か月児の保護者を対象に、また、おやこ・こどもの食育教室は5歳以上の幼児から中3までのこどもと保護者（小4以上はこどものみでも可）を対象に実施する。	・おやこ、こどもの食育教室 3回 61人（子37人、保護者24人） ・離乳食講習会 12回 174組（子171人、保護者197人）	・全3回とも定員いっぱいの集客があり、好評であった。調理実習や“食育ゲーム”や“食育カルタ”などを通して、食に親しむ中で、楽しく「食育」を行うことができた。 ・食生活の多様化に伴い、食をめぐる諸課題（生活習慣病、朝食欠食等）が顕在化していることを踏まえ、市民一人一人が“食”に関心を持ち、自らの食について考え、正しく判断する力を身に付けられるよう、更に食育を推進していく必要がある。	50	・食育基本法の趣旨に基づき、経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、家庭でも健全な食生活を実践できるよう導いていく。 ・「食」を通じて親子の関わりを持つ中で、「食」への興味を育み、家庭の食生活を見直すきっかけづくりの場とする。 ・「授乳・離乳の支援ガイド」の改定に伴い、変更点や新しい情報の提供に努める。	109	○概ね計画 どおり	①継続
80	155	新規	食育講座の充実	保健センター	・様々な「食」に関わる講話や体験、調理実習 ・体験を通じ、食への関心を育み、健全な食生活の実践へとつなげる。	・2回 30人	・エコクッキングをテーマとして取り上げ、家庭でできるエコについてクイズなどを取り入れ講話を実施し、調理実習を通してごみの減量や食品ロスの減少について体感していただけたことができた。 ・1回を県民の日を開催することで、多くの小学生にも参加していただけた。様々な世代の市民へのアプローチできるようテーマや日程を検討していく。	23	・食や健康への関心を育み、健全な食生活が実践できる市民が増えるよう、教室の充実を図り、ライフステージに応じた食育を推進していく。	35	○概ね計画 どおり	①継続
81	156	既存	講習会、講演会の 充実	保育課	・0歳児の保護者を対象に、離乳食の作り方や育児、保健等に関する講習会のほか、乳幼児の保護者を対象に手作りおやつの実習を行う。	・食と遊びの講習会 6月28日（木）大人6人 子ども9人 10月25日（木）大人 7人 子ども12人 ※保健センター集団指導室、栄養指導室にて調理実習と親子あそびを実施。	・講習会への参加周知と併せて、内容の充実を図る。	—	・講習会への参加周知としてまめメールや駅自由通路を利用し、参加者を募る。また、継続して事業を実施することで、食による児童の健康づくりの啓発等に努める。	—	○概ね計画 どおり	①継続
82	157	既存	食生活改善推進員 活動の充実 S46. 10～H8. 3 (栄養改善推進員) H8. 4～ (食生活改善推進 員)	保健センター	・健康づくり料理講習会の開催 ・おやこの食育教室開催 ・広報活動誌「食生活改善推進員」だよりを年2回発行 ・地産地消費で地場産の料理紹介 ・幼稚園・学校等での食育に関する教室や人形劇の開催	・健康づくり料理講習会 24回427人 ・おやこ・こどもの食育教室 3回61人 ・「食生活改善推進員だより」6月に第38号・2月に第39号を発行し自治会班回覧 ・地場産料理の紹介 食推オリジナルの枝豆しょうゆまんじゅうの紹介 1回 23人 ・ウォーキングの開催 2回（2コース） 20人	・各地区で健康づくり料理講習会を開催し、地域住民の健康づくりや正しい食生活についての知識等の普及啓発を行うことで、食に対する意識が高まってきた。 ・推進員の配置にばらつきがあり、地区によっては同一の事業を実施する際、個人負担が大きくなる場所がある。	1, 212	・地域住民と行政のパイプ役になっており、「食生活で市民の健康づくりを支援する」を目標に各地域を拠点にさらに活動を展開する。 ・食生活改善推進員の配置の適正化を図りつつ、食育基本法の趣旨にのっとり、食育を推進する。	1, 766	○概ね計画 どおり	①継続
83	160	既存	性に関する啓発活 動の充実	保健センター	【事業番号57再掲】						○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
84	160	既存	性教育の充実	指導課	【事業番号58再掲】						○概ね計画 どおり	①継続
85	161	既存	薬物乱用防止対策 事業の推進 H14～	学校教育課 保健センター	・小学校では、体育（保健体育）の授 業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導 を実施する。 ・中学校では、特別活動の時間や保健 体育の授業の中で「薬物乱用防止」を 扱った指導を実施する。 ・学校や地域、保健所等と連携し、適 宜、「薬物乱用防止」についての正し い知識の普及に努める。	・薬物乱用防止教室を実施 ・薬物乱用防止教室を実施 小学校実施 12校 参加延べ人数：1, 146人 中学校実施 11校 参加延べ人数：2, 528人	・薬物乱用防止教育については、引き 続き学習指導要領に基づき、各小中 学校で保健の時間を中心に計画的に指導 していく必要がある。 ・警察官等を招いての「薬物乱用防止 教室」については、薬物乱用防止キャ ラバンカーの活用を含めて推進してい く。中学校については、市内全ての学 校が年間1回以上の開催できた。	—	・小中学校においては授業の中 で「薬物乱用防止」について、 引き続き指導を実施していく。 ・学校・地域・保健所等と連携 し、学校薬剤師の協力も得なが ら、更なる正しい知識の普及に 努める。 ・今年度も中学校の全校で「薬 物乱用防止教室」を実施する。	—	○概ね計画 どおり	①継続
85	161	既存	薬物乱用防止対策 事業の推進 H14～	学校教育課 保健センター	・小学校では、体育（保健体育）の授 業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導 を実施する。 ・中学校では、特別活動の時間や保健 体育の授業の中で「薬物乱用防止」を 扱った指導を実施する。 ・学校や地域、保健所等と連携し、適 宜、「薬物乱用防止」についての正し い知識の普及に努める。	・薬物乱用防止教室を実施 小学校実施 16校 参加延べ人数：1, 313人 中学校実施 11校 参加延べ人数：3, 648人	・薬物乱用防止教育については、引き 続き学習指導要領に基づき、各小中 学校で保健の時間を中心に計画的に指導 していく必要がある。 ・警察官等を招いての「薬物乱用防止 教室」については、薬物乱用防止キャ ラバンカーの活用を含めて推進してい く。中学校については、市内全ての学 校が年間1回以上の開催できた。	—	・引き続き、小中学校におい ては授業の中で「薬物乱用防止」 について指導を実施していく。 ・学校・地域・保健所等と連携 し、学校薬剤師の協力も得なが ら、更なる正しい知識の普及に 努める。 ・30年度も中学校の全校で「薬 物乱用防止教室」を実施する。 ・保健センターでは、リーフ レットを配架し、薬物乱用防止	—	○概ね計画 どおり	①継続
86	163	既存	休日診療、緊急時 の医療体制の周知 徹底 S56. 4～（急病セ ンター）	保健センター	・休日診療、緊急時の医療体制の周知	・休日診療や急病センターについて、市 報、市ホームページ、ちば救急医療ネッ ト、声の便利帳を活用し、周知した。	・休日診療について、市報が見やす くなるようにレイアウトの変更を実施。	—	・休日診療、緊急時の医療体制 の周知を継続実施する。	—	○概ね計画 どおり	①継続
87	166	既存	ひとり親家庭等の 居住支援の充実 H5. 4～	営繕課	・民間賃貸住宅居住支援制度を活用 し、住宅情報の提供や入居保証及び家 賃助成を行う。 ・市営住宅については、ひとり親家庭 向け住戸を確保している。	・協力不動産物件のあっせんによる民間 賃貸住宅情報の提供 0件 ・入居保証制度利用 0件 ・民間賃貸住宅入居時に家賃等の一部を 助成 8件	・保証人や賃貸情報に関しては不動産 店の取り扱う債務保証会社が多数ある ことや、空き物件も多く賃貸物件が借 りやすくなっていること等から利用 者が少ない状況となっている。また、契 約時の条件として、親族等の緊急連絡 先の確保が必要等の条件があり、確保 できない場合、契約できない等の問題 がある。 ・家賃助成については、入居時の経済 的負担軽減を図ることができた。	入居保証料 助成 0 家賃助成 806	・引き続き制度の周知を図り、 継続して支援を実施する。	入居保証料 助成 40 家賃助成 1, 425	○概ね計画 どおり	①継続
88	168	既存	街路樹管理事業の 推進	みどりと水のま ちづくり課	・街路樹の適正な管理を行うため、計 画的に除草、剪定や害虫駆除等を実施 する。	・市内全域の街路樹等の除草、剪定、害 虫駆除等の実施。 除草面積58, 646㎡ 高木剪定785本 低木剪定16, 229㎡ 害虫 駆除4路線	・市内都市計画道路や区画整理事業の 完了により、街路樹が植栽され緑化が 進められているが、管理面積や数量の 増加により管理費用が増大している。	52, 168	・継続的に市内街路樹の適正な 維持管理に努める。	55, 309	○概ね計画 どおり	①継続
89	169	既存	市民の森保全事業 の推進	みどりと水のま ちづくり課	・市内8か所の市民の森及び中央の杜 の緑地保全を推進する。	・市民の森8か所と中央の杜の除草、剪 定、害虫駆除を実施。	・都市化の進展や市街地の拡大によ り、緑にふれあい親しめる環境が減少 しており、市民の森を継続して保全し 良好な住環境を確保していく必要があ る。	7, 738	・現在の市民の森と中央の杜を 適正に管理し、良好な緑地の保 全を図っていく。	7, 933	○概ね計画 どおり	①継続
90	170	既存	公共施設等植栽事 業の推進	みどりと水のま ちづくり課	・公共施設等に植栽し、緑化の推進を 図る。	・山崎吉春線中野台地先にサツキ植栽65 本を実施。	・継続的に事業を推進して都市化によ る緑の減少をカバーする必要がある。	746	・継続的に市内各所の公共施設 に植栽し緑化を推進する。	200	○概ね計画 どおり	①継続
91	171	既存	みどりのふるさと づくりの推進	みどりと水のま ちづくり課	・公共施設等への拠点植樹や苗木の無 料配布、環境をテーマにしたイベント などを開催し、緑化活動と啓発普及活 動を展開する。 ・また、研修会や視察などを行い、知 識・技術の向上を図る。	・拠点植樹： 109本 ・苗木配布： 800本 ・花苗配布： 480鉢 ・球根配布： 680袋	・より一層子供たちも参加できる市民 参加型の緑化活動を実施すること、 「みどり」普及活動に貢献する人員を 増やしていく必要がある。	1, 146	・都市化により減少した潤いや やすらぎなどの恩恵を与える 「みどり」の保全・育成・創出 に向け、市民と行政が連携した 緑化活動等を展開する。	1, 231	○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	３０年度実績	評価及び課題	３０年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
92	173	既存	子どもに配慮した 交通安全対策の推 進 H12～	市民生活課 管理課	・交通安全施設の設置及び補修につ いては、市内小中学校の通学路を把握す るとともに、安全点検を実施し、その結 果を基に、関係各課とともに通学路改 善会議を実施し、登下校時の児童生徒 の安全対策の向上に努める。 ・朝の見守り活動について、児童の推 移及び交通状況を勘案して活動場所を 変更する。	・信号機の設置（改良）については、平 成30年度は設置85件、改良18件を野田警 察署に要望している。 ・通学路改善会議での指摘等を踏まえ、 道路パトロール、市民からの通報等を受 け交通安全施設の設置及び修理を行っ た。 ・平成30年度は、朝の見守り街頭活動箇 所について、船形吉春緑の開通に伴い、 委託先の（一社）野田交通安全協会と川間 小学校と調整し、開通から２ヶ月間、暫 定措置として街頭指導を行った。	・信号機の設置(改良)の要望増加に伴 い、設置までに長い期間が必要。ま た、道路形状・交通形態等から、現状の 形での設置ができない箇所も多い。 ・警察、交通安全協会、自動車教習所等 関係機関の協力をいただきながら、参 加・体験・実践型の交通安全教育を充実 させる必要がある。また、交通事故防 止については、警戒標識等の交通安全 施設の設置も、子どもの事故防止には 効果がない場合があり、新しい交通安 全施設の開発・導入が求められる。	2,798	・引き続いて、平成30年度同 様、信号機要望のあった箇所につ いて、すべて野田警察署に要 望・協議し、可能な限り応えら れるよう取り組む。さらに、通 学路改善会議での要望を受け交 通安全施設の設置、補修に努め る。 ・朝の見守り活動についても、 交通状況を把握しつつ活動箇所 の検討を行う。	2,800	○概ね計画 どおり	①継続
93	175	既存	道路パトロールに よるバリアフリー 化の推進 H9～	生活支援課 営繕課	・妊産婦や乳幼児連れの人等すべての 人が安心して外出できるよう、福祉の まちづくり運動推進協議会に係る関係 部署の協力を得て「福祉のまちづくり パトロール」を実施し、公共施設又はそ の周辺の道路についてバリアフリー対 応に修繕すべき箇所を指摘していただ きながら、応急的な改修を図る。	福祉のまちづくりパトロールを実施 通算71回～72回 6月5日（火）実施（4路線×2回） 通算73回～74回 10月12日（金）実施（4路線×2回） ・市改修箇所：66箇所(4,533,800円) ・県等改修依頼箇所：6箇所 ・公共施設のバリアフリー化：4件 (6,254,064円) ・トイレ改修：市役所1階2階、総合公園体 育館、南コミュニティセンター 3件（便 器洋式化、洗浄暖房便座、手すり設置 等） ・文化会館改修 1件（ロビー・階段に手 すり設置）	・市分の指摘箇所66箇所に対して、66 箇所全てを改修できた。 ・市の対応箇所以外の指摘箇所につい ては該当機関等に対応依頼を行い、5 箇所が改修された。 ・公共施設のバリアフリー化について は「ファシリティマネジメントの基本 方針」に基づき、平成28年度から総合 計画実施計画に位置付けし、公共施設 のバリアフリー化工事を実施してい る。	10,788	・今年度より公共施設や商業施 設を中心に半径500m圏内の路 線を新たに選定。元年度は、公 共施設で7路線、商業施設で2路 線の計9路線を実施し、歩行空間 の安全確保（バリアフリー化） を図る。 ・公共施設のバリアフリー化計 画については、交通バリアフ リー法専門部会で決定されたト イレ洋式化等7事業を実施して いく。	15,000	○概ね計画 どおり	①継続
94	176	既存	子育て世帯にやさ しい設備の整備 H14～	児童家庭課	・多目的トイレの設置、ベビーキー プ、ベビーシート、授乳スペースの設 置	既存の設備の清掃等を実施した。	子ども連れで訪れる施設について、よ り一層の施設の充実が必要である。	—	子ども連れで訪れる施設につい て、施設の充実を検討する。	—	○概ね計画 どおり	①継続
95	177	既存	子育て世帯への情 報提供	児童家庭課	【事業番号32再掲】						○概ね計画 どおり	①継続
96	178	既存	公共交通機関のバ リアフリー化の推 進	企画調整課 都市整備課 愛宕駅周辺地区 市街地整備事務 所	・愛宕駅周辺地区を重点整備地区とし て交通バリアフリー法に基づき作成し た野田市移動円滑化基本構想に沿っ て、駅、駅前広場、道路、信号機等 の一体的なバリアフリー化を推進する。 ・重点整備地区以外の駅（準重点整備 地区）についても、交通バリアフリー 法に基づくバリアフリー化を推進す る。	・愛宕駅西口駅前広場は、用地買収等を 進めている。（事業費進捗率18.6%） ・まめバス乗務員へのバリアフリー教育 を実施し、接客サービスを向上させてい る。 ＜参考＞ ・愛宕駅及び野田市駅のバリアフリー化 は、連続立体交差事業の整備により図ら れることから、早期完成を促進してい る。（決算見込額618,029千円、事業進捗 率39.7%）	・愛宕駅及び野田市駅のバリアフリー 化に向け、連続立体交差事業の早期完 成を促進している。 ・愛宕駅及び野田市駅については、千 葉県施行の連続立体交差事業で整備を 行うため、国庫補助金の配分により事 業進捗が影響し、完成まで時間を要す 場合がある。 ・野田市駅周辺の道路及び駅前広場の 整備は、連続立体交差事業の実施にあ わせて整備するため、完成まで時間を 要す場合がある。 ・引き続きまめバス乗務員の接客サー ビスの向上を図っていく必要がある。	愛宕駅西口 駅前広場 100,848	・重点整備地区の愛宕駅周辺地 区は、引き続き愛宕駅西口駅前 広場を整備し、バリアフリー化 を図る。 ・まめバス乗務員へのバリアフ リー教育を充実させ、接客サー ビスの向上を図る。 ＜参考＞ ・愛宕駅及び野田市駅は、連続 立体交差事業によりバリアフ リー化が図られることから、事 業の早期完成を促進している。 （当初予算額599,671千円）	愛宕駅西口駅 前広場 162,921	○概ね計画 どおり	①継続
97	180	既存	防犯灯等の防犯設 備整備の推進	防災安全課	・学校や自治会長等からの要望に基づ き、東京電力柱等に防犯灯を新規設置 するとともに、既設の防犯灯の維持管 理を実施する。	・通学路にも配慮した形で、平成30年度 は防犯灯を119灯新設し、55灯の寄付を受 け、34灯の撤去を行い、平成31年3月末時 点、20,727灯となっている。 ・従来の蛍光灯からLED型防犯灯への切り 替えを2,415灯行った。 ・防犯カメラを19台新設し、平成31年3月 時点で94台稼働している。	・防犯灯の新設については、通学路に も配慮した設置に努めている。 ・防犯灯の設置に伴い、修繕費用及び 電気料の負担が増加している。 ・防犯カメラの設置箇所については、 各小学校の要望に基づき通学路及び小 学校周辺の安全対策として設置した。	123,787	・防犯灯については、引き続 き、予算の範囲により計画的に 設置し、維持管理を図る。 ・ＬＥＤ型防犯灯への切り替え を進める。 ・防犯カメラについては、既存 設置箇所の地区のバランスも考 慮しながら新設していく。	90,358	○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	３０年度実績	評価及び課題	３０年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
98	181	既存	防犯に関する広報 啓発の推進等	防災安全課	・市のイベント等における啓発物資等の配布や市報やホームページを活用した広報、また、警察から提供される犯罪発生情報を安全安心メール防犯情報等の配信により、自主防犯組織等に提供し、啓発を実施する。 ・スーパーマーケットやコンビニエンスストアと連携し、店内ＡＴＭ（現金自動預け払い機）を利用した振り込み詐欺に対する注意喚起を行う。	・夏まつり躍り七夕や産業祭などにおいて、子供に配慮した啓発物資を配布し、野田署と連携した防犯キャンペーンを実施した。 ・警察との連携により市内スーパーマーケットＡＴＭ（現金自動預け払い機）付近において、振り込み詐欺や自転車盗に対する注意喚起を行った。 ・市ホームページに防犯対策を掲載するほか、市報に13回、安全安心メールで防犯情報を51件配信した。	・市民の防犯意識の向上により、自治会を単位とした自主防犯組織等による防犯パトロールが継続的に実施されている。 ・今後、さらに市民一人一人の防犯意識の高揚を図っていく必要がある。	625	・引き続きキャンペーンの実施や市報等に関連記事を掲載するとともに、安全安心メール防犯情報等の配信や防災行政無線の活用により、防犯に関する広報啓発を実施していく。 ・野田警察やスーパー、コンビニエンスストアと連携し、振り込み詐欺に対する注意喚起を行う。	491	○概ね計画どおり	①継続
99	184	既存	家庭教育に関する意識の醸成 H14～ インターシッ	保育課 指導課	・中学校の職場体験学習の一環として、中学生が各保育所において保育体験を実施している。小中学校における合同行事、小学6年生の中学校一日体験入学等を実施している。各学校で、他学年との交流活動を実施している。 ・幼稚園や保育所、小学校、中学校等異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人々との交流活動を通して、様々な年齢層とふれあい、語り合う場を設ける。 ・幼稚園、保育所、学校との連携を強化し、小学校での職場見学及び中学校での職場体験における保育体験を実施する。	・キャリア教育（職場体験） 中根保育所：19人 福田保育所：11人 乳児保育所：13人 幼稚園：25人 ・小学校との交流（5歳児の就学前交流） 中根保育所：48人 福田保育所：57人	地域、家庭との協力や連携により推進していくことが重要と考える。また、幼稚園、保育所での体験を継続実施するとともに幼稚園や小中学校との更なる連携強化が必要となっている。	—	引き続き、幼稚園や保育所、小学校、中学校等の異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人との交流活動を通してさまざまな年齢層との触れ合いの場を設ける。	—	○概ね計画どおり	①継続
100	185	既存	中学生が保育所・幼稚園児童とふれあう機会の提供 H17～	保育課 指導課	・中学校技術家庭科家庭分野の学習内容にある「家族・家庭と子どもの成長」において家族の役割、幼児の遊びの意義を学ぶ。その際、幼児とのふれあいができるよう留意する。 ・キャリア教育の一環の中で、地域の保育所、幼稚園において、職場体験を実施する。家族と家庭の大切さについて理解を深めるために、地域の保育所や幼稚園の幼児とふれあう取組を推進する。幼児とのかかわりの中で、自分の成長を振り返り、これからの自分と家族とのかかわりについて学ぶ機会とする。	・キャリア教育（職場体験） 中根保育所：19人 福田保育所：11人 乳児保育所：13人 幼稚園：25人 ・小学校との交流（5歳児の就学前交流） 中根保育所：48人 福田保育所：57人	地域、家庭との協力や連携により推進していくことが重要と考える。また、幼稚園、保育所での体験を継続実施するとともに幼稚園や小中学校との更なる連携強化が必要となっている。	—	引き続き、幼稚園や保育所、小学校、中学校等の異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人との交流活動を通してさまざまな年齢層との触れ合いの場を設ける。	—	○概ね計画どおり	①継続
101	186	既存	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進 H8～（講演会） H9～（女性情報コーナー） H10～（フレッシュ発行）	人権・男女共同参画推進課	・男女共同参画を進める上で、開催方法等を工夫しながら性別や年代に合わせたテーマによる講演会やセミナーなどを開催し、意識改革を図る。また、男女共同参画に関する様々な制度や情報を収集し、広く市民に提供する。 ・男女共同参画に関する講演会等の開催 ・女性情報コーナーの整備充実 ・男女共同参画推進だより「フレッシュ」の発行	○男女共同参画に関する講演会等の開催 【人権擁護委員の日記念講演会】 女性の人権の観点から、「女性活躍」をテーマに講演会を開催する。 開催日 ・平成30年6月2日（土） タイトル 「女性も男性も暮らしやすい社会を目指して」 講師（独）国立女性教育会館客員研究員 西山 恵美子 氏 聴講者 42人 【デートＤＶ講演会】 開催日及び対象 ・平成30年11月15日（木） 千葉県立清水高校 1年生162人 ・平成30年11月22日（木） 千葉県立野田中央高校 1年生327人 ・平成30年11月29日（木） 千葉県立関宿高校 2年生 83人 講師 NPO法人レジリエンス 西山さつき 氏、栄田千春 氏 ○女性情報コーナーの整備充実 興風図書館及びせきやど図書館の女性情報コーナーに男女共同参画関連の図書34冊を整備（興風図書館28冊、せきやど図書館6冊） ○男女共同参画推進だより「フレッシュ」の発行 ＡＶ出演強要問題やＪＫビジネス問題等を取り上げ、市報折込により全戸配布を行った。	一般市民を対象とした講演会等については、男女共同参画審議会の意見を踏まえて、市民の関心を引くテーマを選定するとともに、地元資源を活かして幅広いテーマで男女共同参画につなげる工夫をして実施することが求められている。 高校生へのデートＤＶについての啓発は、学校側からも高評価を得ており、継続的に実施していくことが望まれているが、県が同様の事業を実施していること、性の低年齢化による中学校での実施が課題となっていることから、教育委員会との協議により小中学校人権教育指導者を対象とした講演会を実施していく。 女性情報コーナーは、図書館に設置することで、活用状況の把握が容易であり、啓発や情報提供の役割を果たしている。 男女共同参画だより「フレッシュ」は、全戸配布することで、相談申込につながるなど、啓発の役割を果たしている。	420	○男女共同参画に関する講演会等の開催 【デートＤＶ講演会】 開催日及び対象 ・令和元年 8月 1日（木） 市内小中学校人権教育指導者 ・令和元年11月 7日（木） 千葉県立清水高校1年生 ・令和元年11月21日（木） 千葉県立野田中央高校1年生 ・令和元年11月28日（木） 千葉県立関宿高校2年生 講師 NPO法人レジリエンス 西山 さつき 氏、栄田 千春 氏 ○女性情報コーナー 蔵書の貸出状況や、男女共同参画において注目を集める事柄を踏まえ、さらなる充実を図り、啓発や情報提供に努める。 ○男女共同参画だより「フレッシュ」 国の事業や、男女共同参画における問題点を取り上げ、全戸配布を行い、さらなる意識改革に努める。	295	○概ね計画どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
102	188	既存	学校教育における 男女平等教育の推 進	指導課 人権・男女共同 参画推進課	・男女平等教育推進校を指定する。 ・男女平等教育について、適切な学習 活動の実践(道徳、学級活動、家庭科、技 術・家庭科)を実施する。 ・キャリア教育の取組により、望まし い勤労観、職業観を身に付ける。 ・男女平等教育資料「自分らしく」を 活用する。	(指導課) ・男女平等教育を広義で人権教育と捉え る。 ・学校人権教育研究指定校を木間ヶ瀬中 学校と木間ヶ瀬小学校で指定。木間ヶ瀬 中学校で公開研究会を実施した。 ・両校とも、道徳教育推進校指定(県) を受け、学校人権教育を道徳科の授業を 通して実施した。 ・授業実践や校内掲示物等、学校全体を とおして人権教育に取り組んだ。 (人権・男女共同参画推進課) 小学校6年生及び中学校2年生に「自分ら しく」を配布するとともに、29年度に実 施した学校へのアンケート調査結果を踏 まえ、教育委員会と協議し、内容を改訂 した。	(指導課) ・学校人権教育の中に男女平等の考え を包含し、道徳科を中心に全教科・領 域において「自分も他人も大切にす る」授業実践が展開された。 (人権・男女共同参画推進課) 男女平等教育資料「自分らしく」で は、キャリア教育やワーク・ライフ・ バランスを取り入れ、職業等を見つけ る教育を推進していく。	指導課 167 人権・男女 共同参画推 進課 161	(指導課) ・学校人権教育研究指定校を木 間ヶ瀬小学校と柳沢小学校で指 定。2年間の研究をとおして、 男女平等教育の啓発を含む学校 人権教育の実践を行う。 (人権・男女共同参画推進課) 小学校6年生及び中学校2年生に 「自分らしく」を配布し、キャ リア教育の遂行に役立てる。	指導課 245 人権・男女共 同参画推進課 0	○概ね計画 どおり	①継続
103	189	既存	学校での子育て意 識の啓発 H12～	指導課 社会教育課	・子育てに関する講演を、各学校で実 施する。 ・「家庭教育手帳」「学校から発信す る家庭教育支援プログラム」のデータ 活用について、学校や関係機関におけ る促進を図り、家庭でのしつけや教育 に役立つ情報を提供する。 ・ひばり教育相談、スクールカウンセ ラー等と学校が連携を図る中で教育相 談体制を確保し、子育て支援を行う。	・就学時健康診断時家庭教育講演 小学校20校 1,142人 出前家庭教育学級講演 中学校11校 1,129人 ・「学校から発信する家庭教育支援プロ グラム」の活用状況調査(県による調 査)と合わせて、活用促進の資料を配布 した。各学校において、有効的な活用が 図られた。 ・ひばり教育相談や県のスクールカウ ンセラー(中学校11校、小学校4校に配置) による教育相談を通年行い、子育てに対 するアドバイスや支援を行った。	・子育てに関する情報提供や相談機関 など、周知を広める必要がある。情報 や相談の活用が円滑に行われる仕組み が必要である。 ・不登校の背景として複数の要因を抱 えている児童生徒、または長期にわた る対応が必要な児童生徒について、教 育相談担当者や児童生徒と関わる周囲 の人材の一層の研修が必要である。	(指導課) 15,100 (社会教育 課・公民 館) 255	・「家庭教育手帳」「学校から 発信する家庭教育プログラム」 の周知をより一層広め、しつけ など子育てに関する具体的な手 立てなどの情報提供をする。 ・教育相談活動や学校における 教育活動を通して、家族の大切 さ、子育ての意義を学ぶように する。	(指導課) 16,211 (生涯学習 課・公民館) 310	○概ね計画 どおり	①継続
104	191	既存	確かな学力の向上 H14.4～	指導課	・学力向上を目指し、市内全小中学校 で第2・第4土曜日を原則とした土曜 授業を実施する。土曜授業は教育課程 に位置付け、平日になかなか取り上げ られない補足的・発展的な学習を、土 曜授業アシスタント等を活用したきめ 細かな指導体制で行う。	・平成30年度は13回実施した。小学 校については算数の習熟度別学習や少人 数授業、中学校についてはN I E学習や 数学・英語の習熟度別学習、少人数授業 を取り入れる学校が増え、土曜授業なら ではの取り組みを実施した学校が多い。 ・土曜授業アシスタントとして145名 の方にご協力をいただいた。	・土曜授業アンケートにおいて小学校 の児童については、「学習内容をわか りやすく教えてもらっている。」と肯 定的に回答した児童生徒の割合はそれ ぞれ77.5%、48.9%であっ た。今後も自校の児童・生徒の実態を 把握し、目の前の子どもたちのために 必要な学習をていねいに行っていく必 要がある。また、「土曜授業は自分の ためになる。」と肯定的に回答した児 童の割合は61.2%、「土曜授業は 自分の学力向上に役立っている。」と 肯定的に回答した生徒の割合は35. 0%であった。今後も児童生徒が「土 曜授業に来て良かった。」「自分のた めになった。」と思えるような充実し た土曜授業の取り組みを推進していく 必要がある。	23,689	・学力向上を目指し、市内全小 中学校で第2・第4土曜日を原 則とした土曜授業を実施する。 土曜授業は教育課程に位置付 け、平日になかなか取り上げら れない補足的・発展的な学習 を、土曜授業アシスタント等 を活用したきめ細かな指導体制で 行う。	25,973	○概ね計画 どおり	①継続
105	192	既存	いじめ、少年非行 等に対応する地域 ぐるみの支援ネッ トワークの整備	指導課 児童家庭課 青少年センター	【事業番号60再掲】						○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
106	193	既存	教育相談、指導体制の充実 H12～	指導課	・ひばり教育相談では、学校や家庭と連携して、学校生活・家庭生活に関わる相談を受け、児童生徒・保護者・学校に支援助言を行う。 ・野田市スクールカウンセラーが学校に出向き教育相談を行う。 ・ひまわり相談では、未就学児の発達等の相談を行う。 ・適応指導学級では、学校や家庭と連携して、不登校の解消を目指す。	・ひばり教育相談、適応指導学級において、学校や保護者との連携を図りながら、悩みや不登校の解消につないだ。 （30年度相談実績 延べ2959件） ・野田市スクールカウンセラーやひばり教育相談員が学校に訪問し、教育相談及び支援にあたっている。 （30年度訪問相談実績 延べ238件、支援回数 延べ642回） ・ひまわり相談において、保護者の話を丁寧に聞き取り、未就学児の発達相談等に対応した。（30年度実績 延べ25件）	・教育相談の内容は、複雑化、深刻化している。専門知識を持つ者や関係機関と連携して対応する体制をさらに充実させていく必要がある。 ・保育園幼稚園、小中学校等の連携を強化し、長期にわたり継続して見守る体制が必要である。	25,773	・ひばり教育相談、適応指導学級において、学校や保護者との連携を図りながら、課題や悩みを抱える児童生徒の支援を行う。 ・教職員向けの研修会・相談会を実施し、未就学から思春期の幼児・児童生徒に対応できる体制を作る。 ・保・幼・こ・小・中の情報共有を行い、計画的・継続的な相談を行える体制作りをする。	29,497	○概ね計画どおり	①継続
107	194	既存	体験学習等教育内容の充実	指導課	・学校・保護者・地域が連携し、児童生徒の学力の向上や教育環境の整備など教育活動を支援する体制づくりを行う。 ・東京理科大学とのパートナーシップ協定に基づき、児童生徒の体験学習の充実を図る。	・東京理科大学とのパートナーシップ協定事業の一つ「特別授業」では、小学生1,232名、中学生760名が、教授をはじめ院生・学生の協力で楽しい授業を体験することができた。キャリア教育では、山崎小・みずき小の2校の159名が研究室訪問を行い、各研究室で教授よりわかりやすく講義いただき、科学技術に興味関心を持つ機会になった。「学生・院生派遣事業」では、オープンサタデークラブや放課後補習に学生支援ボランティアの支援をいただいた。 ・中学2年生対象の「キャリア教育」では、500を超える事業所との連絡調整を行い、職場体験等を実施した。	・キャリア教育や読書環境、特別授業の実施、環境整備が充実した。また、地域との合同行事や伝統文化体験等への参加が徐々に浸透してきた。 ・地域人材が支援ボランティアとして学校に関わることで、「開かれた学校づくり」につながっている。 ・特別授業等で得られたノウハウや地域ボランティアとの交流をさらに活性化させるとともに、新たな人材の発掘が課題である。 ・特別授業は、学校の年間計画に組み込まれ、発展的な授業として定着した。 ・コミュニティースクールに向けて、各学校に周知をしていくことが課題である。	2,745	・担当課と学校が多方面から地域住民への働きかけを行い、理解と協力を高められるよう広報活動に努める。 ・学校のニーズに合わせ支援内容を共有化させ、学校支援地域本部の活動を推進する。 ・司書、地域コーディネーターを中心として読書環境のさらなる充実に努める。 ・東京理科大学とのパートナーシップ協定事業をさらに推進し、より多くの児童生徒が特別授業を体験できるよう努める。	2,626	○概ね計画どおり	①継続
108	195	既存	学校外体験活動の推進 H12～	生涯学習課 公民館	・公民館主催による講座、教室等において、児童生徒の学校外の体験活動事業を開設していく中で、各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子（家族）や地域住民との交流を深める。 ・また、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図る。	（公民館主催による講座） ・野田公民館 「エアロスポートジュニアアカデミー」 6回 53人 「親子体験教室～母の日お母さんありがとう パン作り～」 1回 16人 「親子体験教室～父の日お父さんありがとう ビザ作り～」 1回 16人 「手作りプラネタリウム公演と星空観望会」 1回 101人 ・東部公民館 「冬休みチャレンジ講座」 1回 70人 ・南部梅郷公民館 「生物多様性講座 のぞいてみよう里山から顕微鏡まで」 2回 延べ22人 ・川間公民館 「生物多様性講座 親子で見つけよう！川の自然大発見」 4回 381人 ・福田公民館 「子どもチャレンジひろば」 1回 2,445人 「生物多様性講座 もっと知ろう！福田の豊かな自然と生き物たち」（親子観察会分） 2回 34人 ・関宿中央公民館 「ひのき教室」 12回 540人 ・関宿公民館 「関宿あおぞらまつり」 1回 380人 ・二川公民館 「学校支援講座～ロックソーラン入門・手品クラブ・大正琴教室・マナー講座」 22回 延べ369人 ・木間ヶ瀬公民館 「おはなし広場」 10回 858人 「幼・保就学前園児交流会」 1回 48人 （「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」） ・市内11公民館54コース 延べ3,270人 ※生物多様性講座を含む	・少子化や過保護、過干渉時代に育った現在の子どもたちは、異年齢児との交流や体験活動の不足から人間関係を築く能力が弱いため、より多くの子どもたちが参加できるよう、魅力的な学習の場を考えていかなければならない。その中で、特に、各公民館で実施の「子どもの学び舎 夏休み子ども自習教室」については、年々参加者も増え、学習することのほか他校の児童生徒同士の交流も図られており、また、公民館利用者や地域の人たちによるサポートで充実した学習ができた子どもたちを始め、保護者や教える側からも高い評価を受けている。	1,645	・30年度に引き続き、各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子（家族）や地域住民との交流を深める。 ・さらに、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」の開設により、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流も図っていく。	1,672	○概ね計画どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
109	197	既存	国際理解教育の推進	指導課	・外国語指導助手（ＡＬＴ）を中学校に3名、小学校に5名配置し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国の文化・習慣に触れることで、国際感覚の養成と国際理解教育の推進を図る。 ・英語に堪能な地域人材を小学校に配置し、児童の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国の文化や習慣を学ぶ機会をもつ。 ・中学生の英語での自己表現力や学習意欲を図るための「野田市イングリッシュ道場」の実施 ・教員の指導力向上のための研修の充実を図る。	・12名の外国語指導助手（ＡＬＴ）を直接雇用し、3名を中学校、9名を小学校に配置し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上につながった。 ・英語に堪能な地域人材を小学校に配置することで、児童のコミュニケーション能力の向上や、教員とＡＬＴとの連携に役立った。 ・中学生を対象とした「野田市イングリッシュ道場」を実施し、英語への学習意欲や自己表現力の向上があった。 ・小中学校教員を対象とした研修を実施し、指導力向上に役立った。	・外国語指導助手（ＡＬＴ）や地域人材を活用した、より効果的な指導方法の研究を行っていく必要がある。 ・新学習指導要領完全実施により、小学校で授業時間の増加があり、外国語指導助手（ＡＬＴ）の増員を検討する必要がある。 ・「野田市イングリッシュ道場」をとおして、参加した生徒の英語での自己表現力や学習意欲の向上に寄与することができた。 ・特に小学校教員の指導力向上をめざして研修内容について見直しを行う必要がある。	43,957	・外国語指導助手（ＡＬＴ）や英語に堪能な地域人材をさらに有効的に活用し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上に役立てる。 ・中学生を対象にした「野田市イングリッシュ道場」の指導内容を工夫し、参加生徒の英語での自己表現力や学習意欲の向上を図る。 ・小中学校教員を対象にした研修を実施し、指導力向上に役立てる。	47,465	○概ね計画どおり	①継続
110	198	既存	文化センター事業の充実	生涯学習課	・委託文化事業については、子どもたちや子どものいる家庭のニーズを踏まえ、優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供する。また、文化芸術に素直に触れ、体験できるようなワークショップ等の機会を設ける。	・こどもオペラ（3月10日） ・ミュージックフェスタ2018（3月21日）	・子どもや子どものいる家庭向けの自主文化事業を展開し、1,799人の来場者を得られた。 ・文化会館の指定管理者制度導入に伴い指定管理者が事業を実施するが、事業の内容や周知方法等を検討し、一層の集客を図る必要がある。	1,680	・劇団四季ファミリーミュージカル 魔法をすてたマジョリン（8月12日） ・ミュージックフェスタ2019（3月21日）	4,600	○概ね計画どおり	①継続
111	199	既存	子ども放送局事業への参加 H20～	生涯学習課	・野田公民館の情報活用コーナーにおいて、子ども放送局事業をインターネットにて視聴する場を提供する。 ※ 平成20年度から、教育情報衛星通信ネットワーク事業は「子ども放送局事業」（文部科学省のインターネットを活用した教育情報発信事業）へ移行した。 ※ 子ども放送局事業は、国立青年教育振興機構が運営するサイトで、子どもたちに夢と希望を与える映像や、体験活動に対する興味・関心を高める映像を製作し、インターネットで配信することにより子どもたちの様々な体験活動を促進し、体験活動等の重要性に関する啓発・普及を図っていくことを目的としている。 ・引き続き、インターネットで配信されている子ども放送局事業を活用し、子どもたちの様々な体験活動を促進するとともに、体験活動等の重要性に関する啓発・普及を図る。	・子ども放送局事業は、子どもたちに夢と希望を与える映像や、体験活動に対する興味・関心を高める映像を配信することにより、子どもたちの様々な体験活動を促進し、体験活動等の重要性に関する啓発・普及を図っていくことを目的としていたが、インターネット配信が無くなったことから、視聴の場の提供は29年度をもって事業廃止。子どもたちの体験活動の促進、重要性の啓発・普及については、引き続き、公民館講座等において実施していく。		—		—	△一部実施	③終了

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
112	200	既存	子どものスポー ツ・文化・レクリ エーション活動の 充実 S50～(釣り大会) H15～(野球教室) H20～(子どもの学 び舎)	生涯学習課 スポーツ推進課 青少年課	(社会教育課11公民館) ・「子どもの学び舎・夏休み子ども自 習教室」では、夏休み中の子どもの学 習意欲を維持するとともに、公民館で 行うことにより、学校とは違った他校 の子どもたち同士の交流を図る。 (青少年課) ・柔剣道大会、親子映画会、子ども釣 り大会、少年野球教室を継続し、子ど も達が心から楽しみ、何かを学びと ることが出来るような行事を実施する。	(社会教育課11公民館) ・「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」 (事業番号108再掲) 11館で実施。54コース 延べ3,270人 (青少年課) ・柔剣道大会、子ども釣り大会、少年野球教 室、親子映画会を実施。これらのイベントを 通し異世代間の交流、親子のふれあいを図り ながら、子供たちの社会性、人間性を育むこ とを目的に開催した。 【柔剣道大会】 日時：平成30年4月15日 場所：野田市総合公園体育館 参加者：424人 【子ども釣り大会】 日時：平成30年6月2日 場所：旧関宿クリーンセンター調整池 参加者：494人 【少年野球教室】 日時：平成30年11月25日 場所：野田市総合公園野球場 参加者：287人(関係者除く) 【親子映画会】 日時：平成31年3月3日 場所：文化会館大ホール 参加者：約470人 (社会体育課) ・市民駅伝競走大会 参加選手850人	(社会教育課11公民館) ・各公民館で実施の「子どもの学び 舎・夏休み子ども自習教室」について は年々参加者も増え、学習することの ほか他校の児童生徒同士の交流も図ら れており、また、公民館利用者や地域 の人たちによるサポートで充実した学 習ができた子どもたちを始め、保護 者や教える側からも高い評価を受けて いる。 (青少年課) ・柔剣道大会、子ども釣り大会、少年 野球教室、親子映画会ともに盛況でし た。 (社会体育課) ・関宿城マラソン大会に代わる新たな マラソン大会の計画。	(社会教育 課) 1,060 (青少年 課) 628 (社会体育 課) 310	(生涯学習課10公民館＋生涯学 習センター) ・30年度に引き続き、「子ども の学び舎・夏休み子ども自習教 室」を開設することにより夏休 み中の子どもの学習意欲を維持 するとともに、公民館で行うこ とにより、学校とは違った他校 の子どもたち同士との交流も 図っていく。 (青少年課) ・引き続き、柔剣道大会、子ど も釣り大会、少年野球教室、親 子映画会を開催する。 (スポーツ推進課) ・市民駅伝競走大会 ・野田むらさきの里ふれあいウ オーク	(生涯学習 課11公民 館) 1,092 (青少年課) 822 (スポーツ 推進課) 1,315	○概ね計画 どおり	①継続
113	202	既存	学校保健教育の推 進 H10～ (生活習慣病健診) H2～ (サマースクール)	学校教育課	・生活習慣病健診の実施 ・小児期における生活習慣病対策サ マースクールの実施 ・保健指導の実施	・生活習慣病健診：1,185人(小4、小6有 所見者で希望者) ・サマースクール(生活習慣病対策の一 環)：28人(小4以上の希望及びその保護 者) ・保健指導：114人(肥満傾向にある児童 生徒の希望者)	・健康問題の解決には学校での推進及 び体制の確立のみならず、学校・家 庭・地域社会が一体となって取組むこ とが必要であり、地域に根ざした健康 教育の取組が必要である。 ・生活習慣病健診の対象者である小4 の受検率は74.1ポイント、小6の受検 率は73.9ポイントであった。サマー スクールについては、西部地区の川間公 民館及び川間小学校で初めて実施し た。引き続き積極的な働きかけを行い 健康・自分の体への意識を高める指 導・支援が必要である。	2,355	・今後も引き続き、事業を実施 していく。なお、生活習慣病健 診、サマースクールについて は、参加者増加のための方策及 び、効果的な活動内容を検討し ていく。 ・令和元年度も生活習慣病検診 の対象を小学4年生と、4年の検 診時に所見のあった小学6年生 の希望児童とし、小学段階でラ イフスタイルを改善し、自己管 理・予防に努められる力を育て る。	2,471	○概ね計画 どおり	①継続
114	203	既存	外部指導者を活用 した運動部活動の 充実	指導課	・市内全中学校を対象に、柔道4人、剣 道2人の講師を各校に1人ずつ派遣す る。講師は、体育科の授業の武道領域 及び運動部活動をチームティーチン グにより指導を行う。	・市内中学校の保健体育「武道」の授業の 安全と指導の充実のため武道講師を派遣 し、保健体育担当教委員とともに授業を 行った。また保健体育担当教員の指導力 と技術向上のための連絡会を3回実施し た。(会議1回・実技研修2回) 剣道：講師2名 * 3校に派遣 柔道：講師3名 * 7校に派遣 ・各校の実情により、部活動に外部指導 者を活用している。	・各中学校の保健体育担当教員と武道 講師の専門的な指導・協力のもと、礼 法や基本となる技を中心に武道の学習 を行うことができた。安全面について は、今後も配慮を続けていく。 ・若い教職員が増えているので、若手 の育成も課題である。 ・各学校で選択している種目にかかわ らず、実技講習会への参加を勧める。	1,459	・柔道4人、剣道2人の講師を 中学校に1名派遣する。講師 は、体育科の授業の武道領域を 保健体育担当教員とチーム ティーチングにより指導を行 う。また保健体育担当教員の指 導力と技術向上のための連絡会を 3回実施する。(会議1回・実 技研修2回) ・国から示された部活動指導員 については、今年度活用に向け ての整備をおこなう。また従来 の外部指導者については、教師 の負担軽減の観点からも、今後 も進めていく。	2,999	○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
115	204	既存	学校評議員制度の 充実 H15. 4～	学校教育課	地域に開かれた学校づくりのため に、各学校に学校評議員を委嘱し、次 に掲げる事項について意見を伺う。 ・学校運営や教育活動に関する事項 ・学校と家庭や地域社会との連携に関 する事項 ・その他校長が必要と認める事項	・市内全小中学校に150人の評議員が委嘱 されている。(1校当たり5人以内)	・開かれた学校づくりを推進するに は、保護者や地域住民等の意向を把握・ 反映すると共に、情報発信する必要が ある。その点で学校評議員は地域と学 校を結ぶパイプ役としての大切な役割 が今後も期待されている。 ・ 今後は、地域目で学校運営を点 検・評価・支援することをより強力に推 進し、学校が実施した自己評価の結果 を評価する学校関係者評価について、 中心となって進めていただくことが求 められている。	243	・ 地域住民の学校運営への参画 の仕組みを制度的に位置づける ため、今後も保護者、地域住 民、有識者などから1校につき5 名以内の学校評議員を委嘱して 実施する。	465	○概ね計画 どおり	①継続
116	205	既存	幼稚園の施設整備 の推進	教育総務課	園児の心身の健やかな成長に資する教 育環境の整備や、園児が安全で豊かな 幼稚園生活が送れるように、現状の施 設を必要に応じて改修する。	保育室等施設の教育環境整備を継続的に 進めた。	経年劣化に伴う建物の整備を実施し、 施設の耐久性の確保と教育環境の整備 に継続して努めていく。	1, 025	施設の教育環境整備のための改 修工事等	7, 595	○概ね計画 どおり	①継続
117	206	既存	学校施設整備の推 進	教育総務課	児童・生徒の心身の健やかな成長に資 する教育環境の整備や、児童・生徒が 安全で豊かな学校生活が送れるよう に、現状の施設を必要に応じて改修す る。	トイレの洋式便器設置工事、普通教室、 特別教室等施設の教育環境整備を継続的 に進めた。	トイレ改修工事の計画については、国 の補助金や学校施設整備等基金を活用 し、平成3 0年度で完了した。平成3 1年度以降は、国の補助金を活用し、 女子用トイレの洋式化率の向上に取り 組む。	212, 805	・ 中央小学校、福田第二小学校 トイレ改修工事 ・ 北部小学校プレハブ借上げ ・ 清水台小学校プレハブ借上げ ・ 施設の教育環境整備のための 改修工事等	328, 056	○概ね計画 どおり	①継続
118	208	既存	公立幼稚園の機能 の充実	指導課	【事業番号46再掲】						○概ね計画 どおり	①継続
119	209	既存	保育所・幼稚園・ 小学校との連携強 化 H14～	指導課 保育課	・ 小学校低学年生活科や各種行事で保 育所や幼稚園との交流を実施する。 ・ 2月に全体で連絡会を持ち、今年度 の活動を発表し合い、反省をまとめ る。	・ 就学前の生活環境、就学状況等の情報 交換を行うことにより、小学校入学後 において安全かつ健康な生活が送れる ように保育所・幼稚園・こども園・小 学校が連携した。さらに、教育内容の 充実や共通理解を図った。	・ 年間2 回の連絡会で担当者が直接話 し合い、計画的な交流活動を通して、 情報交換が効果的に行われた。 ・ 遠距離のために交流活動の実施が難 しい地域の場合の、情報交換の持ち方 を確認することができた。	41	・ 就学前の教育内容の充実及び 就学前の生活環境・就学状況等 の情報交換を行い、小学校入学 後において安全かつ健康な生活 が送れるよう、連携を図る。 (アプローチカリキュラム・ス タートカリキュラムも視野に入れ る。)	42	○概ね計画 どおり	①継続
120	211	既存	家庭教育学級の整 備、充実 S39～	生涯学習課 公民館	・ 講座の企画・運営に保護者が参画 し、意見を取り入れることで、参加者 が実際に抱えている悩みや不安に応え られる身近な講座となるよう事業内容 の充実を図る。 ・ 引き続き、小中学生の保護者を対象 に、子どもの成長に伴う発達理解や保 護者の役割、思いやりの心を育てる家 庭教育の重要性などを学習する。また 、就学前児童の保護者を対象に、家 庭教育の重要性について理解を深め る。	・ 家庭教育学級(小学コース) 8コース 46回5, 960人参加 ・ 家庭教育学級小学コース運営委員会 8コース 8回201人参加 ・ 家庭教育学級(幼児コース) 2コース 11回243人参加 ・ 就学児健康診断時家庭教育講演(小学 校) 20回1, 142人参加 ・ 出前家庭教育講演(中学校) 11回 1, 129人参加 ・ すくすく広場 南部梅郷公民館 前期4回 56人 後期4回 51人 北部公民館 前期4回 48人 後期4回 16人	・ 就学前児童の保護者を対象に、家庭 教育の重要性について理解を深めた。 今後も、学校や保護者からなる運営委 員と協力し、一層の参加促進を図り家 庭の教育力の向上に努めていく必要が ある。 ・ また、子育て期にある親の全ての参 加が望ましいが、参加できない親もい るのが実情である。そのため、学校や 保護者からなる運営委員と協力し、一 層の参加促進を図り、家庭の教育力の 向上に努めていく必要がある。	1, 311	・ 30年度に引き続き、小中学生 の保護者を対象に、子どもの成 長に伴う発達理解や保護者の役 割、思いやりの心を育てる家庭 教育の重要性などを学習する。 また、就学前児童の保護者を対象 に、家庭教育の重要性について 理解を深める。	1, 516	○概ね計画 どおり	①継続
121	212	既存	世代間交流事業の 充実	青少年課 指導課	【事業番号38再掲】						○概ね計画 どおり	①継続
122	212	既存	岩木小学校老人デ イサービスセン ターにおける交流	指導課 高齢者支援課	【事業番号62再掲】						○概ね計画 どおり	①継続
123	213	既存	野田市総合公園の 整備	スポーツ推進課	老朽化していく施設の安全性・緊急性 等を総合衡量して優先順位の高い箇所 から修繕を実施する。	・ 体育館バスケットボード修繕 ・ 水泳場ろ過ポンプ修繕 ・ 陸上競技場ウレタン舗装修繕 ・ 体育館バスケットゴール修繕 ・ 体育館管理用カメラ改修工事 ・ 浄化槽設備調整ブロー交換工事 ・ 体育館ラウンジ空調機交換工事 ・ 体育館蓄電池設備交換工事	・ 老朽化していく施設の安全性・緊急 性を総合衡量して優先順位の高い箇 所から修繕を実施する。	22, 740	・ スケートボードパーク床修繕 ・ 総合公園駐車場区画線補修工 事 ・ 陸上競技場改修工事 ・ 浄化槽修繕工事	63, 247	○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	30年度実績	評価及び課題	30年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
124	214	既存	野田市スポーツ公園の整備 H15～17(三ツ堀里山自然園整備)	みどりと水のまちづくり課	・三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベントの開催等を実施し、市民に自然とのふれあいの場を提供する。	・市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理。 ・里山まつり、各観察会の実施。 ・水田でのもち米栽培、かかし作りの実施。	・三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベント及び観察会等が実施できた。	2,651	・今後も「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働により、地域に根差した三ツ堀里山自然園づくりに向け維持管理やイベント等の開催を実施していく。	2,185	○概ね計画どおり	①継続
125	215	既存	春風館道場の整備	スポーツ推進課	利用者の安全性を確保し、武道に親しむことができる場所を提供する。	・剣道場床板修繕→指定管理者対応 ・道場西側漆喰壁修理→指定管理者対応 ・弓道場矢取道踏石改善→指定管理者対応 ・柔道場ガラス修理→指定管理者対応	今後幅広く子どもたちが安全に武道に親しむ場を提供していく必要がある。	—	柔剣道場、弓道場を子どもたちが武道に親しむことができる場所として提供する。	—	○概ね計画どおり	①継続
126	216	既存	キャリア教育を通しての地域教育力の向上	指導課 保育課	・キャリア教育推進協議会を組織し、学校・家庭・地域が一体となって、職場体験・職場訪問を中心としたキャリア教育に取り組む。 ・小学校6年生による職場見学、中学校2年生による3日間連続の職場体験を実施する。 ・地域において、子どもと大人が互いに認知し、互いに声を掛け合うキャリア教育の有効性について、いろいろな機会呼びかける。	・市内中学校2年生が職場体験を実施(11校1,307人) ・市内小学6年生が職場訪問を実施(15校1,129人) ・小中学校9年間を見通したキャリア教育の充実 ・主に地域の社会人をキャリアアドバイザーとして招いての講話を各学校で実施 ・619の事業所が受け入れ協力事業所となり、小学生または中学生に地域による教育の機会を提供	・「キャリア教育」とおして、仕事に対する意識を改めたり、仕事をする大人との関わりをおして将来について考えたりするという有効性について、学校・家庭・地域が連携して進めていけるように、より一層の働きかけが必要である。 ・体験はあくまでも「きっかけ」であり、事後につながる指導を各校で工夫して取り組んでいくことが、地域教育力の向上につながると考える。 ・職業の種類も多様になってきている現状をふまえ、受け入れ事業所の開拓を行う必要がある。	802	・「職場体験・職場訪問」を実施することにより、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動する力を養う機会をつくる。 ・職場体験・職場訪問を実施することにより、地域において働く大人と地域の学校に通う子どもとが知り合う機会を捉え、より一層「地域の子どもは地域で育てる」という意識の高揚に努める。	877	○概ね計画どおり	①継続
127	218	既存	青少年センターの機能の充実	青少年センター	・環境浄化活動として、市内の電柱及び電話柱の違法ビラ撤去を推進するため、現地調査を実施する。 ・年間1回、補導員及び相談員による合同環境浄化活動を実施する。	・地域環境浄化活動(違法ビラ通報)実施回数:1回17枚確認 参加者:補導員5人、相談員6人 指導員2人、青少年課2人	・違法ビラ自体の貼付けは続いているが、枚数も減少していることから、今後は補導員、相談員合同による駅周辺での広報活動により、青少年を取り巻く環境を変えることに貢献するよう方針を変える。	—	・環境浄化活動として、市内の駅周辺において、「189」の広報のため、ティッシュ等の配布を行う。 ・年間1回、補導員及び相談員による合同環境浄化活動を実施する。	—	○概ね計画どおり	①継続
128	219	既存	青少年問題行動防止活動の推進	青少年センター	・生徒指導主任連絡会議の継続実施 ・補導活動の推進 ・子ども達を取り巻くインターネット問題について、大人(保護者)としてどうすればよいのか認識を深めていただくため、講演会を実施していく。	・生徒指導主任連絡会議を実施し、各学校間で問題行動のある子ども達について情報交換をおこなった。 ・年間を通し補導活動を実施した。(延759回、延2,061人) ・青少年の健全育成を目的とし、大人向けのインターネットに関する講習会を実施した。 日時:平成30年7月31日 場所:保健センター3階大会議室 参加者:64人(関係者除く)	・大人向けの講習会は、昨年とは違う講師として、警察署による講義を実施したところ、参加者数が前年より多かった。今後も同様に実施したい。	—	・生徒指導主任連絡会議を実施。 ・年間を通し補導活動を実施。 ・青少年の健全育成を目的とした、大人向けのインターネットに関する講習会を実施。	—	○概ね計画どおり	①継続
129	220	既存	情報モラル教育の推進	指導課	・市主催教員向けのICT活用研修会等を活用するなどして、各校で学級活動や道徳、各教科の指導の中において、積極的にモラルの向上につながるような授業展開が行われるよう指導に努める。ネット社会の中で生活していかなければいけないことを踏まえ、ネット社会の利便性を教えるのと同時に、その中に潜む危険性も教えていくよう指導に努める。	・各校の実態に応じて市で提携している情報モラルサービス等を活用し、児童生徒や保護者を対象に情報モラル学習が実施された。 ・いじめ通報アプリ「STOP IT」を導入し、中学生におけるいじめの早期発見と抑止及び相談体制づくりを進める。併せて、全校中学1年を対象に、「傍観者にならず、行動を起こす」意識を育てる授業を実施する。	・市内各小中学校において実態に基づいた情報モラル教育が進められている。 ・家庭の指導力向上が課題である。保護者向け研修会を実施し、ますます家庭における情報モラルの向上を進める。 ・SNSにおけるいじめなどの人権侵害が生徒指導上の問題となるケースがあるので、引き続き指導が必要である。	1,054	・いじめ通報アプリ「STOP IT」を活用し、中学生におけるいじめの早期発見と抑止及び相談体制づくりを進める。併せて、全校中学1年を対象に、「傍観者にならず、行動を起こす」意識を育てる授業を実施する。 ・専門的知識を持つ外部講師を活用し、児童生徒・家庭に向けた授業、職員への研修をより一層進める。	864	○概ね計画どおり	①継続
130	223	既存	「親子の交通安全大会」への参加の呼びかけ	市民生活課	・子どもの交通事故を防ぐために、野田警察署と野田交通安全協会が各幼稚園に出向き交通安全教室等を行う。	・園児に対する交通安全教室 10月15日関宿南部幼稚園 参加者59人 10月26日野田幼稚園 参加者72人 11月28日関宿中部幼稚園 参加者35人	・平成27年度から野田警察署と野田交通安全協会が、各幼稚園からの要望を受けて幼稚園に出向いて、より身近な交通安全教室等を開催することができた。	—	各幼稚園からの要望を受け、幼稚園に出向いて、交通安全教室を実施。	—	○概ね計画どおり	②再編の上継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	３０年度実績	評価及び課題	３０年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
132	225	既存	チャイルドシート 貸出事業の推進 H12～	社会福祉協議会	・市内に在住の6歳未満の乳幼児を対象に6か月（1回延長可能で最長1年間）のチャイルドシートを貸出す。また、里帰り等により市内に短期的に在住する乳幼児のために、最長3か月のチャイルドシートを貸し出す。 ・老朽化に伴う入れ替えを実施する。	貸出実績：３４５件	・貸出待機者もなく、円滑な貸出を実施できた。 ・老朽化しているチャイルドシートの入れ替えを引き続き実施する必要性がある。	715	・市内に在住の6歳未満の乳幼児を対象に6か月（1回延長可。通算1年間）のチャイルドシートの貸出を行う。また、里帰り等により市内に短期的に在住する乳幼児のために、最長3か月のチャイルドシートの貸出を行う。 ・老朽化に伴う入れ替えを実施する。	929	○概ね計画どおり	①継続
132	225	既存	チャイルドシート 貸出事業の推進 H12～	社会福祉協議会	・市内に在住の6歳未満の乳幼児を対象に6か月（1回延長可能で最長1年間）のチャイルドシートを貸出す。また、里帰り等により市内に短期的に在住する乳幼児のために、最長3か月のチャイルドシートを貸し出す。 ・老朽化に伴う入れ替えを実施する。	貸出実績：３４５件	・貸出待機者もなく、円滑な貸出を実施できた。 ・老朽化しているチャイルドシートの入れ替えを引き続き実施する必要性がある。	715	・市内に在住の6歳未満の乳幼児を対象に6か月（1回延長可。通算1年間）のチャイルドシートの貸出を行う。また、里帰り等により市内に短期的に在住する乳幼児のために、最長3か月のチャイルドシートの貸出を行う。 ・老朽化に伴う入れ替えを実施する。	929	○概ね計画どおり	①継続
133	227	既存	青少年の消費者問題対策の推進	市民生活課 青少年課	・消費生活展、消費生活セミナー、出前講座等を通じ、消費生活センターのPRを行い、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めるとともに、青少年の消費者問題について広く市民に啓発する。	消費生活展、消費生活セミナー、出前講座等を通じ消費生活センターのPRを行い、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めるとともに消費者問題について広く市民に啓発を図った。 ・消費生活展：2日間（産業祭と同時開催） ・消費生活セミナー：1回 ・出前講座：11回	・消費者被害防止のため、消費生活センターの事業内容等について啓発を実施しているが、青少年に関わりのある団体等からの出前講座の申込みはなかった。 今後、成人年齢の引き下げにより、青少年への消費者問題対策が重要となってくることから、学校や野田市子ども会育成連絡協議会などの関係団体に働きかけていく必要がある。	386	・平成30年度同様、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について広く啓発を図る。また、関係団体と連携を図り、出前講座を実施していく。	475	○概ね計画どおり	①継続
134	228	既存	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の実施	防災安全課 指導課 青少年課	(防災安全課) ・野田市防犯組合、野田警察署との連携による防犯活動の実施 ・防犯推進員（警察官経験者）による「まめばん」での在所警戒や防犯パトロールの実施、防犯相談、児童を対象とした防犯教室の実施 ・安全安心メール防犯情報の配信（指導課） ・児童生徒を守るため情報共有の流れを構築する。各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し適切に処理・対応する。 (青少年課) ・野田市子ども安全メールの配信 ・野田市学校警察連絡協議会との連携	(防災安全課) ・野田市防犯組合に設立された17の支部による各種防犯活動が実施されるとともに、自治会を単位とする自主防犯組織による防犯パトロールが継続的に実施された。また、10月開催の防犯組合情報交換会では、各支部間の交流と情報交換による防犯力の向上を目的に各支部での取り組みを話し合った。 ・防犯の拠点として開設した「まめばん」は、毎日午後2時から午後7時まで防犯推進員を配置し業務にあたった。 北部まめばんの平成30年度利用は、延べ215件。 ・青色回転灯搭載の防犯パトロール車2台を活用した防犯推進員による防犯パトロールについては、市内全小中学校を中心に子どもたちの下校時刻に合わせ延べ 244日間実施した。 ・安全安心メール（まめメール）で防犯情報を51件配信し、防犯意識の向上を図った。 ・防犯推進員による防犯教室を市内全20校の小中学校で実施し、犯罪から身を守る方法を指導した。 (指導課) ・子どもの安全を守ることを最優先し、情報共有を適切に行った。特に、学校からの防犯の観点による通学路の改善要望をとりまとめ、関係各課と連携して進めた。防災安全課と連携した防犯推進員による防犯教室を全小中学校で実施することで、地域としての防犯意識を高めるだけでなく子どもたちが自らの安全を守る能力の育成にも努めた。 (青少年課) ・学校等から提供された不審者情報を速やかに配信した。（配信件数50件） また、不審者の発生状況に対応したパトロールを実施するとともに、各小中学校に警戒の呼びかけと市民生活課及び警察に情報提供とパトロールの強化要請を行うなど、情報交換及び連携を図った。	(防災安全課) ・市民の防犯意識の向上により、防犯組合支部及び自主防犯組織による防犯パトロール等が実施されたが、市内の犯罪件数は平成30年は1,107件で前年より146件の減少となり、今後も継続的にを行い犯罪の抑止に努める必要がある。 (指導課) ・児童生徒を守るため情報共有の流れを構築し、各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し、適切に処理・対応した。 (青少年課) ・不審者情報を配信することで、家庭、地域、学校の情報の共有が図られ、児童生徒の安全・安心に役立つことができた。 引き続き、各学校との連携により不審者情報の速やかな配信を行うとともに、関係機関との情報交換や発生防止、抑止に向けて協力を行う。 ・学校警察連絡協議会事業により犯罪等の被害から子どもたちを守る為の各種事業について、引き続き協力を行う。	(防災安全課) 11,533	(防災安全課) ・平成30年度同様、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について広く啓発を図る。また、関係団体と連携を図り、出前講座を実施していく。 ・防犯推進員による「まめばん」での在所警戒に加え、巡回パトロールを実施していく。 ・防犯推進員が実施している「まめばん」での防犯相談について、より相談しやすい環境の整備に努め、児童の安全の強化を図る。 ・防犯推進員による防犯教室を小中学校で実施し、犯罪から身を守る方法を指導する。 ・安全安心メールにより、防犯情報を配信していく。 ・防災行政無線により日没前に帰宅を促すミュージックチャイム（夕焼け小焼け）を放送していく。 (指導課) ・子どもの安全を守ることを最優先し、情報共有を適切に行う。防災安全課と連携した防犯推進員による防犯教室を全小中学校で実施することで、地域としての防犯意識を高めるだけでなく子どもたちが自らの安全を守る能力の育成にも努める。 (青少年課) ・家庭、地域、学校での情報の共有化を図り、児童生徒の安全安心に役立つ情報を引き続き配信していく。 なお、不審者情報の多発から、平成25年4月11日より防災行政無線を利用し、子どもの見守り放送を開始した。この放送についてはパブリック・コメント手続き実施し、市民の意見を参考に、2回の繰り返しを1回に変更した上で、放送を継続して行うことに決定した。 ・野田市学校警察連絡協議会との連携を継続していく。	(防災安全課) 12,898	○概ね計画どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
135	231	既存	子どもに配慮した 防災対策の推進	防災安全課 指導課 保育課	(防災安全課) ・災害時の子ども(乳幼児)の生活を考 慮した野田市地域防災計画の修正、備 蓄品の整備及び自主防災組織の設立を 推進し、自主防災組織の資機材整備に 対して助成を実施する。 ・安全安心メール防災情報の配信 (指導課) ・各学校における防災計画を作成し、 子どもの安全確保に取り組む。特に、 着実に避難訓練を実施するなど防災意 識を高め、児童生徒・教職員が一体と なった防災体制を作る。また、保護者 や地域住民とも一体となって、地域ぐ るみの防災体制を醸成する。 (保育課) ・保育所においては、年12回の火災及 び地震に対する避難訓練を実施し、防 災意識の醸成を図る。さらに、保護者 に不審者に対応するための避難訓練や 引渡し訓練を実施し、不審者に対して の意識を高めるとともに災害に対する 防災意識を保護者に高めてもらえるよ う周知する。	・災害時の子ども(乳幼児)に配慮した備蓄 品(粉ミルク)の整備を行った。また、自主 防災組織の設立を推進するため、自主防災組 織に対する助成として資機材整備に対する助 成を実施(新設2団体、修繕等8団体)した。 (指導課) ・各学校において防災計画を作成し、子ども の安全確保に取り組んだ。 ・平成2 9 年度に川間中学校が「避難所対 応」をテーマとして、生徒が保護者や地域住 民と一体となった、地域ぐるみの防災体制づ くりについて研究した内容について研修会等 で各学校の安全主任に周知し、各学校の防災 対策の向上に努めた。(保育 課) ・保育所は防災計画に従い避難訓練を継続し て実施し、災害等に備える意識を高める。ま た、保護者に対しても防災意識を高めるよう 周知する。併せて不審者対応への訓練等を実 施することで保護者に不審者への対応等につ いての周知徹底を図った。 ・直営3園に携帯電話を導入し、保護者への 通信手段として一斉に情報提供することがで きるように整備した。	・自主防災組織は平成17年度以降、毎 年平均10数団体が設立され、平成31年 3月末現在で2団体が設立となり、組織 率が50.2%となっているが、組織化率 が低い状況であるため、「自助・共 助」の取組を推進し、引き続き自主防 災組織の整備育成を図っていく必要が ある。 (指導課) ・東日本大震災等により各校の防災意 識を継続して持ち続けている。今後も 風化させずに継続的に防災教育に努め ていく必要がある。特に学校・子ども たちと地域の関わりについて意識する よう指導していく必要がある。たとえ ば、地域の方と挨拶をするなど、日常 的に地域と関わっていくことが大切で ある。(保育課) ・災害等に対する避難訓練の実施に併 せて、保育所職員と保護者にも防災意 識を高める必要がある。また、保護者 には不審者への対応等について、意識 向上に努めてもらう必要がある。	3,760	・地域防災計画の推進を図り、必 要に応じて計画の見直しをする。 計画の見直しの際には子どもや女 性などに配慮した修正を行う。 ・引き続き地域防災力向上のた め、自主防災組織の設立を推進し ていく。 (指導課) ・各学校における防災計画を作成 し、子どもの安全確保に取り組 む。平成29年度に川間中学校が 「避難所対応」をテーマとして、 県指定の研究に取り組み、生徒が 保護者や地域住民と一体となっ た、地域ぐるみの防災体制づく りに努めた内容など、各学校で参考 にし、防災計画などの見直しを図 る。(保 育課) ・保育所は防災計画に従い避難訓 練を継続して実施し、様々な災害 等に備える意識を高める。また、 保護者に対しても防災意識を高め るよう周知する。また、不審者対 応として警察からの指導を受け訓 練していく。保護者の不審者への 対応等についても周知徹底を図る。	4,717	○概ね計画 どおり	①継続
136	233	既存	学校付近や通学路 等における関係機 関・団体等と連携 したパトロール活 動の推進及びス クールサポーター 制度の活用 拡充 H23.4～ (スクールサポ ーター)	指導課	・学校警察連絡協議会等を通じて情報 を共有し、その情報を広く発信できる ように努める。 ・「子ども110番の家」の協力を広 める。 ・学校からの要請でスクールサポ ーターの派遣を依頼する。	・児童・生徒の問題行動に取り組む学校 にスクールサポーター、スクールサポ ートカウンセラーを派遣し、問題の解消に むけて支援を行った。 ・不審者情報等については各課と連携を 図り情報を共有し、必要に応じて各校や 関係機関に情報を提供した。 ・登下校の安全指導は、各校において地 域の協力を得て行っている。 ・学校警察連絡協議会、生徒指導主任連 絡会で情報を共有し、各校の生徒指導に 活用した。	・スクールサポーター、スクールサ ポートカウンセラーによる支援や助言 により、問題行動に効果的に対応する ことができた。 ・登下校時における地域や保護者から の安全指導協力は、時間的に難しい面 もあるが引き続き協力を依頼する。 ・学校警察連絡協議会、生徒指導主任 連絡会での情報共有により、関係する 学校間で連携を図り問題行動に対応す ることができた。	6,927	・児童・生徒の問題行動に取り 組む学校にスクールサポー ター、スクールサポートカウン セラーを派遣し、安心して学校 生活が送れるように、いじめ等 の問題の解消にむけて支援を行 う。	7,309	○概ね計画 どおり	①継続
137	235	既存	被害にあった子ど もの保護の推進	児童家庭課 指導課	・児童が被害にあった場合、被害の種 類状況により、児童相談所や警察等の 関係機関と連携し、児童の安全を第一 に適切な対応を行う。 ・柏児童相談所へのケースの送致、警 察への協力要請、医療機関への援助依 頼等、専門機関との協力関係を構築す る。	・市で虐待を把握したケースで一時保護 や専門的対応が必要と判断しケースを見 児童相談所へ送致した人数 20人 うち、一時保護された人数 16人 うち、3月末現在一時保護解除 9人	平成31年1月24日にあってはならない 悲惨な事件が起こってしまった。 市では、1月28日より副市長及び関係 部課長等による内部検証を実施し、そ の結果、最も重大な課題は、柏児童相 談所、市関係機関、学校、警察など関 係機関相互の連携不足であることがす ぐに判明した。	*	・実務者会議や個別支援会議に おいて主担当や役割分担等を明 確にするとともに、必要に応じ て、今後の支援スケジュールを 立てるなどケースに応じた対策 を講じ、児童の安全を第一に考 えた適切な対応を行う。また、 訪問の際の状況によっては、防 犯推進員や警察との同行、通院 等が必要とされる方の場合には医 療機関との情報共有を図るな ど、専門機関との連携を密に協 力関係を構築する。		○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	３０年度実績	評価及び課題	３０年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
138	238	既存	児童虐待防止対策 の充実 H18.5～ 要保護児童対策地 域協議会 (H13.5設置の野 田市児童虐待防止 対策連絡協議会が 前身)	児童家庭課 指導課	・児童虐待の未然防止、早期発見、早 期対応などきめ細かい対応と地域や関 係機関との連携を一層強化し、地域全 体の取組による児童虐待防止の推進を 図る。 ・要保護児童対策地域協議会による要 保護ケースの進行管理 ・虐待通報受理後48時間以内の安全確 認の徹底 ・虐待防止啓発事業としてポスター展等 の開催 ・児童虐待相談受付電話「子どもＳＯ Ｓ」の運営 など	・要保護児童対策地域協議会の運営 代表者会議2回 実務者会議13回 個別支援会議13回関 係機関への研修会開催（参加者76名）。 ・児童虐待相談対応件数 延べ3405件（相談実人数142人） ・児童虐待相談受付電話「子どもSOS」 受付件数10件（内虐待2件） ・進行管理台帳に登録されている子どもで学校・保育 園等に所属している場合、所属機関と毎月1回書面によ る情報交換 ・居住実態が把握できない児童について 児童家庭課への情報提供件数30件 安全確認、出国確認 等により対応済みの件数30件 ・児童虐待防止推進月間の取り組み ・「わたしの願う家族・家庭」ポスター展 応募総数847点（小学校725点・中学校122点） 優秀作品を市ホームページにて公開 ・子どもSOSの連絡先を記載したカードサイズの啓発物 資を学校等関係機関に配布。 児童虐待防止ステッカー等を公用車及び市内タクシー事 業所の車両に装着し児童虐待防止意識の向上を図った。 ・第1回「野田市児童虐待事件再発防止合同委員会」で は、以下の議題につき検討いただき、事件の検証と再発防 止策を並行して議論する形で進め、決定した再発防止策で 直ちに実施できるものは、委員会報告を待たずに実施する ことなどを決定しました。 議題1 会議の運営方法について 議題2 本件に対する市及び関係機関の対応に係る検証 議題3 学校校長、教頭へのアンケート調査結果報告 議題4 再発防止策について （1）即対応する再発防止策 （2）次回以降協議する再発防止策	平成31年1月24日にあってはならない 悲惨な事件が起こってしまった。 市では、1月28日より副市長及び関係 部課長等による内部検証を実施し、そ の結果、最も重大な課題は、柏児童相 談所、児童家庭課等市内部、学校、警 察など関係機関相互の連携不足である ことがすぐに判明した。	160	・要保護児童対策地域協議会の運営 関係機関の役割等を明確にし、代表者会 議、実務者会議、個別支援会議を開催し、 関係機関との連携及び情報共有を強化す る。 ・虐待通報受理後、児童の安全確認を原則 即日対応する。 ・虐待防止啓発事業としてポスター展等の 開催 ・児童虐待相談受付電話「子どもSOS」 の運営 ・30年度に引き続き、合同委員会において 問題点を検証し再発防止策を検討する。 ・市関係部署及び児童相談所に児童虐待 管理システムの導入 ・スクールロイヤー制度の導入 ・防犯推進員の同行訪問 ・子どもを地域で守る野田市にするた め、地区民生委員児童委員協議会、防犯組 合支部総会、地区社会福祉協議会の総会等 へ市職員が出席し情報提供を呼びかけ。 ・児童家庭課と児童相談所との役割分担 の明確化 ・189リーフレットの全戸ポスティング ・野田市と児童相談所との関係に特化し たマニュアルの作成 ・教育委員会に、弁護士1人を非常勤特 別職のアドバイザーとして配置		○概ね計画 どおり	①継続
139	241	既存	千葉県柏児童相談 所との情報の交 換、連携 H12～	児童家庭課	・柏児童相談所と毎月開催の実務者 （進行管理）会議にて定期的に情報交 換を行う。	・要保護児童対策地域協議会実務者会議 を開催（13回）し情報交換を行った。 ・対応困難場合に柏児童相談所に助言及 び同行訪問等の援助を依頼した。（5 件）	平成31年1月24日にあってはならない 悲惨な事件が起こってしまった。 市では、1月28日より副市長及び関係 部課長等による内部検証を実施し、そ の結果、最も重大な課題は、柏児童相 談所、児童家庭課等市内部、学校、警 察など関係機関相互の連携不足である ことがすぐに判明した。	*	・毎月開催の実務者会議では、 主担当、役割分担を明確にし、 情報交換のみならず、どのよう な連携のもとに支援に当たれる か、また、個別支援会議の判断 をする場とし、更にきめ細やか な支援へと結びつけるかの確認 を行う。 ・更に、実務者等会議以外の通 告、また進行管理においても、 児童相談所といち早く正確な情 報を共有し対応するため、児童 相談所に専用回線でつなぐシス テムを導入し連携を強化する。		○概ね計画 どおり	①継続
140	243	既存	要支援家庭の早期 発見、早期対応	保健センター 児童家庭課	・乳幼児健康診査や相談等の母子保健 事業において虐待の早期発見に努め、 保護者の不安や訴えを受け止め、家庭 環境等に配慮しながら必要時早期に 「育児支援訪問事業」につなげる等関 係機関と連携して虐待の予防に努め る。	ハイリスク母子に対し、保健師・助産師 等による妊娠期からの家庭訪問等による サポートを実施した。乳幼児健診では、 母親の育児不安や親子関係の状況把握に 努めるとともに、未受診者への家庭訪問 等を実施した。	子ども支援室との連携により、妊娠期 からのハイリスクの早期発見・対応に つなげることができた。乳幼児健診未 受診者への家庭訪問では、不在ケース が多いため、訪問時間を夕方にする 等、接触する機会を高める工夫を行っ た。関係機関との連携が不十分なケー スもあるため、連携していく体制づく りが必要である。また早期発見と適切 な対応につなげるため、一層の医療機 関と連携も不可欠である。	—	・子ども支援室や医療機関等と の連携によりハイリスク者や問 題のある家庭を早期に把握し対 応する。乳幼児健診未受診者へ の対応も他機関と連携し、早期 に適切な支援へとつなげてい く。 ・情報を提供するだけでなく、 現在の状況をきちんと把握して いくことも必要である。	—	○概ね計画 どおり	①継続
141	244	既存	乳児家庭全戸訪問 事業	保健センター	【事業番号8再掲】						○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	３０年度実績	評価及び課題	３０年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
142	246	既存	ひとり親家庭等の 情報提供・相談機能・支援体制の充実 H16.4～	児童家庭課	・ひとり親家庭等に対する自立支援策について、市報、ホームページ、児童扶養手当の窓口を活用し、広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報提供や相談の充実に努める。 ・野田市母子寡婦福祉会の各種イベント等の団体事業を通じ、会員相互の交流や情報交換等の機会の拡充を図る。	〔３０年度実績〕 ・母子家庭、父子家庭相談：804件 ・婦人相談：116件 ・市報及び市ホームページに相談事業及び助成制度を掲載 ・「ひとり親家庭支援のしおり」（平成30年6月改訂版）作成 主な内容 ひとり親家庭支援に係る、相談、経済的支援、居住支援、就労支援、育児生活支援の各種事業、助成等の案内。 ・個別事業のリーフレット作成 ひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭の就業支援事業、　ひとり親家庭等ふれあい交流事業（そば打ち、パン作りなど）、就業支援パソコン講習会などの各種事業、助成等の案内 ・母子・父子自立支援員研修会（平成31年2月15日開催） 内容：就学援助制度について 就園奨励費制度について 奨学金について 転入手続について 学区外就学について 講師：野田市役所学校教育課職員 ・ひとり親家庭情報交換事業の実施（野田市母子寡婦福祉会に委託全8回実施） 参加者合計128人	・離婚直後の時期にひとり親家庭等に対する支援策についての的確な情報提供を行なう必要がある。 ・ひとり親家庭等は離婚直後の不安定な時期に一人で悩みを抱えることが多いため、引き続き母子寡婦福祉会への加入促進を図る必要がある。 ・「ひとり親家庭情報交換事業」について事業の周知を図り、新規企画検討や参加促進に努める必要がある。また、若い会員のリピーターも多いことから、さらにリピーターを増やし母子寡婦福祉会の新規会員の獲得に努める。 ・イベント系事業については、母子寡婦福祉会の協力により、ひとり親家庭の様々な交流の場が設けられたが、近年では、新規会員が増えていないため子どもの年齢が上がっていることから子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編を検討する必要がある。	4,822	・引き続き、市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により各種支援策の情報提供を積極的に行う。あわせて、早期の段階での確な支援を行うため、国の新しい施策や、各種支援策について児童扶養手当現況届出時等に情報提供に努めるとともに、母子・父子自立支援員が個々の状況に応じた相談を行うことで、自立に向けた意欲の向上を図る。 ・市報、HPによる広報啓発 ・母子・父子自立支援員による情報提供 ・ひとり親家庭支援のしおり改訂(1.8) ・ひとり親家庭就業支援事業のご案内改訂(1.8) ・母子寡婦福祉会の協力を得て実施している「ひとり親家庭情報交換事業」において、引き続きひとり親同士の交流に努める。 ・イベント系事業では、子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編とあわせ、会員増につなげるための施策を検討する。	5,265	○概ね計画どおり	①継続
143	248	既存	ひとり親家庭等の 就労支援の拡充 H16.4～	児童家庭課	・ハローワークや市の無料職業紹介所等と連携し、母子・父子自立支援員がひとり親家庭個々の実情に応じてきめ細かく支援し、就業に結びつける母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進する。 ・職業訓練センターを活用した就業支援パソコン講習会等を開催し、就労や収入増に向け、ひとり親家庭のスキルの向上を図る。 ・平成25年度から実施していた母子・父子自立支援員と市の無料職業紹介所が連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と提供の事業の見直しを行い、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の併発活動に変更し、ひとり親家庭が働きやすい環境の構築に努める。 ・自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給により、ひとり親家庭の資格取得を支援する。	・ハローワークや市の無料職業紹介所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と雇用啓発を行った。 なお、事業の見直しを行い、平成28年7月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動に変更した。 （H30年度啓発活動訪問事業所件数　29件） ・母子・父子自立支援プログラム策定事業（26人策定のうち、父子家庭の父　0人） 就業実績　正規雇用：7人 非正規雇用：10人 ・就業支援パソコン講習会 受講者数　11名 うち資格取得者数　　ワード　8名　エクセル　9名 （参考：H29年度） 受講者数　14名 うち資格取得者数　　ワード　13名　エクセル　13名 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ・4人に支給：Illustrator/Photoshop講座1人 実務者研修・介護福祉士受験対策講座1人 介護事務講座1人 介護福祉士実務者研修1人 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金 ・支給人数：11人 ・資格の種別：看護師4人、准看護師2人、作業療法士1人 教員1人、保育士1人、歯科衛生士1人 理容師1人 ・母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 ・支給人数：2人 ・就業実績：正規2人	・ひとり親家庭等については、依然として雇用環境と経済的な状況が厳しいため雇用と収入の増に結び付く情報の開拓に努める必要がある。 ・事業の見直しを行ったひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動では、訪問する事業所の職種や、情報提供の方法を検討する必要がある。 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業について、個々のニーズに応じてきめ細かな就職支援を実施し、雇用促進に効果を上げた。 ・職業訓練について、受講者が意欲的に取り組み資格取得率も高い結果となった。資格を活用できる職種への就業に結びついている現状があり、ひとり親家庭の就労支援として一定の効果があると考えられる。また、パソコンだけではなく、他の資格についても実施を検討し、多様なニーズに対応する必要がある。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業は、長期の修学期間を支援することで高度な技能を習得できる本事業は、正規雇用に結び付いた実績を挙げており、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であることから、今後も周知に努める必要がある。	16,439	・引き続き、ハローワークや市の無料職業紹介所と連携を図るとともに、野田市パーソナルサポートセンターと児童家庭課の母子・父子自立支援員との連携により、自立に向けた総合的な相談を行う。 ・ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動について、ひとり親就業支援事業において就業希望状況にあわせて職種を選定し、就業相談において情報を提供する。 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業について、平成28年4月より、アフターケアとして、同プログラムで設定した目標を達成した後においても、達成後の状況を維持し、又は更なる目標が設定できるよう、面談等の定期的な相談支援を実施する。 ・就業支援パソコン講習会について、就職希望の多い事務職に欠かせないスキルであるパソコン技能の取得に向けた講習を実施していくが、パソコンだけではなく簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応する。 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業については、31年4月から雇用保険法の特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金が対象となり制度拡充されたことから、さらに利用の促進を図る。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業について、31年4月から、支給期間の上限が36月から48月に延長され、支給額が修学期間の最後の12月については4万円増額されたことから、さらに利用促進を図る。	21,726	○概ね計画どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
144	250	既存	ひとり親家庭等の 子育て支援の充実 H16. 4～ (日常生活支援事 業) H14. 1～ (ファミサポ利用 料) 拡充H23. 4～ (ファミサポ利用 料) 拡充H23. 10～ (ホームヘルプ サービス)	児童家庭課	・母子家庭等日常生活支援事業の利用 促進、ファミリー・サポート・セン ター利用料助成制度の活用により、ひ とり親家庭等における育児負担や経済 的負担の軽減を図る。	・ひとり親家庭等日常生活支援事業 母子家庭、父子家庭、寡婦の方が技能習 得のための通学、病気などで一時的に支 援を必要とする場合などに、野田市母子 寡婦福祉会への委託により家庭生活支援 員を派遣し、子どもの保育をはじめとし た日常生活の支援を行った。 なお、保育所入所申請後の待機時の求職 活動中などに家庭生活支援員を派遣する 生活援助を平成23年10月から拡充してい る。更に、市の制度が、平成28年4月か ら国の制度改正に伴い改正され、定期的 な就業上の理由による残業等についても 支援が拡大された。 ・子育て支援及び生活援助利用者数 〔3 0 年度実績〕 子育て支援 3人延べ6日 25時間 (うち保育所待機時利用 1人延べ1日 10時間) 生活援助 1人延べ15日 21時間	・パソコン講習会や講演会、法律相談 の託児は予定が立てやすく支援員の協 力により適正に対応することができた が、急な要望の場合は、支援員の手配 が難しく対応できない現状もあること から、利用者の要望に応えたいという 検討が必要である。 ・母子家庭等が安心して子育てをしな がら、求職活動や就業を行うため、保 育所入所申請時の待機時に対応でき るよう23年10月より事業の拡充をし たが、本事業のニーズはあるものの、27 年度から保育所でもひとり親家庭の優 先入所に加え、求職中や職業訓練中 についても入所要件が拡充されたため、 利用自体は減少しているが、当該事業 では利用負担額が安価であり、非課税 世帯では無料となることから、利用者 の経済状況も含め制度の周知が必要で ある。また、平成28年4月から、国の 制度改正に伴い、定期的な就業上の理 由による残業等についても支援が拡大 され、併せて周知を図る必要がある。	213	・本事業は、ひとり親家庭等が 安心して子育てしながら仕事や 求職活動をするために有効な事 業であり、更に市の制度が28年 4月から国の制度改正に伴い改 正され、定期的な就業上の理由 による残業等についても支援が 拡大されたことから、母子寡婦 福祉会や保育課等の関係機関と 連携し、事業の一層の周知に努 める。 ・利用者からの要望に応えるた め、個々の支援員の情報（資 格、対応範囲、対応時間）を データ化し、迅速で的確な支援 に繋げる。	1, 206	○概ね計画 どおり	①継続
145	251	既存	ひとり親家庭等の 居住支援の充実	営繕課	【事業番号87再掲】						○概ね計画 どおり	①継続
146	252	既存	ひとり親家庭等の 養育費確保のため の支援の充実 H16. 1～	児童家庭課	・養育費問題の解決を図るために、 「養育費取得のしおり」を作成し、児 童扶養手当等の申請窓口を通じて説明 を行うほか、母子寡婦福祉会の取組に よる「無料法律相談事業」の支援及び 弁護士による「養育費等個別法律相談 会」を開催する。	・無料法律相談事業 〔3 0 年度実績〕 実施：1 1 回 相談者：2 7 名 相談員：法律専門家 1 名 ・養育費等個別法律相談会 〔3 0 年度実績〕 3 回実施 実施日：30年10月21日（日） 相談者：5 名 相談員：弁護士 1 名 実施日：31年1月20日（日） 相談者：3 名 相談員：弁護士 1 名 実施日：31年3月17日（日） 相談者：4 名 相談員：弁護士 1 名	・依然として養育費を取得できるケ ースが少ないため、継続して養育費を安 定して取得できるための施策が必要で ある。また、面会交流も活用し、養育 費の取得につなげることも必要であ る。 ・休日に養育費等個別法律相談会と希 望者には母子自立支援員による就労相 談を併せて実施したことにより、より 的確にニーズに応えることができた。 また、開催回数を1 回から3 回へと複 数回に増やしたことにより、的確に ニーズに応えることができた。なお、 平日に開催してほしいとの意見もある ため検討する必要がある。 ・弁護士による無料の個別法律相談が 受けられる貴重な機会であるが、定員 に満たないことから、児童扶養手当の 通知や窓口などの機会を捉えて、積極 的に周知していく必要がある。	79	・母子父子自立支援員との相談 から母子寡婦福祉会が取り組む 月1回の「無料法律相談」と 「養育費法律相談」を連携さ るため、引き続き、相談回数を増 やし複数回開催する。なお平日 に開催してほしいとの意見に応 え、平日開催も実施する。 ・養育費の取得の向上は、児童 扶養手当の削減につなげるこ とができるため、日常の母子・父 子自立支援員の相談の際や、児 童扶養手当現況届の受付の際 に、養育費の取得状況を聞き取 るなどして、法律相談の一層の 事業周知に努める。	158	○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	３０年度実績	評価及び課題	３０年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
147	253	既存	ひとり親家庭等の 経済的支援の充実 S37. 1～ H15. 4～H22. 7(父 子手当) S52. 4～(ひとり親 家庭等医療費助 成)	児童家庭課	・所得の低いひとり親家庭等や父又は 母のいない子を養育する祖父母などの 養育者に対し「児童扶養手当」や「養育 者支援手当」などの支給により生活基 盤を支えるための支援や、医療費によ る経済的負担の軽減を図る「ひとり親 家庭等医療費助成」による支援に努め る。	・児童扶養手当 離婚などにより父親又は母親と生計を同じくしてい ない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養 育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助 け、児童の福祉の推進を図った。 〔３０年度実績〕 受給者数 1, 208人 支給総額 614, 602, 000円 ※父子家庭支援手当については、平成22年に児童扶 養手当が改正され父子家庭の父も同手当の支給対象と なったことを受けて、廃止した。 ・養育者支援手当(22年8月創設) 父母等の離婚等により、父親及び母親と生計を同じく していない児童を養育しているが、公的年金を受給し ている養育者、精神的負担の軽減と児童の福祉の推進 を図った。 〔３０年度実績〕 受給者数 7人 支給総額 3, 494, 320円 ・ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等の母、父または養育者及びその子が医 療費等の給付を受けた場合に保険診療に係る自己負担 分について、入院費のうち食事療養費及びに生活療養 費の標準負担額及び通院・調剤費のうち診療(調剤) 報酬明細書1件につき1, 000円を控除した額を助成し、 ひとり親家庭等の経済的負担及び精神的不安感軽減を 図った。 〔３０年度実績〕 助成件数 8, 190件(述べ受給者数1, 578人) 支給総額 21, 861, 550円	・児童扶養手当について相談窓口で制度の周知 を図り適切に支給するとともに、事実婚などに より返還金が生じている受給者については、返 還計画に基づき着実に返還を履行するよう指導 していく必要がある。 また、返還金の発生については、年1回の現 況届の聞き取りも行うが、発見が遅れるほど返 還金が多額になってしまうため、早期発見の必 要がある。 ・ひとり親家庭等医療費助成について、現状の 助成方法は病院窓口で一旦、保険診療自己負担 分を支払い、後で児童家庭課窓口へ領収書を示 して償還払を受ける方法だが、ひとり親家庭等 の利便性を図るため、受給券を病院窓口で提示 して助成制度の自己負担金(診療1件あたり 1, 000円まで)を支払う「現物給付」への移行 が求められているが、現物支給化は明らかに過 剰な診療を招くことになり、現物支給化にする ことによる費用対効果は、事務職1人分費の人 件費削減効果を大きく上回ることが想定され、 効果が見込めないことから現物支給は行わない が、県の動向を注視していく。	640, 436	・児童扶養手当や父母のいない児童を養育 する公的年金を受給する養育者に支給する 市独自の養育者支援手当などの制度につい て、適正な受給資格の認定を行うととも に、的確な情報提供と周知とあわせ、円滑 な支給を行う。 ・返還金の発生の早期発見のため、現況届 時の聞き取りを強化する。 ・返還金の滞納者については、督促、電話 連絡を行っているが、福祉事業の観点か ら、滞納者の状況確認も含めた訪問を実施 し、訪問による面会や不在の場合は通知連 絡を行い接触の機会、納付を促していく。 ・児童扶養手当の支払回数が令和元年11月 分のから2か月ずつ年6回に増加する等の制 度改正について、周知するとともに適正な 支給を行う。 ・児童扶養手当現況届の手続等について、 平成30年度からマイナポータル(子育てフ ンストップサービス)を利用した受付予約 を行い、利便性の向上に努める。 ・ひとり親家庭等医療費助成について、市 の現在の状況では、ひとり親家庭が過剰に 診療している傾向はなく、現状の償還払い の給付を続けていくが、県の動向を注視し ていく。	799, 658	○概ね計画 どおり	①継続
148	255	既存	心身障がい等につ いての意識の啓発 S56. 6～(おひさ ま)	障がい者支援課	・共生社会の理念を普及するととも に、障がい者に関する正しい理解を促 して心のバリアフリー化を進めるた め、各種行事や講演会等への参加を支 援する。	・子ども釣大会と障がい者釣大会の同時 開催(平成30年6月2日、旧関宿クリー ンセンター調整池、参加者 68人) ・サンスマイル(平成30年7月24日、文化 会館、参加者約1, 100人) ・千葉県障害者スポーツ大会(平成30年5 月27日、千葉県総合スポーツセンター陸 上競技場、陸上競技参加選手11名の参加 について支援した。	・障がいのある人に対する理解を深め るには、出来るだけ早い時期から障が いのある人となない人が地域等様々な場 において交流する機会が必要である。	(内訳) 障がい者釣 大会負担金 424 サンスマイ ル補助金 100	・継続的に共生社会の理念を普 及するとともに、障がいのある 人に対する正しい理解を促して 心のバリアフリー化を進めるた め、各種行事や講演会を中心に 幅広い層の参加を支援する。	696 (内訳) 障がい者釣大 会負担金 596 サンスマイル 補助金 100	○概ね計画 どおり	①継続
149	256	既存	障がいを持つ子ど もの社会参加の促 進 S55. 4～	障がい者支援課	・重度障がい者等が会合への出席、通 院、訪問などの際、福祉タクシーを円 滑かつ迅速に利用することにより、社 会活動の範囲を広め、障がい者の福祉 の向上を図っている。	・福祉タクシー登録事業者は60事業者 (61営業所)で、内リフト付・ストレッ チャー対応の事業者は42事業者となっ ており、重度障がい者等の社会福祉活動 の範囲拡大を図った。 ・子どもの登録者数は70人。	・重度障がい者等の社会参加の拡大の ため、登録事業者の拡充や車いすやス トレッチャー対応の福祉タクシーの利 用の促進を図る。	(内訳) 福祉タク シー協力費 2, 947 福祉タク シー利用者 助成金5, 338	・重度障がい者等の社会参加の 拡大のため、登録事業者の拡充 に努めるとともに、市内事業者 に対し、車いすやストレッ チャー対応の福祉タクシーの利 用の促進を図る。	8, 330 (内訳) 福祉タクシー 協力費 2, 993 福祉タクシー 利用者助成金 5, 337	○概ね計画 どおり	①継続
150	257	既存	障がいを持つ子ど もの相談・指導・ 支援体制の充実 H19. 4～	障がい者支援課	・組織改編を伴い平成26年度までの障 がい者総合相談センターの業務を障が い者支援課相談支援係が引継ぎ、一般 的な相談、当事者・関係者相談の実施 及び野田市自立支援・障がい者差別解 消支援協議会を開催するとともに、通 所事業所との情報共有のため連絡会を 設置する。 ・相談支援事業所に相談支援業務を委 託することで、障がい特性に配慮した 相談を行う。 ・障がい者相談員11名に委嘱し、障が い児、障がい者の生活全般に関する相 談受付を実施する。	・野田市自立支援・障がい者差別解消支 援地域協議会の専門部会である子ども部 会を3回開催し相談、支援体制の協議を 行った。また障がい児通所事業所連絡会 を2回開催し通所事業所との情報共有を 行った。 子ども部会 第1回 平成30年7月25日 第2回 平成30年11月28日 第3回 平成31年2月22日 ・相談支援委託業務による相談受付件数 は、262件(障がい児、障がい者)、 ・障がい者相談員の付相談件数722件(障 がい児、障がい者) ・市のホームページにおいて、放課後等 デイサービス自己評価表(事業者が放課 後等デイサービスガイドラインに沿い、 評価及び改善内容を記載したもの)を掲 載した。	・子ども部会において、関係各課と保 護者が相談しやすい相談窓口体制の構 築について協議を実施した。 ・相談支援事業及び障がい者相談員に よる相談受付は、障がい児の保護者を 含め多くの方に利用がされている。	4, 135 (内訳) 委託 3, 000 委託 871 報酬 264	・通所支援事業所間の情報交換 を行い連携の向上を図る。 ・引き続き相談支援事業、障が い者相談員による相談受付業務 を継続して実施する。 ・市のホームページにおいて、 放課後等デイサービスの他、児 童発達支援事業についても、自 己評価表を掲載する。	2, 058 (内訳) 委託 915 委託 879 報酬 264	○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
151	258	既存	心理相談・ことば の相談の充実 S63. 6～	子ども支援室	・臨床発達心理士・臨床心理士による 個別相談	子ども相談（心理相談） 延251人 ※母子保健係と子ども支援室受付分含む	・子ども支援室の心理士が毎日常駐し ていることにより、心理士と早期に相 談できることができた。 ・相談後に継続してフォローができる よう他機関との連携を強化する必要が ある。	—	・子ども支援室の心理士が早期 に相談を実施し、必要時継続支 援を行い、切れ目ない支援をす る。 ・子ども相談に保健師が同席す ることにより、継続した支援を 行う。 ・相談後関係機関と連携し継続 支援につなげる。	—	○概ね計画 どおり	①継続
152	259	既存	ことば相談室の機 能の充実 S63. 4～ H16. 4～ （関宿ことば相談 室開設）	保育課	・市内在住の就学前児童について、言 語発達遅滞、吃音等の児童への個別指 導を行い、保護者からの相談に応じ、 子育て支援の促進を図るとともに、利 用希望ニーズに留意し、相談日数、相 談員を確保する。また、就学に際して は学校との連携により、相談業務のス ムーズな意向を行う。 ・「子ども支援室」との連携により適 切な支援を図る。	平成30年度 利用人数 利用件数 野田ことば相談室 83人 888件 関宿ことば相談室 47人 534件 ・「就学に向けての学習会」の講演会を 開催し、48名（大人41名、小人7名）の参 加があった。その他、研修等への参加を 通じて指導員等の資質向上と総合的な機 能の強化を図った。	・適正な指導訓練について、多くの希 望者に対し適切に行ったが、利用ニー ズの高まりに応えるため、引き続き機 能の充実が求められている。また、言 語発達遅滞以外のコミュニケーション 障がいや集中できない等の発達障がい の疑いのある利用者も含めて、言語発 達遅滞として一括した指導を継続しつ つ、子ども支援室とことば相談室との 連携等について、今後も検討していく 必要がある。	11, 652	・引き続き、市内在住の就学前 児童について、言語発達遅滞、 吃音等が見られる言語障がい児 童に対して個別指導を行うとと もに、保護者からの相談に応じ ることで子育て支援の促進を図 る。また、就学に際しては学校 との連携により相談業務のス ムーズな移行を行うとともに、 発達障がいの疑いがある就学前 児童について、関係機関と連携 して取り組めるよう検討する。 ・発達障がいのある利用者への 適切な支援をするために、子ど も支援室とことば相談室との連 携等について、引き続き検討す る。 ・より専門的で適切な指導を行 うため、言語聴覚士（非常勤職 員）の募集を継続する。	15, 108	○概ね計画 どおり	①継続
153	260	新規	子ども支援室によ る支援の推進	保健センター 子ども支援室	・妊娠期から18歳までの児童に関する 総合相談窓口としてH27年10月に開設 した。 要支援者には支援プランを作成し関係 機関と連携のもと切れ目なく継続的に 支援をすることで、妊産婦、子育てす る方の不安感や孤立感の解消を図ると 共に児童虐待のリスク軽減を図る。	・妊娠届出時面談:739件（プラン231件） ・転入妊婦面談数:85件（プラン32件） ・相談総数:2, 531件（プラン239件） 電話相談:1, 814件 面接相談: 706件 （うち来庁:554件、訪問152件） メールまたは文書:11件	・未入籍、若年妊婦、外国人、精神疾 患を抱える妊婦等ハイリスクなケー スについてプランを作成し保健センター 母子保健係や関係機関と連携し支援し ている。 ・発達に課題のある児童の相談等につ いてもプランを作成し、必要に応じて 療育支援会議の議題にするなど関係機 関と共に支援している。 ・発達に課題があるが、保護者の受容 が難しい場合や、スムーズに療育につ ながらないことがあるため、新規事業 として子ども発達相談支援事業を実施 するための準備を行った。 ・今後は、庁内関係課とタイムリーに ケースの情報共有できる体制づくり と、庁外関係機関との連携を強化して いくことが必要である。	9, 148	・妊産婦や子育てをする方の不 安感や孤立感の解消を図るとと もに、児童虐待の発生予防、リ スク軽減の観点から、様々な相 談に対応できる体制を整える。 ・切れ目ない支援のために必要 な支援について、ケース検討や 進行管理など、関係機関との連 携を強化する。 ・作業療法士と理学療法士の配 置により新規事業として子ども 発達相談支援事業を円滑に実施 する。 ・子育ての総合相談窓口として 子ども支援室があることを広く 周知するためのPRを進める。	9, 699	○概ね計画 どおり	①継続
154	262	既存	障がい児教育の推 進	指導課 子ども支援室 障がい者支援課	・特別支援教育に関する研修会を企 画・実施し、専門性・資質を高める。 ・年間3回野田市特別支援教育連携協 議会を開催し、関係機関の連携を図 る。 ・学校の要請により、スクールカウ ンセラー、ひばり教育相談員を派遣し、 学校の支援体制づくりをサポートす る。	・教育委員会主催の研修会を実施し、 幼、小中学校の通常学級を含めた教員の 専門性を高めた。 ・野田市特別支援教育連携協議会で、福 祉と教育の連携上における成果と課題を 協議した。 ・学校の要請に応じ、スクールカウ ンセラー、ひばり教育相談員を派遣し、学校 の体制づくりをサポートした。 ・31年度に就学予定児の保護者に対し、 特別支援学校の協力のもと、ことば相談 室親の会や、あさひ育成園及びこだま学 園の就学説明会を7月に開催した。保護者 からの就学相談等に応じ、就学に繋がる よう支援を実施した。	・市内小中学校の教職員を対象に、特 別支援教育の研修会を行うことによ り、障害に対する理解やユニバーサル デザインを考えた環境作りの周知を広 げることができた。 ・担当課で同士で、放課後デイ等の情 報共有をし、特別支援教育にかかわる 支援機関を広げることができた。 ・学校の要請に応じ、スクールカウ ンセラーやひばり教育相談員を派遣す ることで、支援を必要とする児童生徒の 学習支援や環境づくりを進めることが できた。 ・就学予定児の殆どは、就学相談後、 スムーズに進路を決定することができ た。	16, 411	・研修会により教員の専門性の 向上を図る。 ・年間3回野田市特別支援教育 連携協議会を開催し、関係機関 の連携を図る。 ・学校の要請により、スクール カウンセラー、ひばり教育相談 員を派遣し、学校の支援体制を サポートする。 ・特別支援学校の協力を得て、 5・7月に保護者に対し、就学 説明会をこだま学園で実施す る。 （子ども支援室） 子ども支援室に配属となった理 学療法士、作業療法士及びス クールソーシャルワーカーが学 校指導員への助言や支援を行 う。	18, 219	○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	３０年度実績	評価及び課題	３０年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
155	263	既存	障がい者の自立生活 を目的とした施設 への支援の充実	障がい者支援課	・地域活動支援センターにおいて、本市に居住している障がい者等の利用者数に応じて運営費を補助する。また、重度の障がい者が利用している場合は、重度加算分を補助する。 ・船形地区の第二の福祉ゾーンの活用として、今後も、障がい者の様々な要望を踏まえ、建設や運営能力が確実な法人等に土地を貸与し、民設・民営による施設整備を図ります。	・地域活動支援センター7か所（市内4か所・市外3か所）に対して運営費等を補助した。 ・船形地先の第二の福祉ゾーンに29年度に開設した「船形サルビア荘」において、介護認定を受けた障がい者2人が入所した。（平成31年3月末現在）	・各事業所に運営費等の補助金を交付することにより、利用者に対するサービス向上と事業所運営が保たれた。 ・第二の福祉ゾーンについては、障がい者のための相談、グループホーム及び短期入所施設の整備について、協議を進めている。	55,737 (内訳) 地域活動支援センター委託料3,000 地域活動支援センター補助金52,737	・引き続き運営費等を補助することにより、事業所の利用者に対する支援の充実と推進を図る。なお、市内の地域活動支援センターは元年度より5か所となっている。 ・第二の福祉ゾーンについては、「船形サルビア荘」の入所検討委員会に出席し、障がい者の入所に配慮するとともに、地域生活支援拠点の中心となるグ	(内訳) 地域活動支援センター委託料915 地域活動支援センター補助金61,931 地域生活支援拠点補助金13,930	○概ね計画 どおり	②再編の上 継続
156	264	既存	障がいを持つ子どもの機能訓練の 充実 H16～	障がい者支援課	各種専門的な研修会に参加し、職員の資質向上を図る	・こだま学園において、外部研修として「PECSレベル1ワークショップ」に4人、「WISC-IV知能検査技術講習会」に1人、内部研修では「応用行動分析コンサルテーション」に年2回で28人が受講した。（外部、内部とも他にも研修受講。） ・あさひ育成園において、外部研修として「療育支援研修会」に1人、「平成30年度千葉県医療的ケア児等コーディネーター養成講座」に1人、内部研修として「個別支援計画、障がい特性の理解」に4人、「法人全体研修会」に7人が参加した。（外部、内部とも他にも研修受講。） ・市の理学療法士及び作業療法士があさひ育成園で機能訓練を実施した。また、平成30年度より従来の理学療法士1人に加え、新たに1人採用され、作業療法士も1人採用されたことにより3名の専門職が機能訓練を実施し更なる充実が図られた。	・平成27年度から、指定管理者として社会福祉法人は一とふるがこだま学園及びあさひ育成園を運営しており、更なる職員の資質向上を行うとともに、市の理学療法士及び作業療法士が機能訓練を実施したことにより、充実が図られた。また、平成30年度より従来の理学療法士1人に加え、新たに1人採用され、作業療法士も1人採用されたことにより3名の専門職が機能訓練を実施し更なる充実が図られた。	こだま学園指定管理料82,530 あさひ育成園指定管理料26,598	・各種専門的な研修会に参加し、職員の資質向上を図る。	こだま学園指定管理料101,391 あさひ育成園指定管理料29,101	○概ね計画 どおり	①継続
157	265	既存	障がいを持つ子どもの生活支援の 充実 H14～ (ホームヘルプサービス)	障がい者支援課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等に係る支給決定を受けた障がい者で、指定居宅介護事業所において入浴、排せつ、食事の介護又は通院の介助のサービスを利用したときに要した費用の9割を支給する。	・障がい福祉サービスの支給決定を受けた児童のうち、ホームヘルパー利用者3人で250時間の利用があった。	障がいのある人が地域の中で生活を送れるようにするため、利用者それぞれのニーズに応じた在宅サービスの量的、質的な充実が必要である。	61,836 扶助費 居宅介護	・引き続き利用者のニーズに応じた居宅介護を支援する。	59,780 扶助費 居宅介護	○概ね計画 どおり	①継続
158	266	既存	施設サービスの充実（福祉型児童発達支援施設こだま学園、医療型児童発達支援施設あさひ育成園等） S47.4～	障がい者支援課	入園児の人数により、児童福祉施設最低基準に基づき、非常勤の一般職保育士等を活用し適正な職員配置を行う。	・こだま学園において、指定管理者が職員の配置基準を満たし、児童発達支援（利用者29人）、障害児相談支援（利用者112人）、保育所等訪問支援（利用者9人）を実施した。 ・あさひ育成園において、指定管理者が職員の配置基準を満たし、障がい児12人に対し、日常生活動作訓練、運動機能等の低下防止訓練を含む児童発達支援を実施した。	・こだま学園、あさひ育成園とも、年度途中で入園を希望するケースもあり、指定管理者と連携し、年間を通して入園希望者を受入できる体制の充実を図る。 ・近年、こだま学園の利用希望者が増加する傾向にあるため、定員拡大のための対策が必要と考えている。	こだま学園指定管理料82,530 あさひ育成園指定管理料26,598	・引き続き、指定管理者制度により管理、運営を行い、事業所の特性を生かした児童発達支援事業（主に知的障がい児を対象に療育を行うこだま学園、日常生活動作訓練や運動機能等の低下防止を含めた療育を行うあさひ育成園）を実施する。	こだま学園指定管理料101,391 あさひ育成園指定管理料29,101	○概ね計画 どおり	②再編の上 継続
159	267	既存	福祉カー貸出事業の 充実 H2.1～	社会福祉協議会	(対個人) ・障がい者（児）及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、車いす対応普通車（ミニバン）及び車いす対応軽自動車の貸し出しを行った。 ・引き続き、福祉の向上を図るため実施する。	貸出実績 ・車いす対応軽自動車 190件 ・車いす対応普通自動車 63件	・市民への認知度が高まっており、引き続き、適切な利用の周知と更なる利用促進に努める。	1,435	・障がい者（児）及び高齢者等の社会参加を促進し福祉の向上を図るため、車いす対応自動車（ミニバン）及び車いす対応軽自動車の貸出を引き続き行う。	1,438	○概ね計画 どおり	①継続
160	268	既存	福祉用自動車（ワゴン車）の貸出の 促進 S55～	社会福祉協議会	(対団体) ・社会福祉の育成、向上を目的に社協に委託し福祉用自動車（ワゴン車）を貸出す事業。	社協が独自に実施する「福祉車両貸出事業」と事業内容が重複することから「福祉車両貸出事業」に一本化して平成29年度で廃止。		—		—	○概ね計画 どおり	③終了

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
161	269	既存	車椅子等貸出事業 の充実 H6～	社会福祉協議会	・市民に対して無料で車いすを貸し出 す。（一時的な使用に限る） ・引き続き、在宅介護者に対する支援 事業として実施する。	・貸出実績：3 5 3 件	・貸出待機者もなく、円滑な貸出を実 施できた。 ・台数に限りがあるため、適切な利用 の周知を図る。	175	・障がい者（児）及び高齢者等 に対し、無料で車いすを貸し出 すことにより、社会参加の促進 と向上を図る。 ・引き続き、在宅介護者に対する 支援事業として実施する。	191	○概ね計画 どおり	①継続
162	272	既存	男女共同参画の視 点に立った意識改 革の推進	人権・男女共同 参画推進課	【事業番号101再掲】						○概ね計画 どおり	①継続
163	273	既存	雇用環境の整備・ 充実	児童家庭課 商工観光課	・野田地域職業訓練センターを活用し た就業支援パソコン講習会による、ひ とり親家庭の職業スキルの向上と資格 取得を始め、野田市雇用促進奨励金制 度、女性の就職活動支援講座の実施 等、雇用環境の充実を図る。	①母子家庭等就業自立支援事業（就業支 援パソコン講習会） 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方 を対象に、就業に結びつく技能の習得、 資格を身に付けることを目的とした就業 支援パソコン講習会を野田地域職業訓練 センターに委託して年3回実施し、自立の 促進を図った。 〔3 0 年度実績〕 5月開講コース（夜間）H30. 5. 15～H30. 8. 3 受講者：7 人 9月開講コース（夜間）H30. 9. 11～ H30. 11. 27 受講者：3 人 12月開講コース（夜間）H30. 12. 7～ H31. 3. 8 受講者：1 人 合計1 1 人 （うち資格取得者 ワード8人・エクセル9人） ②野田市雇用促進奨励金 7人に支給	・受講者が意欲的に取り組み資格取得 率も高い結果となった。資格を活用で きる職種への就業に結びついている現 状があり、ひとり親家庭の就労支援と して一定の効果があると考えられる。 また、パソコンだけではなく、他の資 格についても実施を検討し、多様な ニーズに対応する必要がある。 ・受講期間が長く参加しづらいとの意 見があり、参加しやすい工夫をしてい く必要がある。 ・雇用促進奨励金制度については、 ホームページへの掲載やチラシの配布 等により周知を図り、活用の促進に努 めた。	①1, 487 ②3, 358 （うち、ひ とり親235）	・引き続き、就職希望の多い事務職 に欠かせないスキルであるパソコン 技能の取得に向けた講習を実施して いくが、パソコンだけでなく簿記3 級及び医療事務についても実施し、 多様なニーズに対応する。 ・雇用促進奨励金制度の周知を引き 続き実施し、ひとり親家庭の就労支 援に努める。 ・ハローワーク等の関係機関との連 携を図りつつ、就労支援制度の一層 の周知を図るとともに、若年者を対 象とした「ジョブカフェのだ（就職 活動支援講座）」の開催等を通じて も女性の雇用の確保に取り組む。	①1, 763 ②4, 979 （ひとり親以 外の高年齢 者、障がい者 を含む）	○概ね計画 どおり	①継続
164	274	既存	社会教育における 男女平等教育の推 進 H13～	生涯学習課 公民館	・「男性の料理教室」など、男性の生活 上の自立を図っていくための講座を公 民館において開催する。 ・引き続き、楽しみながら調理実習を 行う中で、男性の生活上の自立を図 る。さらには、調理講習に限らず男性 の生活上の自立を図り、子育て支援の 一環としても実生活に即した講座の開 設に努める。	・野田公民館 「男の料理教室」全3回延べ30人 ・関宿中央公民館 「やる気じゅうぶん！男の料理教室」全 5回 延べ75人	・参加者からは大変喜ばれており、多 くのリピーターがあるが、一方で、一 度も参加したことのない市民も多く、 男女共同参画意識を醸成していくた め、より一層の魅力的な講座とす ることが必要となっている。	77	・30年度に引き続き、楽しみな がら調理実習を行う中で、男性 の生活上の自立を図っていく。 また、調理実習に限らず、これ まで主に女性が担ってきた家事 などを男性に楽しみながら学ん でもらい、家庭での生活自立を 支援する講座の開設を図る。	137	○概ね計画 どおり	①継続
165	275	既存	新制度における保 育料の適正化 拡充 H23. 4～ （保育料口座振 替） （保育料最終改定 H3）	保育課	・幼児教育の段階的無償化に向けた取 組として国から示された、保育所等の 多子世帯等に係る利用者負担額軽減措 置に基づき、システム改修を行い、28 年4月分保育料から適用。 ・引き続き国の動向や経済情勢を注視 しつつ、保育料の適正化に努める。	・幼児教育の段階的無償化の取組として 29年4月分保育料から、①市民税非課税世 帯の第二子について無償化。②年収360万 円未満相当のひとり親世帯等について は、負担軽減措置を更に拡大し、非課税 世帯と同額にした。③1号認定こどもに ついては、年収360万円未満相当の保育料 を軽減。	・幼児教育の段階的無償化に向けた取 組として国から示された、保育所等の 多子世帯等に係る利用者負担額軽減措 置に基づき、改正を行い、保育料の適 正化を図ることができた。	—	・幼児教育の無償化に向けた子 ども子育て支援法が改正される ことに伴い、市の条例等の改正 とシステム改修を行い、元年10 月保育料から適用する。 ・引き続き国の動向や経済情勢 を注視しつつ、保育料の適正化 に努める。	—	○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
166	276	既存	子ども医療費助成 制度の推進 H15. 4～（乳幼児 医療、就学前児童 まで対象） H22. 12～（子ども 医療、小学3年生 まで対象） H24. 12～（子ども 医療、入院：中学3 年生まで対象） H27. 8～（子ども 医療、中学3年生 まで対象）	児童家庭課	・子育て支援の一環として、小学3年 生までの児童の通院・調剤費と中学校 3年生までの児童の入院にかかる医療 費の一部を助成するもの。 ・母子健康手帳交付時・出生届時等に 助成制度の周知及び申請手続を行う。	子ども医療費助成 〔3 0 年度実績〕 現物給付 264, 353件 488, 041, 312円 償還払 2, 669件 28, 660, 778円 合計 267, 022件 516, 702, 090円 ・小学3年生までは通院・入院・調剤費 を、小学4年生から中学3年生までは入院 費を対象に保険診療自己負担分の医療費 助成を行っていたが、平成27年8月診療分 から、通院費と調剤費も中学3年生まで拡 大し、通院1回・入院1回あたり自己負担 額を200円から300円に変更した。 ・平成30年8月診療分から3歳までの子ど もに係る医療の自己負担金を全て無料と する拡充を行った。	・県の制度に基づき適正に運用すると 同時に、補助対象外となる部分につい て市独自で助成を実施し、平成27年8 月より、通院・調剤費の助成対象年齢 を中学3年生まで拡充し、所得制限は 引き続き適用しないこととし、子ども の保健対策の充実及び保護者の経済的 負担の軽減に寄与した。また、平成30 年8月診療分から3歳までの子どもに係 る医療の自己負担金を全て無料とする 拡充を行った。 ・市県民税の未申告者に対しても受給 券を発行しているが、未申告世帯の児 童の医療費は県補助の対象外となるた め、市単独での助成となることから、 未申告世帯を減らすことで県補助対象 が増え、市単独の助成の軽減が見込め る。	536, 484	・子ども医療費助成制度の市県 民税未申告者の扱いなど制度の 周知に努めるとともに、未申告 者への対策を検討する。 ・子ども医療費助成制度に係る 財政措置について、国の制度が なく、各都道府県の制度の下で 実施し、市町村が独自に上乗せ しているため、県内においても 地域間に格差が生じており、不 平等が生じていることから、国 が率先して全国的な制度として 取り組むよう要望を続ける。	542, 985	○概ね計画 どおり	①継続
167	277	既存	児童手当支給事業 の推進 H22. 4～ H23. 4～9 （つなぎ法） H23. 10～24. 3 （特措法） H24. 4～（児童手 当）	児童家庭課	・次代の社会を担う子ども一人一人の 育ちを社会全体で支援することを目的 に、中学校修了前（15歳到達時後最初 の3月31日）までの対象となる子ども を養育している方に児童手当を支給す る。	・児童手当 〔3 0 年度実績〕 延対象児童数 217, 368人 支給総額 2, 374, 790, 000円	・制度を適正に運用し、児童手当を支 給することにより、児童の健やかな成 長に寄与した。 ・受給者の中には制度の趣旨について の理解不足などから、資格喪失などの 要件が発生しても、届出を怠るなどに より受給を続けるケースがあり、返還 金が生じた場合は、返還計画を立てる ように指導し、対象者がその計画に基 づき着実に返還を履行するようあわせ て指導していく必要がある。	2, 379, 524	・児童手当の受給資格要件など 制度の周知に努めて適切な運営 をする。 ・国の財政制度等審議会分科会 において、特例給付の廃止とあ わせ、所得制限判定方法を世帯 合算で判定することも提案され 児童手当全体の減額とあわせ、 市負担の減が見込まれるため、 国の動向を注視していく。 ・国の施策である子育てワンス トップサービスやマイナンバー を利用した市町村連携につい て、行政管理課、電算業者と連 携し国の示したスケジュールに あわせ対応する。	2, 394, 360	○概ね計画 どおり	①継続
168	278	既存	新制度への移行を 踏まえた私立幼稚 園就園奨励費補助 事業の推進 S22～ H16. 5（同就園奨 励費補助金交付規 則制定）	学校教育課	・私立幼稚園に就園させている保護者 の所得状況に応じて、経済的負担を軽 減し、幼児教育の振興を図る。 国庫補助負担分として、世帯の課税 状況及び多子の状況に応じて、年額 62, 200円から308, 000円を支給する。 また、市単独補助分として、国庫補 助対象外の世帯に、幼児の年齢に応じ て、年額10, 000円又は12, 000円を支給 する。	・国庫補助対象者 215, 529, 800円（1, 458件） ・市単独補助対象者 2, 064, 700円（188件）	・私立幼稚園就園に係る保護者の経済 的負担の軽減を目的に、国からの補助 を受け、入園料及び保育料の一部を補 助しており、幼稚園教育の振興に寄与 している。	国庫補助分 215, 530 市単独補助 分 2, 064	・私立幼稚園に就園させている 保護者の所得状況に応じて経済 的負担を軽減し、幼児教育の振 興を図るため継続して実施して いく。 また、本年10月から、幼児教 育保育の無償化が予定されてい るため、実施後は制度を廃止す ることになる。	・就園奨励費 関係 （国庫補助 分） 82, 103 （市単独補助 分） 896 ・幼児教育無 償化関係 （幼稚園分） 179, 489	○概ね計画 どおり	③終了
169	279	既存	各種奨学金制度の 推進 S33～	学校教育課	・野田市に1年以上住所を有し、経済 上の理由で進学が困難な大学生等に対 し、月額1万5千円を、就学期間中貸与 する。なお、償還は卒業後5年以内 で、無利息となっている。	新規利用者 大学生等 2人 継続利用者 大学生等 3人	・経済的な理由により進学や就学が困 難な方の教育を受ける機会を守り、有 用な人材を育成する一助とすることが できた。 今後、国の給付型奨学金制度の動向 に注視することが必要となる。	900	・今後も引き続き制度周知を図 りながら実施していく。	540	○概ね計画 どおり	①継続

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 0 年度実績	評価及び課題	3 0 年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初 予算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
170	280	既存	就学援助制度の推進 S22～	学校教育課	・経済的理由によって就学困難な児童生徒について学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。	要保護児童生徒 小学校 14人 中学校 16人 準要保護児童生徒 小学校 884人 中学校 450人	・経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、多くの方に援助を実施した。 制度の周知を図る一方で、認定者のプライバシー保護に十分配慮した運用が求められている。	要保護児童生徒 小学校 276 中学校 1,059 準要保護児童生徒 小学校 63,084 中学校 44,571 合計 108,990	・経済的理由によって就学が困難な児童生徒について学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育円滑な実施を図る。 また、今年度から教育委員会から保護者に直接支払うことができるよう、規則を改正した。	要保護児童生徒 小学校 357 中学校 1,600 準要保護児童生徒 小学校 70,278 中学校 51,272 合計 123,507	○概ね計画どおり	①継続
171	282	既存	雇用環境の整備・充実	商工観光課	【事業番号163再掲】						○概ね計画どおり	①継続
172	282	既存	「地域における子育て支援サービスの充実」及び「保育サービスの充実」	児童家庭課 保育課	【事業番号8～30参照】						○概ね計画どおり	①継続
173	284	既存	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実	児童家庭課	【事業番号142再掲】						○概ね計画どおり	①継続
174	284	既存	ひとり親家庭等の就労支援の拡充	児童家庭課	【事業番号143再掲】						○概ね計画どおり	①継続
175	284	既存	ひとり親家庭等の子育て支援の充実	児童家庭課	【事業番号144再掲】						○概ね計画どおり	①継続
176	284	既存	ひとり親家庭等の居住支援の充実	営繕課	【事業番号87再掲】						○概ね計画どおり	①継続
177	284	既存	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実	児童家庭課	【事業番号146再掲】						○概ね計画どおり	①継続
178	284	既存	ひとり親家庭等の経済的支援の充実	児童家庭課	【事業番号147再掲】						○概ね計画どおり	①継続

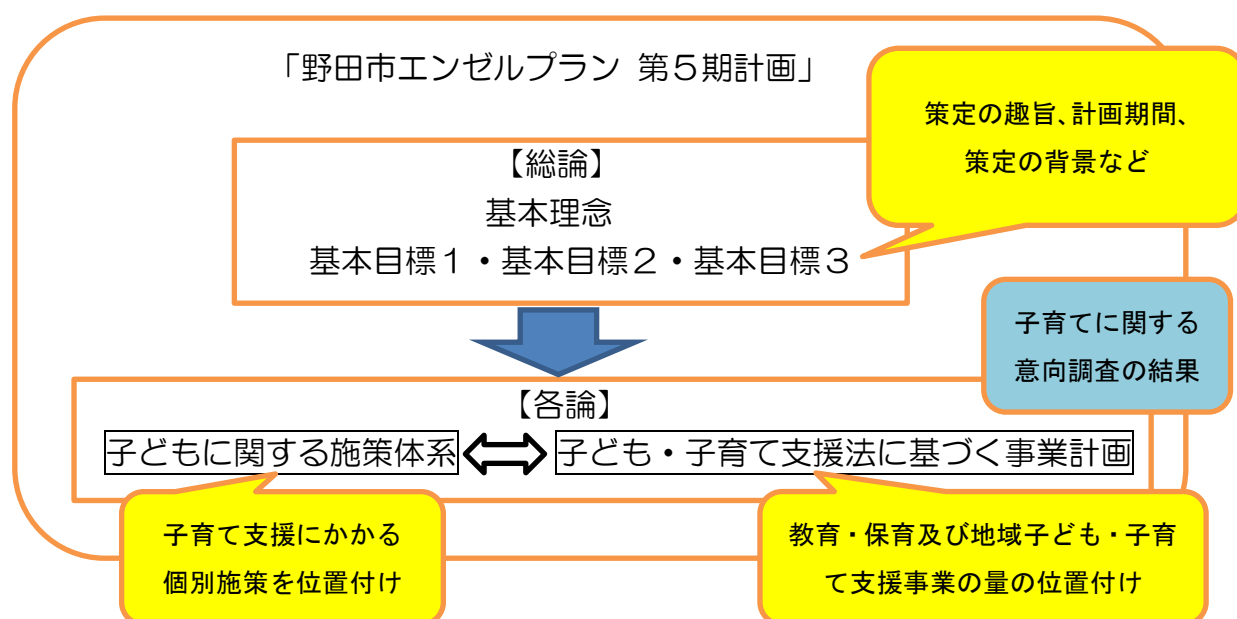
野田市エンゼルプラン（第 5 期計画）骨子案

I プランの名称

「野田市エンゼルプラン 第 5 期計画」（野田市子ども・子育て支援事業計画）

II 基本構成

プランの基本理念と基本目標を総論に掲げ、各論には、初代エンゼルプラン時代から必要な施策の創設や改正及び整理をしながら取り組んできた子どもに関する施策体系と、平成 27 年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の目標量などを設定した市町村事業計画の 2 本の柱を位置付けていきます。



III 総論

1. 策定の趣旨

野田市の「子育て支援」と「子どもの健全育成」に関する施策を包括した具体的な計画であるとともに、子ども子育て支援法に基づく市町村子ども子育て支援事業計画を包含する野田市エンゼルプラン（第 4 期計画）の計画期間が令和元年度をもって終了することから、第 4 期計画を踏襲しつつ、新たなプランを策定するものです。

2. プランの位置付け

本プランは、野田市の子どもに関する施策の総合的な計画であり、子ども子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども子育て支援事業計画（第 2 期計画）を包含する計画として位置付けます。

また、「野田市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の計画との整合を図るものとし、施策の推進にあたっては「野田市行政改革大綱」の方針に沿って進めて

まいります。

なお、本プランには、ひとり親家庭への総合的な支援、児童虐待への対応を重点施策として位置付け、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」、「野田市児童虐待防止総合対策大綱」を別立てに策定するとともに、「子どもの貧困対策計画」について新たに位置付けます。

3. プランの計画期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

平成 12 年度 ～16 年度	17 年度 ～21 年度	22 年度 ～26 年度	27 年度	28 年度 ～31 年度	令和 2 年度 ～6 年度
エンゼルプラン全体の計画期間				延長する期間	
①エンゼルプラン 初期計画期間	②新エンゼルプラン 前期計画期間	③新エンゼルプラン 後期計画期間	④エンゼルプラン 第 4 期計画期間	⑤エンゼルプラン 第 5 期計画期間	
	次世代育成支援対策推進法		子ども・子育て支援法		
	前期行動計画	後期行動計画	第 1 期計画	第 2 期計画	

4. プランの対象

本プランに位置付ける施策は、児童福祉のみならず教育、母子保健、働き方、まちづくりなど多様な分野にわたるものであることから、子育てする家庭を基本として、18 歳までの子どもと、行政、地域、企業など、子どもと子育てに関係するすべての関係者を含みます。

5. プランの推進体制（点検と評価）

野田市児童福祉審議会は、条例において「野田市エンゼルプランの推進に関することを調査審議し、各般の施策を着実に実行するために市長に意見を述べることができる。」とされています。また、児童福祉審議会は、子ども・子育て支援法に基づく施策の推進に関し、必要な事項及び実施状況を調査審議する役割を担っており、引き続きプラン全体の進行管理にあたります。

6. 基本理念

子どもが未来に希望を持ち 「元気に明るく家族と暮らせるまち」 野田

エンゼルプランは、当初から全体の考え方である「子育ての基本は家庭に、子育て支援は地域ぐるみで」に基づき、「子どもが家族とともに笑顔で暮らせるまち」を基本理念に掲げ、子どもと家族を支える支援に取り組んできました。

今計画からは更に、野田市の将来を担う子ども達が、未来に希望を持って元気に明るく成長できるよう「子どもが未来に希望を持ち元気に明るく家族と暮らせるまち・野田」とし、子どもと子育て世帯への更なる支援を進めることとします。

子ども達が心豊かに、いきいきと健やかに成長していけるよう、また、安心して家庭を持ち、子どもを産み育てることができるよう施策の充実に努め、家庭や地域の子育て支援力の向上を図ります。

なお、子ども・子育て支援法の基本理念でも「父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有する基本認識の下に、家庭、学校、地域、職場などあらゆる分野の構成員が各々の役割を果たし、相互に協力して行わなければならない。」とされており、子育てと子育て支援について、共通する考え方となっています。

7. 基本目標

エンゼルプランに掲げてきた3つの基本目標については、基本理念の改正（追加）踏まえ、基本目標2に「元気に」を追記し「元気に明るく」とします。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に子どもの権利保障が位置付けられ、基本目標2は、子どもの権利と整合することから、「(子どもの権利保障)」と追記します。

基本目標1 すべての人が安心して楽しく子育てができるように
(家庭養育力の回復・向上)

基本目標2 すべての子どもが毎日元気に明るく健やかに学び、成長できるように
(子どもの権利保障)

基本目標3 地域の宝（子ども）の成長をみんなで支えられるように
(子育て支援力の向上)

8. プラン策定の背景

統計データとして「少子化の動向」、子育ての実態及びニーズの把握として意向調査の結果を示し、子どもと子育ての現状や課題の明らかにします。

(1) 子どもと子育てをめぐる現状 ※素案ではグラフを挿入します。

① 少子化の動向（国勢調査、人口動態調査から）

1) 野田市の総人口と児童人口の推移

(人)

年	S50	55	60	H2	7	12	17	22	27
総人口	91,777	112,753	130,873	145,206	152,245	151,197	151,240	155,491	153,583
18歳未満	27,206	34,250	38,870	37,465	31,815	27,250	24,469	24,792	23,371
6歳未満	10,306	10,823	9,948	8,851	8,030	7,639	7,291	7,751	6,614

2) 野田市の年齢 3 区分割合の推移 (%)

年	S55	60	H2	7	12	17	22	27
14 歳以下	26.1	24.7	19.9	16.3	14.1	13.2	13.2	12.5
15 歳～64 歳	66.5	67.4	70.8	72.5	71.9	69.3	64.9	59.6
65 歳以上	7.4	7.9	9.2	11.2	14.0	17.5	21.9	27.9

3) 野田市の出生数と合計特殊出生率の推移 (人)

年(平成)	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
出生数	1,218	1,200	1,208	1,141	1,081	1,053	985	975	870	854

合計特殊出生率 (%)

全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
千葉県	1.29	1.31	1.34	1.31	1.31	1.33	1.32	1.38	1.35	1.34
野田市	1.25	1.25	1.36	1.28	1.26	1.26	1.23	1.25	1.17	1.19

4) 野田市の母親の年齢別出生率の比較 (%)

年	平成 14 年	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
14 歳以下	0.0	0.0	0.1	0.0
15 歳～19 歳	2.5	1.5	1.6	1.0
20 歳～24 歳	17.7	16.9	9.5	11.5
25 歳～29 歳	37.9	31.1	28.7	26.7
30 歳～34 歳	31.1	32.9	34.9	35.5
35 歳～39 歳	10.0	15.2	22.3	19.6
40 歳～44 歳	0.7	2.2	3.0	5.7
45 歳～49 歳	0.0	0.0	0.0	0.0

5) 野田市の婚姻数・離婚数の推移 (件)

年(平成)	21	22	23	24	25	26	27	28	29
婚姻数	762	705	658	651	654	670	619	591	542
離婚数	312	358	308	293	281	296	307	269	284

6) 千葉県の平均初婚年齢 (歳)

年(平成)	21	22	23	24	25	26	27	28	29
男性	30.8	31.0	31.0	31.2	31.3	31.4	31.5	31.4	31.6
女性	28.9	29.1	29.2	29.3	29.4	29.5	29.6	29.6	29.6

7) 野田市の総世帯数と 1 世帯あたり児童数 (18 歳未満) の推移 (世帯、人)

年	S60	H2	7	12	17	22	27
総世帯数	35,197	41,809	47,029	48,920	52,239	57,963	59,638
児童数 (1 世帯当たり)	1.10	0.90	0.68	0.56	0.47	0.43	0.39
児童数 (18 歳未満)	38,870	37,465	31,815	27,250	24,469	24,792	23,371

8) 核家族化の状況 (%)

年	S60	H2	7	12	17	22	27
核家族	65.8	64.9	64.6	65.2	64.4	63.2	62.9
単 身	10.9	14.2	16.8	17.1	20.0	24.3	26.4
三世帯	15.3	13.5	11.6	10.3	11.7	8.6	6.9
その他	8.0	7.4	7.0	7.4	3.8	3.9	3.8

9) 男女別就業率の推移

(%)

年	S60	H2	7	12	17	22	27
男性	77.2	75.3	74.3	71.0	68.9	65.4	63.3
女性	44.0	45.3	45.0	45.2	46.6	45.4	45.6

10) 年齢別女性労働力の推移

(%)

年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
15 歳～19 歳	16.1	19.7	18.9	18.6
20 歳～24 歳	70.5	68.3	66.6	65.7
25 歳～29 歳	68.7	73.2	72.9	74.8
30 歳～34 歳	53.0	62.7	63.4	65.9
35 歳～39 歳	57.3	65.1	63.8	66.7
40 歳～44 歳	65.0	69.9	70.7	71.4
45 歳～49 歳	67.1	71.9	73.0	74.7
50 歳～54 歳	62.3	66.7	69.2	73.9
55 歳～59 歳	52.4	57.2	61.0	66.0
60 歳～64 歳	32.0	35.6	43.2	49.4
65 歳～69 歳	20.3	22.3	25.4	30.4
70 歳～74 歳	13.6	13.8	15.0	16.8
75 歳～79 歳	7.8	9.2	9.3	10.7
80 歳～84 歳	3.4	4.8	5.8	5.2
85 歳以上	2.0	2.1	2.9	1.8

11) 児童虐待相談件数の推移

(件)

年度(平成)	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
相談件数	2,209	2,364	2,942	2,547	4,485	3,927	4,234	3,941	3,405	3,408

12) 児童扶養手当受給者数の推移

※父子家庭への支給は 18 年度～22 年 7 月まで野田市単独の父子家庭等支援
 手当で実施し、22 年 8 月から児童扶養手当の対象となりました。(件)

年度(平成)	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
児童扶養手当	1,170	1,338	1,365	1,375	1,378	1,373	1,401	1,290	1,270	1,208
父子家庭等支援手当	92	92								

【統計データの推移について】

野田市の総人口と児童人口 1) について、22 年と 27 年の国勢調査では 1,908 人減少していますが、その内、6 歳未満の人口が 1,137 人の減少で全体の減少数の約 6 割を占めていることから出生数の低下が大きく影響しています。

合計特殊出生率 3) については、10 年間の推移で、国・県は若干上昇しているものの、最近の 5 年間で見ると横ばいです。ただし、市においては、10 年間、5 年間の推移をみても減少傾向にあり、少子高齢化は依然進んでいる状況です。

また、世帯構成 8) では単身世帯の割合が増えており、婚姻件数 5) の減少や初婚年齢 6) の上昇傾向と関連していると考えられます。

また、男女別就業率 9) については、少子高齢化の影響により男性では低下していますが、その状況下にあっても女性が横ばいであるのは、各年齢での女性労働力 10) が上昇しているためであり、女性が働きやすい環境の整備を進めることで、さらに効果を上げることが期待できると考えられます。

- ② 30 年度実施の「子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査」の結果
素案では、前回平成 25 年度の調査結果と比較した形でデータをグラフ化して示します。

【主な調査結果データ】

1) 保護者の就労状況

※ 就学前児童を持つ母親が就労している割合（フルタイム・パートタイム合せ）は、前回の 40.3%から 47.2%に上がり、就労日数と就労時間も増加しています。また、今後就労を希望する母親のうち下の子の年齢が何歳になったら就労したいかについては、3～4 歳が前回の 44.8%から 52.5%と 7.7 ポイント増加し、5～6 歳が前回 18.4%から 14.3%に 4.1 ポイント減少しています。この状況から母親の就労希望が子どもが小さいうちから働きたいという状況となっています。

2) 子育てに関する実感

※ 「子育てが楽しいと感じる」方は、就学前児童で前回 58.2%、今回 56.8%と若干減少し、心理的な負担感の軽減に資する施策の必要性が現れています。

3) 子育てをする中での有効な支援策について

※ 2) の楽しいと感じる方への設問で、施策全体の割合が上がっており、複数回答の選択数が多くなった結果と考えられます。施策の中でも、「子育てしやすい住居とまちの環境の充実」が前回の 20.9%から 51.9%と最も大きく伸びており、「保育サービスの充実」が前回の 18.8%から 44.2%、また、「地域における子育て支援の充実」が前回の 19.8%から 35.6%と伸びています。この他にも、「仕事と家庭生活の両立」が 18.1%→35.8%、「子どもの教育環境」が 17.2%→32.0%などが伸びており、母親の就労割合が増えるに伴い、多岐にわたる分野への関心が高まっているものと思われます。

4) 相談できる人の有無と相談相手

※ 就学前児童では、「相談できる相手や場所」があると回答した割合は 89.8%で、前回の 89.6%と比較しほぼ横ばいでした。相談相手としては、「祖父母等の親族」が前回の 81.7%から 84.1%と上がり、「子育て関係施設（保育園、幼稚園含む）」が 40.7%から 46.9%と割合が増えています。

5) 保育所等の費用無償化に伴う就労状況の変化について

※ 母親の就労意欲の高まりが見られ、現在働いている母親では、週 4～5 日間の就労が前回の 69.8%から 77.8%に上がっています。また、現在働いていない母親の就労希望の時期と下の子の年齢との関係では、3 歳～4 歳が、前回の 44.8%から 52.5%と上昇しており、潜在的な教育・保育ニーズの高まりが見てとれます。なお、現在、幼稚園や保育所などを利用している割合は 60.9%ですが、無償化になった場合の利用希望は 89.8%と高い割合になっています。

6) 新たな子ども館の利用希望について

※ 現在の子ども館の今後の利用希望は、56.3%（利用状況は、53.6%）ですが、新たな子ども館ができた場合の利用希望については、「利用する」が 62.9%と上回っており、新たな子ども館への期待の高まりがうかがえます。

(2) 本プランの施策の主なポイントについて

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正を踏まえ、既存事業の整理拡充、新規事業、また重点施策として位置付けたひとり親家庭と児童虐待に関する取組などを策定のポイントとします。

① 基本指針の主な改正点（追加）

- ・ 幼児教育・保育の無償化の実施
- ・ 障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
（医療的ケア児の総合的な支援体制の構築）
- ・ 児童福祉法改正を踏まえた児童虐待防止対策の強化（28.6 以降法改正）
- ・ 新・放課後子ども総合プランへの対応

② 新規及び拡充した主な事業

- ・ 新しい子ども館の整備（新規）
- ・ 子ども未来教室の開催（新規）
- ・ 市長と話そう集会の実施（新規）
- ・ 子ども家庭総合支援拠点の整備（新規）
- ・ 子どもの貧困対策計画の位置付け（新規）
- ・ 幼児教育・保育の無償化への対応（新規）
- ・ 子ども医療費助成（拡充）

③ 重点施策の方向

次の 2 つの施策については重点施策に位置付け、個別プランを別立てして取り組みます。

- ・ ひとり親家庭等の自立支援の促進

資料 5・6

令和元年度策定「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第 4 次改訂版」による取組を位置付けます。

- ・ 要保護児童対策の取組の推進

女児児童虐待死事件の再発防止に向け、様々な再発防止策を実施するとともに、平成28年3月策定「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」の見直し及びマニュアルの策定を行い、取組を位置付けていきます。

9 子ども子育て支援法に基づく量の見込みと確保量

資料 3

(1) 教育・保育の提供区域の設定

(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

IV 各論

1. 施策体系への位置付けについて

施策の体系に基づき個別事業について事業内容・実績、事業評価・課題、今後の事業方針・目標値について記載します。

新規及び拡充した主な事業等

資料 4

エンゼルプランの施策体系と事業計画の記載事項との関係

子どもが未来に希望を持ち「元気に明るく家族と暮らせるまち」野田

基本目標 1 すべての人が安心して楽しく子育てができるように（家庭養育力の回復・向上）

1 幼児期における学校教育及び保育の充実

- 1) 教育・保育の量の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
- 2) 教育・保育の質の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・70

2 地域における子育て支援の充実

- 1) 地域における子育て支援サービスの充実・・・・・・・・73
- 2) 保育サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
- 3) 子育て支援ネットワークづくり・・・・・・・・・・98
- 4) 児童の健全育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・101

3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- 1) 子どもや母親の健康の確保・・・・・・・・・・135
- 2) 食育の推進・・・・・・・・
- 3) 思春期保健対策の充実
- 4) 小児医療の充実・・・

4 子育てを支援する生活環境の整備

- 1) 良質な住宅の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・165
- 2) 良好な居住環境の確保・・・・・・・・・・167
- 3) 安全な道路交通環境の整備・・・・・・・・・・172
- 4) 安心して外出できる環境の整備
- 5) 安全・安心まちづくりの推進

基本目標 2 すべての子どもが毎日元気に明るく健やかに学び、成長できるように（子どもの権利保障）

1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 1) 次代の親の育成
- 2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- 3) 家庭や地域の教育力の向上
- 4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

2 子ども等の安全の確保

- 1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 3) 被害にあった子どもの保護の推進

3 要保護児童などへの対応などきめ細かな取組の推進

- 1) 児童虐待防止対策の充実
- 2) 立入り調査や一時保護の実施、重大事例の検証における県との連携
- 3) 発生予防、早期発見、早期対応
- 4) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 5) 障がい児施策の推進

基本目標 3 地域の宝（子ども）の成長をみんなで支えられるように（子育て支援力の向上）

1 職業生活と家庭生活の両立の推進

- 1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- 2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- 3) ひとり親家庭等の自立支援の推進（再掲）

子ども・子育て支援法に基づく事業計画 必須記載事項

1. 野田市エンゼルプラン 第4期計画 [野田市子ども・子育て支援事業計画]
の目標量と達成状況

(1) 教育・保育における量の見込みと提供体制・確保について

		令和元年度 量の見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (確保内容)	令和元年度利用・整備 実績の内容
教 育	1号認定 (3歳以上)	1,507	1,709	2,841	公立幼稚園 3か所
	2号認定 (3歳以上)	600			私立幼稚園 8か所
保 育 (保育施設)	2号認定 (3歳以上)	1,438	1,274	1,347	公立保育所 10か所
	3号認定 (0歳)	118	164	156	私立保育所 10か所
	3号認定 (1～2歳)	776	724	699	認定こども園 2か所
保 育 (地域型 保育事業)	2号認定 (3歳以上)	0	0	0	小張総合病院ひばり保育園 1か所
	3号認定 (0歳)	4	4	4	
	3号認定 (1～2歳)	11	11	11	

(2) 地域子育て支援事業の量の見込みと確保について

		令和元年度 量の見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (確保内容)	令和元年度利用・整備 実績の内容
利用者支援事業		1か所	1	1	
一時預かり事業	1号認定 (幼稚園)	10,333人	43,341	85,800	私立幼稚園 6 私立保育所 3
	2号認定 (幼稚園)	13,138人			
	上記以外	3,786人	1,806	7,308	
放課後児童健全育成事業	低学年	607人	1,243	1,775	30施設 ≡確保内容は定員数(保育面積÷1.65㎡)
	高学年	487人	378		
	合計	1,094人	1,621	1,775	
地域子育て支援拠点事業		2,056人	2,337	3,500	保育所支援センター4 子育てサロン3 つどいの広場1
妊婦健診		13,000人	9,656	9,994	
乳児家庭全戸訪問事業		2,500人	843	843	
養育支援訪問事業		20人	9	20	社会福祉協議会委託
子育て短期支援事業		0人	9	365	1か所

	令和元年度 量の見込み	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (確保内容)	令和元年度利用・整備 実績の内容
ファミリー・サポート・セ ンター（就学児のみ）	5,330 人	3,768	5,000	1 か所 社会福祉協議会委託
延長保育事業	435 人/月	1,137	1,137	13 か所
病児保育事業	1,037 人	500	1,161	1 か所 小張総合病院ひばりルーム
実費徴収に係る補足給付 を行う事業	—	13	19	28 年度から実施

2. 事業計画必須記載事項

（1）教育・保育提供区域の設定

国の指針では、各市町村における「教育・保育提供区域」を設定することとされており、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から移動することが可能な区域を定め、地域型保育事業の認可の際の需給調整を踏まえ、教育・保育及び地域子育て支援事業と共通に設定します。

【国が例示する区域設定】 ①行政区（市全域）、②中学校区、③小学校区など

① 行政区の教育・保育施設の状況（R 元. 5. 1 現在）

5 歳以下人口（人）	幼稚園施設数	保育所施設数
6,175	11 施設 (定員数 2,510 人) (利用数 1,626 人)	22 施設 (定員数 2,217 人) (利用数 2,161 人)

② 中学校区の教育・保育施設の状況

中学校区	5 歳以下人口（人）	幼稚園施設数	保育所施設数
一中	1,022	3	3
二中	497	1	3
東部中	194		2
南部中	1,652	1	5
北部中	864	2	2
岩名中	566		1
川間中	374	1	2
福田中	220		1
木間ヶ瀬中	314	1	1
二川中	385	2	2
関宿中	87		
合計	6,175	11	22

③ 小学校区の教育・保育施設の状況

小学校区	5 歳以下人口（人）	幼稚園施設数	保育所施設数
中央小	536	1	2
清水台小	765		3
宮崎小	353	2	2
東部小	135		2
南部小	664		3
北部小	379		2
川間小	136	1	
福田第一小	100		1
福田第二小	26		1
柳沢小	390	1	
山崎小	365	1	1
岩木小	371	1	
尾崎小	238		2
七光台小	214	1	
二ツ塚小	94		
みずき小	623		
木間ヶ瀬小	154	1	1
二川小	331	2	2
関宿小	87		
関宿中央小	214		
合計	6,175	11	22

【野田市の事業計画における区域設定の考え方】

野田市においては、以下の理由から「行政区（市全域）」を本計画の教育・保育の提供区域として設定したいと考えています。

なお、国の指針によれば、教育・保育施設の広域利用の実態と地域子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合は事業ごとに区分設定できるとされていることから、子育てする方の身近な支援の場である地域子育て拠点事業については、現行プランの方針を踏まえ、地域バランスを考慮しながら実施していきたいと考えています。

- 1) 広域設定の方が需給見込及び調整が容易であり、柔軟な教育・保育の提供が可能。また、勤務地の都合などによる広域ニーズに対応できること。
- 2) 野田市は現行制度の認可保育所による保育の提供を基本としていること、また、認可外保育施設や事業所内保育所が少なく、新制度への移行も見通せない地域型保育事業については、今後の保育の提供体制の確保の想定が困難であること。
- 3) 野田市は市域面積が広いが、保育所の送迎については自動車による手段が大半であり、例えば関宿地域の保育所利用者も川間、北部地域の保育所を含

めて広域に利用している実態があること。

(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容

国の指針では、教育・保育の量の見込みについては、利用状況及び意向調査により把握した利用希望を踏まえて作成することとされている。また、その際、地域子の実情に応じた見込み量を定めるとともに、算定に当たっての考え方を示すこととしています。

1) 教育・保育の量の見込み（子ども子育て支援事業に関するニーズ量）人

区分/年度	元. 5. 1	2	3	4	5	6
保育所	2,309	2,496	2,412	2,346	2,295	2,259
幼稚園	2,841	1,977	1,927	1,813	1,733	1,674
合計	5,150	4,473	4,339	4,159	4,028	3,933
0歳～5歳人口	6,175	5,851	5,655	5,473	5,340	5,247

2) 教育・保育の量の見込みに対する確保の内容

【量の確保の考え方について】

1号認定の確保の内容については、私立幼稚園の「施設型給付」への移行の意思が現段階では概ね消極的であり、1号認定の利用者数が想定できないため、これまでの利用実績等に基づく推計値を参考として記載しました。

2号認定・3号認定については、「認定こども園」に関する事業者の意思は消極的な中で、令和2年度には幼保連携型認定こども園1施設の開園を予定しております。当該施設の整備により、待機児童の大半を占める低年齢児の定員を確保することができると考えております。

また、3号認定の量の確保については、これまでの市の基本的な考え方として、認可保育所の整備による待機児童対策を優先することとし、保育の質の観点から認可外保育施設は推進しておりませんが、幼児教育・保育無償化においては、認可外保育施設も条件を付して対象となることもあることから、今後の施設整備等においては公立保育所の在り方も含め、地域型保育事業をはじめ様々な施設形態を視野に入れ、確保していくことを検討します。

なお、ニーズ量は今後の就労意向に基づき算出しているため、特に3号認定で大きくなり、確保の内容との間に乖離差が生じていますが、本骨子案では、基本的にはニーズ量を量の見込みとしています。

【量の補正について】

ニーズ量と実績が乖離している部分（特に3号認定において大きな数値になっています）があることから、計画に位置付けた量の見込みと確保の内容の補正については、待機児童数の状況、事業者の施設型給付への移行や教育・保育施設創設の意向及び進捗を把握した上で、また、令和元年10月に創設された幼

児教育・保育無償化の影響も不透明であり、量の見込みが予測困難な状況であることから、今後 2 年間の推移を見極め、中間年度の令和 4 年度に見直しを行います。

【教育・保育における質の改善について】

新制度において掲げられた教育・保育にかかる質の改善については、所要額に対して国が確保すべき財源が不足する見通しであることから、先送りや縮小の事業が多くなっています。

その中で、質の改善にかかる代表的な施策である、教育・保育施設における 3 歳児の職員配置基準の改善（子ども 20 人：職員 1 人の配置基準から、15 人：1 人に改善した場合は公定価格に加算する措置）に対しては全額充当されています。これまでも、野田市は保育士の配置数については児童の年齢区分ごとに切り上げて、国基準（全年齢の合計で四捨五入）よりも手厚くしており、サービス水準を維持向上するため、新制度の財政支援の枠組みを積極的に活用することを検討してまいります。

また、基本指針の改正点には、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実として医療的ケア児の総合的な支援体制の構築が挙げられていることから、現在の障がい児保育ための加配とともに市の支援体制の構築について検討していく必要があります。

【教育・保育における量の算出方法について】

- ① 量の見込みは、意向調査に基づくニーズ量としています。
- ② 確保の内容は、教育・保育施設における定員数の実績値としています。

ただし、教育・保育施設の確保予測が、幼児教育・保育無償化の影響で不透明であり、適確に見込めないことから、令和 2 年度及び 3 年度の施設整備には柔軟に対応しつつ、今後 2 年間の推移を見極め、中間年度の令和 4 年度に見直しを行います。

- ※ 1号認定 教育標準時間認定
2号認定 満3歳以上の保育認定
3号認定 満3歳未満の保育認定

内容／年度・区分		2 年度			
		1 号 認 定		2 号 認 定	3 号 認 定
①量の見込み		就労していない利用者	就労している利用者		
		1, 274	703	1, 148	1, 348
		1, 977			
②確保の内容	教育・保育施設	2, 190		1, 454	948
	地域型保育事業				15
②－①		768		306	▲385

内容／年度・区分		3 年度			
		1 号 認 定		2 号 認 定	3 号 認 定
①量の見込み		就労していない利用者	就労している利用者		
		1, 242	685	1, 119	1, 293
		1, 927			
②確保の内容	教育・保育施設	2, 190		1, 454	948
	地域型保育事業				34
②－①		806		335	▲311

内容／年度・区分		4 年度			
		1 号認定		2 号認定	3 号認定
①量の見込み		就労していない利用者	就労している利用者		
		1, 168	645		
		1, 813		1, 053	1, 293
②確保の内容	教育・保育施設	2, 190		1, 454	948
	地域型保育事業				34
②－①		895		401	▲311

内容／年度・区分		5 年度			
		1 号 認 定		2 号 認 定	3 号 認 定
①量の見込み		就労していない利用者	就労している利用者		
		1, 117	616	1, 006	1, 289
		1, 733			
②確保の内容	教育・保育施設	2, 190		1, 454	948
	地域型保育事業				34
②－①		956		448	▲307

内容／年度・区分		6 年度			
		1 号 認 定		2 号 認 定	3 号 認 定
①量の見込み		就労していない利用者	就労している利用者		
		1, 079	595		
		1, 674		972	1, 287
②確保の内容	教育・保育施設	2, 190		1, 454	948
	地域型保育事業				34
②－①		998		482	▲305

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容

【13 事業への取組みの考え方】

新制度に位置付けられた 13 事業について、野田市では既に実施済みです。
今後の方向性については、国の基本方針の改正等を踏まえ、事業内容の充実を図ります。

※13 事業の内容と対応の方向

事業	事業内容と方向性
①利用者支援	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業。 野田市では、保健センターで専任の保健師を配置することで、より充実した母子保健型の利用者支援事業を実施している。また、子ども支援室で行政が地域連携の機能を果たすことを前提に施設や事業を円滑に利用できるように支援を実施しており、特定型の利用者支援事業を行っている。 * 関宿保健センターを特定型の利用者支援事業に位置付け、サービスの拡充を図る。
②一時預かり	保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、適当な設備を備える保育所等において保育を行う事業である。 * 他の地域子育て拠点の事業や幼稚園の事業を含め、利用児童数の推移を注視しながら、保育無償化の影響を踏まえ利用ニーズを把握し、事業を展開していく。
③放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき指導員の資格要件や配置人数及び保育室面積等を位置付けている。 * 学校区単位の状態的な過密化は解消されているが、学童単位で過密化は、児童振り分けで改善を図る。また、既存施設の学校施設への移転を進める。
④地域子育て拠点	乳幼児と保護者が交流する場を開設し、相談や情報提供、行事等を行う事業。相談などの利用者支援と人材育成や交流などの地域連携を行う施設として共通の事業を行う仕組みへ再編。 * つどいの広場(いちいのホール内)、子育て支援センター(保育所・認定こども園内 4 か所)、子育てサロン(NPO 運営 3 か所)で実施済みであり運営に重点を置いて推進する。
⑤妊婦健診	妊婦健康診査の費用を助成する事業。妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため妊婦一般健康診査の受診勧奨や啓発に努める。 * 今後も継続して母子手帳交付時に妊婦健康診査受診票 14 回分を交付していく。

事業	事業内容と方向性
⑥乳児家庭 全戸訪問	生後4か月までの新生児、乳児のいる家庭全戸に対し、専門職による家庭訪問を行う事業。居宅において不安や悩みを聞き適切な支援に結びつけ健やかに育成できる環境づくりを図る。 * 今後も継続実施。
⑦養育支援 訪問	母子保健機関との連携により、支援が必要な家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や養育環境の把握を行う。 * 「育児支援家庭訪問事業」により、児童虐待リスクのある家庭、産褥期の家庭への支援を実施。社会福祉協議会委託、保健センターと連携しきめ細かな支援に努める。
⑧子育て短期 支援 (ショートステイ)	児童を養育している家庭の保護者が一時的に家庭における児童の養育が困難になった場合等に、当該児童を児童養護施設晴香園（松戸市）において宿泊等により養護（ショートステイ）する事業。 * 子どもを同伴しての外泊ができない事情が発生した場合のセーフティネットとして要保護児童対策の目的での役割を果たす。事業の効率化を検討する。
⑨ファミリー・ サポート・ センター	仕事と育児の両立を支援する目的で利用会員と提供会員による相互援助組織。対象を小学6年生まで拡充、登録手続きの簡素化 * 社会福祉協議会に委託して引き続き実施。利用会員の増加に伴う提供会員の確保対策を検討する。
⑩延長保育	就労形態の多様化等に対応するため、全公立保育所において、午前7時から午後7時までの延長して保育を行うとともに、指定管理者を導入した公立保育所及び民間保育所において、午後8時以降の延長して保育を行う事業。標準保育時間（11時間）及び短時間保育時間（8時間）を超える時間帯の保育について、現行の補助事業から市の委託事業として再編される。 * 現在市内全保育所23か所で実施（18時以降の保育）しており継続しながら、これまでの実績と保育無償化の影響を踏まえ、今後の利用ニーズを検討する。
⑪病児・病後児 保育	病気又は病気回復期の児童が集団保育できない状態等に対応するために、「病児・病後児対応型」「体調不況児対応型」「訪問型」の3類型で実施する事業。 * 医療法人社団圭春会への委託（小張総合病院敷地内「ひばりルーム」で実施）を継続しつつ、保育所型病児施設の導入等についても検討していく。
⑫実費徴収に 係る補足給 付	低所得者等への保育材料費（給食費（副食費）・教科書代）の補助を行う事業で、28年度から実施。 * 幼児教育・保育無償化に伴い給食費が実費徴収となるが、年収360万円未満相当世帯の副食費が徴収免除となることから、副食材料費を除き教科書代等の補足給付を継続する。
⑬多様な主体 の参入促進	新規参入事業者により市が相談・助言・斡旋を行う事業 * 野田市は経験豊富な事業者が認可保育所を整備しているが、地域ニーズに沿った多様な保育の提供の促進に際し、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援等を行い、保育事業の充実を図る。

【地域子ども・子育て支援事業量の見込みと提供体制の確保内容】

□ 延長保育（単位：人）

区分/年度	H30 実績	R2	3	4	5	6
ニーズ量	1,137	829	802	775	756	744
①量の見込		829	802	775	756	744
②確保の内容		1,137	1,137	1,137	1,137	1,137
②－①		308	335	362	381	393

※量の見込みは、18 時以降のニーズ量で設定しています。

※H30 利用実績は年間の利用延人数を 12 で割ることで算出しています。

※確保の内容は、実績値としました。

□ 放課後児童健全育成事業（単位：人）

区分/年度		H30 実績	R2	3	4	5	6
ニーズ量	低学年	1, 569	1, 315	1, 239	1, 247	1, 198	1, 178
	高学年		815	793	752	732	695
	計		2, 130	2, 032	1, 999	1, 930	1, 873
①量の見込			1, 789	1, 706	1, 679	1, 621	1, 573
②確保の内容			1, 775	1, 775	1, 775	1, 775	1, 775
②－①			▲14	69	96	154	202

※意向調査に基づく量の見込みについては、実績（平成 30 年度：1,569 人）と比較して大きな数値（令和 2 年度：2,130 人）になっていますが、児童数が減少するなかで、過大投資にならないよう、出席率を勘案し量の見込みの補正を行いました。ニーズ調査に基づき算出した値に平成 30 年度の最大の出席率（84.0%）を乗じ量の見込みとしています。（ニーズ量×84.0%）

※確保の内容は、令和元年の学童保育所定員である 1,775 人としています。

□ 地域子育て拠点事業（単位：人回/月）

区分/年度	H30 実績	R2	3	4	5	6
ニーズ量	2,337	3,333	3,187	3,189	3,183	3,182
①量の見込		3,333	3,187	3,189	3,183	3,182
②確保の内容		3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
②－①		167	313	311	317	318

※量の見込みは、ニーズ調査からに基づき算出した値としています。

※H30 利用実績は年間の利用延人数を 12 で割ることで算出しています。

※確保の内容は、30 年度の最大利用数の実績を基に拠点から聞取りをした受入可能分（実績の約 25%）を加算して算出した数値としています。

□ 一時預かり事業（単位：人日/年）

（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

区分/年度	H30 実績	R2	3	4	5	6
ニーズ量	43,341	169,258	165,037	155,262	148,422	143,400
①量の見込		36,158	35,237	32,934	31,552	30,401
②確保の内容		85,800	85,800	85,800	85,800	85,800
②－①		49,642	50,563	52,866	54,248	55,399

※量の見込みは、令和元年度の2号認定（就労世帯）の園児数（実数）を基準に、各年度の園児数を算出し、意向調査における週当たりの預かり保育の平均利用日数（＝4.4日）及び年間の預かり保育実施週数（52週）を乗じた数としました。

※確保の内容は、預かり保育を実施している幼稚園における預かり保育担当職員数に、一時預かり保育事業で定められた職員配置基準（4歳児以上：園児30人当たり職員1人）を乗じたものに、週当たりの預かり保育実施日数（最大5日）及び年間の預かり保育実施週数（52週）を乗じた数としました。

※30年度実績は2号認定（就労世帯）園児数（元年10月1日現在）を基に算出（189人×4.4日×52週＝43,243人）した数値に、幼稚園型認定こども園の実績98人を加えたものです。

（上記以外の一時預かり）

区分/年度	H30 実績	R2	3	4	5	6
ニーズ量	1,806	26,182	25,276	24,552	24,238	23,973
①量の見込		995	960	933	921	911
②確保の内容		1,806	1,806	1,806	1,806	1,806
②－①		811	846	873	885	895

※量の見込みは、ニーズ量から意向調査による「不定期の一時預かり等の利用」について一時預かりを利用している割合3.8%を乗じた数としました。

※確保の内容は、実績値としました。

□ 病児・病後児保育事業（単位：人日/年）

区分/年度	H30 実績	R2	3	4	5	6
ニーズ量	500	1,816	1,754	1,697	1,656	1,627
①量の見込		595	577	549	522	500
②確保の内容		1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
②－①		577	595	623	650	672

※量の見込みは、ニーズ量から意向調査による「子どもが病気等で普段利用している教育・保育の事業が利用できない場合」について病児・病後児保育施

設等を利用したい割合 32.2%を乗じた数としました。

※確保の内容は、現在実施の年間開設日数 293 日×定員 4 人としました。

□ ファミリー・サポート・センター事業（単位：人日/年）

区分/年度	H30 実績	R2	3	4	5	6
ニーズ量	3,768	14,330	13,642	13,481	13,023	12,733
①量の見込		3,884	3,697	3,654	3,530	3,451
②確保の内容		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
②－①		1,116	1,303	1,346	1,470	1,549

※量の見込みは、ニーズ量から意向調査による「不定期の一時預かり等の利用」について、ファミリー・サポート・センター事業等を利用している割合 27.1%を乗じた数としました。

※確保の内容は、提供会員と両方会員数 161 人×活動日数 31 日としました。

□ 子育て短期支援事業（ショートステイ）（単位：人日/年）

区分/年度	H30 実績	R2	3	4	5	6
ニーズ量	9	39,420	37,690	36,500	34,675	33,215
①量の見込		434	415	402	382	366
②確保の内容		365	365	365	365	365
②－①		▲69	▲50	▲37	▲17	▲1

※量の見込みは、ニーズ量から意向調査による「泊りがけで家族以外に一時的に預けたい方」のうち、子育て短期支援事業（ショートステイ）を利用した割合 1.1%を乗じた数としました。

※確保の内容は、年間開設日数 365 日×1 人としました。

個別施策の方向について

1. 新しい子ども館の整備（新規）

（1）子どもを取り巻く状況

少子化や核家族化が進行し、女性の社会進出による共働き家庭が増加する中、地域社会のつながりが希薄になり、子どもを地域で見守るなどの機能も失われつつあり、子どもを育てる環境は大きく変化し、保護者の子育てに対する不安や悩みを相談できる相手が身近にいないことで、孤立感による育児ストレスなどを招いています。

次世代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに、たくましく成長していくことは誰もが願うところであり、他人を思いやる心や感動する心、ふるさとの自然や生命を愛する心を育み、豊かな人間性や社会性を養うために、多様な交流や経験機会を提供する場の整備が欠かせません。また、子どもと保護者が安心して気軽に仲間と交流し、安らぐことのできる場や仕組みづくりも急務となっています。

（2）野田市の現状

野田市内には、地域に密着した小型の子ども館が6館ありますが、施設が古くユニバーサルデザインの視点が欠けていることや規模も小さいことから18歳までの児童の活動を踏まえた施設となっていません。また、施設配置についても、南部・福田地区に2館、北部・川間地区に2館、関宿地区に1館、中央・東部地区に1館ありますが、児童・生徒数のバランスから、中央・東部地区に1か所、子ども館を整備する必要があります。

（3）新しい子ども館

①整備の目的

子どもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、異年齢の子ども達が集い、遊びを通して交流することで自主性や社会性、創造性を身に付ける「学び」の場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場として、更には、子ども達の体験活動を市民が支え、多世代の交流が図れる場として、子育て支援や地域交流の拠点として子ども館の整備を進めます。

②施設概要

子ども館は、子ども達の心身の健康と豊かな情操を育むための施設であることから、豊かな自然や恵まれた環境の中で、子ども達が所属を越え様々な人々や自然と触れ合うことが重要であり、子ども達が自主性や社会性、創造性を身につけ成長するためにも多様な事業を効果的に展開できる豊かな自然や恵まれた環境の中に整備する必要があります。

○建築予定地 野田市清水 1122 番地 1 他

○敷地面積 約 9,000 m²

○建築面積 1,000 m²程度

○主な機能

(a) 事業エリア

施設	整備方針・機能
乳児コーナー (授乳室含む)	・ 乳児が体を動かして自由に遊べる安全なスペースを併設し、親子で楽しめる空間 ・ 授乳やおむつ替えのスペース等の確保 ・ 床は、クッション性のあるものを使用 ・ 床暖房とする。 利用対象：0 歳～3 歳程度の乳児と保護者 利用人数：～10 組
幼児コーナー	・ 就学前の児童が安全に安心して遊べるスペース ・ 床暖房とする。 利用対象：3 歳～就学前児童、保護者 利用人数：～20 人
体育遊戯室 (プレイルーム)	・ 多目的に自由に遊ぶことができるスペース ・ 天井高 6～7mを確保する ・ ヒップホップダンスや親子でヨガ等ができるサークルや教室に活用できるスペース ・ ボルダリング（工事費に含む）など壁面の利用 ・ 遊具などを収納する器具庫の設置 利用対象：就学前児童、小学生、中学生、高校生 利用人数：～70 人（動かないでの利用で、最大200 人）
図書コーナー	・ 中高生まで楽しむことができる図書の設置 ・ 赤ちゃん絵本や児童図書コーナーの設置 ・ 読み聞かせを行う場としての利用 ・ 床暖房とする。 利用対象：就学前児童、保護者、小学生、中学生、高校生 利用人数：～30 人
パソコンコーナー (学習スペース)	・ パソコンを設置 ・ Wi-Fi が接続できる仕様 利用対象：中高生 利用人数：～15 人
創作室	・ 工作体験活動や親子で創作活動等を行うスペース ・ 給排水設備の設置 利用対象：就学前児童、小学生、保護者、中学生、高校生 利用人数：～10 人

施設	整備方針・機能
調理室	・ 厨房設備の設置 ・ 子どもの利用に配慮した設備 ・ 食育指導等に利用できる仕様 利用対象：就学前児童、小学生、保護者、中学生、高校生 利用人数：～25 人
音楽スタジオ	・ バンド演奏に対応した防音機能を備えた設備 利用対象：中学生、高校生 利用人数：～10 人
視聴覚室 (操作室含む)	・ プロジェクターや DVD 等の AV 機器を備えた設備 ・ 演奏会などの活動も視野に入れる 利用対象：就学前児童、保護者、小学生、中学生、高校生 利用人数：～50 人
集会室	・ 子育てする保護者や地域活動を行う団体・ボランティア等の活動や交流の場として利用できる設備 利用対象：就学前児童と保護者、小学生、中学生、高校生 利用人数：～25 人
静養室	・ 静養が必要な方が利用するスペース 利用対象：就学前児童と保護者、小学生、中学生、高校生 利用人数：～2 人
相談室	・ 利用者のプライバシーが確保され、子どもたちや保護者からの相談に対応するスペース 利用対象：就学前児童、小学生、中学生、高校生、保護者 利用人数：～4 人

(b) 共有エリア

施設	整備方針・機能
玄関ホール 多目的ホール ロビー	・ 事務室から様子が確認できる仕様 ・ 作品展示やイベント告知等に使えるスペースの確保 ・ 開放されたスペースで来館者が休息できるスペース ・ ベビーカー等が置けるスペースの確保 ・ 荷物を収納できるロッカーの設置
廊下	・ 作品展示等ができるスペースの確保
トイレ	・ 幼児用や障がい者用多目的トイレを設置
倉庫	・ 遊具などを収納するスペース

(c) 管理エリア

施設	整備方針・機能
事務室 (給湯室含む)	・ 指導員が受付や総合的な事務ができるスペース 利用対象：指導員 利用人数：～10 人

(d) 屋外エリア

施設	整備方針・機能
水遊び場	・ 夏場に水遊びができるエリアを確保
芝生広場	・ 裸足で遊べるエリアを確保
緑地	・ 景観や騒音低減として緑地の確保
駐輪場	・ 雨天時に対応できる屋根付の設備 20 台
駐車場	・ ベビーカー等の利用者に配慮した駐車スペースの確保 来場者用駐車場 62 台 関係者駐車場 8 台
防災設備	・ かまどベンチ 数か所 ・ 給水手動ポンプの設置 1 か所
その他	・ 通路車道 ・ エントランス等

2. 子ども未来教室の開催（新規）

(1) 事業開始の経緯

家庭の経済的理由により学力向上の機会が不平等にならないよう、所得制限により希望者を募って中学生に学習支援を行う「ステップアップセミナー」を実施していましたが、所得だけでは分からないさまざまな事情により学力向上の機会を得られていない子どもたちもいるという実態に即し、29 年度から、この対象枠を取り払い、希望する全ての生徒に学校以外での学力向上の機会が得られるよう「子ども未来教室」として改編しました。

(2) 事業の目的

野田市の将来を担う子どもたち全てが学校の授業を理解できるよう、児童生徒の自主的な学習をサポートし、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場として、全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、支援していくことを目的としています。

（３）事業の経過

平成 29 年度から、市内の公立中学生のうち希望する全生徒を対象に、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場として、放課後に公民館等で週 1 回、数学と英語を中心に無料の学習支援を行う「野田市子ども未来教室」を開催しています。平成 30 年度からは、授業への理解の差が目立ってくる小学校 3 年生の希望する全児童を対象に加え、放課後、各小学校で週 1 回、国語と算数を中心に無料の学習支援を実施しています。

（４）今後の方向

中学生については、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるため、小テストを行い、改善を図りながら継続して実施します。

また、小学生については、当面は 3 年生を対象に実施しますが、参加児童の追跡調査などにより、子ども未来教室の実施後も学習習慣の定着、学習に対する興味関心が高められているかを検証し、充実を図ってまいります。

3. 市長と話そう集会の実施（新規）

（１）事業開始の経緯

「元気で明るい家庭を築ける野田市」を市の方針としていることから、まちづくりの参考とするため、野田市の未来を担う子供たちが今何を考え、何を望んでいるのか、率直な意見を求めるアンケートを平成 29 年 1 月に実施しました。

アンケートは公立小中学校の児童生徒約 12,000 人の全てを対象に行い、アンケートを踏まえ、29 年 10 月から 11 月にかけて、市長が各小中学校を訪問し、「市長に会いたい、話してみたい」と希望した児童生徒全員と直接意見交換を行ったことから、翌年度以降も毎年、市長と直接意見交換をする「市長と話そう集会」を実施しています。

（２）事業の目的

子供たちから直接、率直な意見や話を聞くことにより、子供たちの将来のために今何をすべきかを考え、野田市で生まれ育った子供たちが大人になってもずっと野田市に住み続けてもらうために、子供たちから出された意見や要望を今後の施策に反映させることを目的としています。

（３）事業の経過

平成 29 年度からは毎年度、市長が市内の公立小中学校、全 31 校を訪問し、子供たちと直接会って意見交換を行っています。

また、令和元年度は、子供たちが手紙を使って、市長に何でも意見や相談などができるよう、市長宛てに郵送で子供たちの考えを吸い上げる仕組みを整備した

「市長と話そう（手紙編）」を新たに実施しました。

（４）今後の方向

全ての子供たちが、毎日元気に明るく健やかに学び、成長し、みんなが住みたい、住みやすいまちにするため、また子供たちの将来のために、子供たちから出された意見や要望を今後の施策に反映させることを目的に、今後も継続していきます。

4. 児童虐待防止対策の強化（充実）

（１）児童虐待の現状

平成 30 年度に子どもが虐待を受けたと児童相談所が対応した件数は、約 16 万件と過去最多を更新したと厚生労働省が公表しています。

野田市においては、平成 31 年 1 月 24 日に、10 歳の女兒が亡くなるという大変痛ましい事件が起きてしまいました。現在、事件の検証と再発防止対策に全力で取り組んでおりますが、令和元年 9 月末現在で、野田市の要対協で支援等が必要な児童として進行管理している児童数は、415 人と事件後から倍増している状況にあり、全ての児童の安全が図れるよう様々な対策に取り組んでいます。

（２）再発防止対策

このような事件を二度と起こすことがないように、児童福祉審議会の専門委員会として野田市児童虐待事件再発防止対策合同委員会を設置し、事件の検証と再発防止対策の検討を行い、出来ることから順次取り組んでいますので、対策について、新たなエンゼルプランに位置付けるものです。

具体的な対策の取組み

対 策	内 容	備考
児童虐待防止システム導入	児童相談所との連携や要対協での情報共有が出来ていなかったことから、柏児童相談所を含む関係課にシステムを導入し、正確で迅速な情報共有に努める。	
実務者会議の見直し	関係機関の実務者で構成する実務者会議の内容は、経過報告が中心で対応などの議論がされていないことから、支援計画や役割分担を決める個別支援会議につなぐ必要性を優先的に議論する場とする。	
市民への周知徹底	市内全戸に「189（いちはやく）」のチラシを配布し、周知啓発を図る。	
スクールロイヤー等の配置	子供の立場で、学校等に法的な助言や指導を行うことや教職員等に法的な観点で問題に対応する意識付などを行う。	

対 策	内 容	備考
警察ＯＢの活用	警察官の同行を依頼する程度でない場合は、必要に応じ警察官ＯＢと連携し同行訪問等を行う。	
民生児童委員等との情報共有	民生児童委員地区定例会における意見交換 防犯組合や地区社協、自治会等への周知啓発 公民館での情報収集	
子ども家庭総合支援拠点の設置	子ども家庭総合支援拠点の機能を備えた新しい課を設置する。	新規
児童虐待防止対応マニュアルの改訂	野田市と柏児童相談所との関係に特化したマニュアルを作成し連携、役割分担を明確にする。また、警察や学校との連携等についても分冊として作成する。	

この他、児童虐待防止条例や児童虐待防止都市宣言などを検討するとともに、国に対して、一時保護の権限を市に与えるよう要望している等、様々な対策に取り組んでいます。

5. 子どもの貧困対策の位置付け（新規）

（１）子どもの貧困対策の状況

国は、子どもの将来が、生まれ育った環境により左右されることがないように、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成 25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定しました。

この法律の基づき平成 26 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を定め、子どもの貧困対策の重点施策として、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援などを講ずるとともに、子どもの貧困に関する指標を設定し、対策の見直しや改善に努めるとしました。

また、都道府県に対し、「子どもの貧困対策計画」の策定を努力義務として課しています。

なお、法施行の 5 年後に見直しを行うとされていることから、令和元年 6 月に一部改正され、児童権利条約の精神に則り対策を推進することや市町村に対して「子どもの貧困対策計画」の策定を努力義務として課すとされました。

現在、法改正に基づき、子どもの貧困対策会議は、「子供の貧困対策に関する有識者会議」において、広くの意見を聴取し、年度内を目標に「新たな子供の貧困対策に関する大綱（案）」を取りまとめるとしています。

（２）野田市の子どもの貧困対策の現状

野田市の子どもの貧困対策としては、特に厳しい生活環境に置かれている母

子家庭等のひとり親家庭を支援するため、就労支援、住居支援、育児支援など幅広い分野にわたる総合対策として、平成 14 年 11 月に「ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定し、見直しを行いながら、子育て支援、就労支援、居住支援、経済的支援、養育費確保支援など、自立に向けた支援策を総合的・計画的に推進してきました。

また、平成 26 年 8 月から、経済的な理由で学校以外に学習の機会の少ない市内の中学生を対象に学習支援を始めましたが、子ども達が将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、平成 29 年度からは、全ての中学生に学校以外での学力向上の機会が得られるよう学習支援に取り組んでいます。

野田市の子どもの貧困対策に関する主な施策

項 目	内 容
情報・体制	母子父子医率支援員による相談支援 ひとり親家庭のしおり 市報、ホームページによる広報啓発
就業支援	母子・父子自立支援プログラム策定事業 母子家庭等就業自立支援事業 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 母子家庭等自立支援教育訓練促進給付金等事業 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
子育て支援	ひとり親家庭等日常生活支援事業 ひとり親家庭等情報交換事業 母子寡婦福祉会による各種事業
住居支援	ひとり親等民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付事業 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業 住居確保給付金事業
養育費確保支援	養育費等法律相談事業
経済的支援	児童扶養手当 養育者支援手当 福祉資金貸付事業 ひとり親家庭等医療費助成事業 未婚の母・父への寡婦（夫）控除のみなし適用 保育所、学童保育所減免 要保護・準要保護児童就学援助費補助金事業 特別支援教育就学奨励費補助金事業
自立支援	自立相談支援事業
学習支援	子ども未来教室事業（中学生及び小学 3 年生全員対象としていることから貧困家庭も含む）
居場所づくり	こども食堂への支援

(3) 「子どもの貧困対策計画」策定の課題

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正により、新たな3つの視点として、

- ・ 親の妊娠・出期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- ・ 地方公共団体による取組みの充実
- ・ 支援が届かない、又は届きにくい子供・家庭への支援 が示されました。

子どもの貧困について、一般的に使われている相対的貧困率は所得データの分析により算出しています。このため、実質的な生活水準に影響する資源（貯蓄や財産、教育、能力、健康、人間関係の蓄積など）を考慮した調査などが必要となります。子どもの貧困の実態把握は難しく、例を挙げると「見た目は普通に見える子どもが多い」、「子どもは、生活の困難は絶対に言わない」など、調査を行う上で調査項目をどのように選定し、その結果をどのように分析していくのか、また、誰を対象にどのような規模で調査を実施する必要があるのかなど、子どもの貧困を的確に把握するため調査には多くの課題があります。法改正により、市町村に対し「子どもの貧困対策計画」の策定が努力義務とされましたが、国が今後、調査項目を共通化し、全国的に実施することとしていることから、国の動きを注視していく段階であり、現状では、市として計画を策定できる段階に無いと判断しています。

6. 幼児教育・保育の無償化への対応（新規）

(1) 無償化の影響による保育量の見込み

平成31年4月においては、幼児教育・保育無償化の影響と考えられる申込者数が68人増加（30年度570人→令和元年度638人：1.12倍）しており、保育所への入所者数を昨年度より76人（在園児を含む）増やすなど、待機児童の解消に努めましたが、「のだのこども園」の開設が7月に遅れたことや入所申込みの増などにより、国の定義の待機児童が9人（前年度比9人増）となり、保留者も155人（前年度比10人増）となりました。

今後の見込みについては、8月入所までの申込数では50人増えており（30年度191人→令和元年度241人：1.26倍）、無償化の影響により申込み増の傾向に拍車がかかることが想定されることから、年度内の待機児童及び保留者の解消は困難となります。

令和2年4月については、学校法人三星学園が開設する認定こども園（定員71人予定）の開設や保育士確保対策等により引き続き待機児童解消に向けた取組を行いますが、無償化の影響が不透明であるため、待機児童が解消できるかどうか予測困難な状況であります。

(2) 課題

幼児教育・保育無償化については、国の制度設計が示されてから令和元年 10 月まで短期間の中でも無償化の確実な実施にむけて取り組んでまいりました。未だに国等から内容修正等の通知が届くことがあり課題も多く、また無償化スタート後の状況も想定できないことから、社会情勢の変化等に注視しながら取り組む必要があります。

①市の財政的な影響

国は、消費税増税分が地方消費税交付金として、地方への配分額に影響を及ぼすのが後年度となることから、初年度である令和元年度分は、臨時交付金を創設して全額国費で手当てすることとしております。

保育所については、2 年目以降の私立保育所分については、公定価格に対する国・県負担分が増となりますが、市が独自に負担していた国基準保育料と市基準保育料の差額負担がなくなるため、市負担は軽減されます。一方で指定管理を含む公立保育所 10 園については、保護者の負担減がそのまま市の負担増となり、また、認可外保育施設等の新たな負担が生じるものです。

幼稚園については、公立幼稚園は保育料収入の皆減に伴い、市の負担が増となり、また、無償化の対象外となる就園奨励費分については、市の負担割合が無償化前の 3 分の 2 から無償化後は就園奨励費相当分として 4 分の 1 に変更されます。これにより、負担割合が下がるものの、その分基準財政需要額に算入する額も減少することから、市の負担が減るとは言えないものです。

②公立保育所の在り方

公立保育所は 10 園あり、うち 7 園は指定管理者の運営としており、市内の認可保育所における公立保育所の割合が 50%を占めています。待機児童が解消されない中で定員に達していない施設については、保育室の面積要件や保育士不足の理由によるものであり、今後の無償化による保育所入所希望が増加していく場合には、保育士確保対策等これまで以上に待機児童解消に向けた取組を実施していく必要があります。

また、施設の老朽化に伴い改修工事等に係る経費が多額となる中で、安全に保育を運営するためにも施設維持については計画的に検討しなければならない状況であり、さらには、幼児教育・保育無償化に係る財政的負担の見込みが不透明である現状です。今後、財源確保や公立幼稚園の状況も含めて公立保育所の在り方を見極めていかなければなりません。

③保育量の確保

野田市は、総人口に対する就学前の児童数割合は 4.0%と近隣市と比較しても子どもの人口割合が少なく、また、施設整備については、就学前児童に対する保育定員割合は 36.4%であり近隣市と比較しても平均的な数値となっているなかで、小規模保育などの地域型保育事業の施設は 1 園であり少ない状況となっています。

無償化の影響が不透明であるため、待機児童が解消できるかどうか予測困難な状況の中においては、公立保育所の在り方だけではなく民間保育施設の新築や老朽化による建て替え、移設等の整備予定を把握し、また、小規模保育等の地域型保育事業も含めた多様な施設形態を視野に入れ、さらには、幼稚園の預かり保育事業の状況を勘案し保育量を確保していくことを検討していく必要があると考えます。

なお、野田市としては保育の質の観点から認可外保育施設の推進はしていませんが、幼児教育・保育無償化においては、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない方がいることに配慮し、認可外保育施設も制限を行わず無償化の対象としております。引き続き指導監督を行っていく必要があると考えます。

(3) 今後の方向

幼児教育・保育無償化の初年度については、財政負担を国が全額負担となりますが、2年度以降の財政支援については不透明であることから、国や県の動向を注視しながら無償化開始後の保育量を分析し財源確保を行う必要があります。

また、無償化の影響による待機児童増加が懸念される現状においては、公立保育所を含め保育士不足の解消を目指すために、現在の保育士確保対策の周知に努めるとともに、新規事業等の効果的な対策の検討を進めます。

保育量の確保については、就学前児童数の割合や推移、女性の就業率をはじめ保育のニーズ量を様々な方向から十分に分析を行い、無償化に伴う増加予測が難しい中でも、既存の民間認可保育施設の建て替えや移設等の整備予定を把握するとともに、地域型保育事業等の多様な事業形態を踏まえて検討していきます。

※ 認可外保育施設である「はじめのいっぽこども園(一般社団法人ひのでの森)」では、地権者から移設を求められており、移設をせざるを得ない状況にあります。そのため既に近隣の調整区域に土地も購入しています。

市では、認可保育施設での保育を基本としていますが、当該施設には一定数の子ども達が利用し、子ども達や保護者からの存続要望があることから、柔軟な対応をしてまいりたいと考えています。

通常は、調整区域内に認可外保育施設の建設は認められませんが、建設費用等資金計画の実現性があること、移転後も認可外保育施設の県指導監督基準を満たすこと、財政計画も含めて安定した運営が認められることなど、必要な要件を当該施設が満たした場合に限って、調整区域であっても施設建設を認めていく方向で考えてまいります。

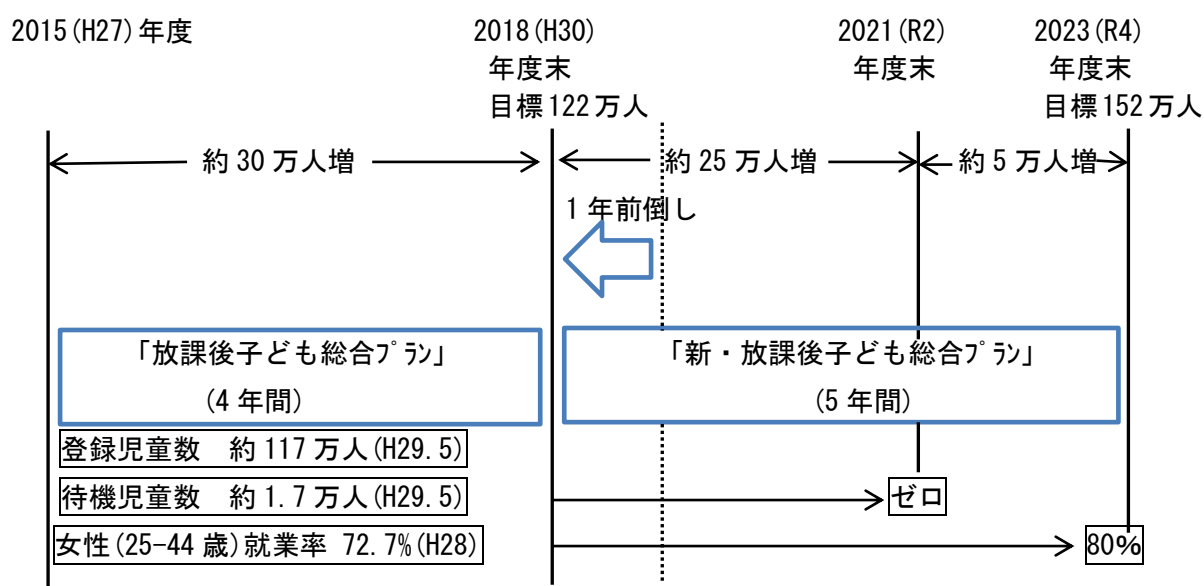
7. 新・放課後子ども総合プランへの対応（行動計画）

国は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、共働き家庭などの児童を対象に放課後等に適切な遊びや生活の場を

提供する「放課後児童クラブ（学童保育所）」と全ての児童を対象に放課後等に学習支援や多様なプログラムを実施する「放課後子供教室」の計画的な整備（放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携による実施を推進）を進めるため、平成 26 年 7 月に「放課後子ども総合プラン」を示しました。

このプランを 1 年前倒し、30 年 9 月に見直しを行い 2019 年から 2023 年度までの 5 か年間で約 30 万人分の整備を図り目標を 152 万人分とするとしています。

また、同一の小中学校内等で両事業（放課後児童クラブと放課後子供教室）を実施する一体型を全国 1 万か所以上で実施することを目標としています。



(1) 現状と課題

①放課後児童クラブ（学童保育所）

市内 20 か所の全ての小学校区において学童保育所を整備し、待機児童を出すことなく家庭で保育が困難な児童を受け入れています。なお、小学校区単位で過密化が常態化する場合は、余裕教室を活用し整備を行います。

また、学校区単位では過密化となっていないが、入所児童数の偏りにより過密化となっている学童保育所がある学校区については、抽選により児童を振り分けることで入所児童数のバランス改善に努めます。

②放課後子供教室

市内 20 か所の全ての小学校を利用するとともに、公民館等の近隣施設 8 か所を利用し計 39 か所で、毎月 2 回土曜日に児童が様々な体験活動を行うオープンサタデークラブを実施しています。

さらに、平成 30 年度からは、全小学校において放課後に特別教室等を利用し授業への理解の差が目立ってくる小学校 3 年生の希望する全ての児童を対象に、4 月から 10 月の間で週 1 回の学習支援を行う「子ども未来教室」を実施しています。

(2) 今後の方向

①放課後児童クラブ（学童保育所）

老朽化が進んでいる施設については、教育部局と連携し小学校の余裕教室の活用を図ります。

また、20ヶ所全ての小学校で学童保育所を実施していますが、今後も待機児童を出すことなく家庭で保育が困難な児童を受け入れるため、過密化が常態化する場合は、施設整備を行います。

なお、学童保育所は、児童の健全な育成を図る役割を担っていることから、指導員の研修等を含め質の向上を図るとともに保護者等への周知を図ります。

②放課後子供教室

オープンサタデークラブについては、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性や社会性を育み、国際社会に生きる日本人として素地を育む」機会を社会全体で創り出してゆくこと目的としていることから、指導者の資質の向上を図りながらオープンサタデークラブの改善に努め、事業を継続して実施していきます。

子ども未来教室については、当面は3年生を対象に実施しますが、参加児童の追跡調査などにより、子ども未来教室の実施後も学習習慣の定着、学習に対する興味関心が高められているかを検証し、充実を図ってまいります。

③一体型について

放課後子供教室（子ども未来教室）は全て学校施設内で実施していますが、放課後児童クラブ（学童保育所）については、学校施設内の実施が16か所となり4か所（川間小、福田一小、東部小、南部小）は未実施となっています。行政改革大綱においても学童保育所を余裕教室に移転する方針を示していますが、教室を提供していただく学校や学童保育所を利用する保護者との調整、また、南部小学校については、民設民営の事業者へ委託しているなど実施に向けては課題もあることから、一体型については、教育委員会と連携し、可能な学校から随時実施していくことを目標とします。

④特別な配慮が必要な児童

特別な配慮が必要な児童については、保護者からの聞き取りや学校等の関係機関と連携し、児童の様子を良く確認し、基本的に指導員を加配することで対応可能な場合は受け入れを行います。

8. 子ども医療費助成（拡充）

(1) 事業の課題

子ども医療費助成制度は、子育て支援の一環として、全国の市町村で実施しているが、地方単独事業であることから、同じ医療サービスを受けた場合でも、住んでいる市町村により助成を受けられる条件が異なるため、当該事業は国が制度設

計し、全国一律に実施すべきものであると千葉県市長会を通じて国に要望しているが、具体的な方向性は示されず、市町村での格差が生じています。

また、千葉県内のすべての市町村が通院・調剤及び入院を含め中学 3 年生まで助成の対象を拡大しているが（一部では高校 3 年生まで）、千葉県の補助制度では、通院・調剤の助成対象を小学 3 年生までとして所得制限を設けており、現在、拡大の動きもないことから、依然として県内市町村に対する支援は不十分なままとなっています。

（２）拡充の経緯

子育て支援については、様々な施策をバランス良く組合せ多様なニーズに対応することを基本としていますが、近隣市の状況や市民要望を踏まえ、平成 27 年 8 月から通院医療費について、中学 3 年生まで助成対象に拡大しました。

また、平成 30 年 8 月から小さな子どもを育てる世帯の負担をさらに軽減し、健康で安心した育児をしていただくため、3 歳までの児童については医療費自己負担分について所得制限を設けずにすべて無料としています。

（３）今後の方向

子ども医療費助成の対象年齢や無料化の拡大については、野田市の将来を担う子ども達や、その保護者から実施が望まれていることから、まず就学前児童の無料化の拡充を図ってまいります。

9. 現行プランに位置付けた施策の見直し

（１）訪問型一時保育事業

当該事業は、自宅で子どもを保育している保護者（専業主婦等）が傷病や介護などにより、家庭で児童を保育することが困難な場合、保育士等を家庭に派遣し児童を保育する事業ですが、市単独事業であることから財政効率が悪いことや自宅に訪問し保護者不在の中で保育を行うことなどから、利用ニーズは比較的多くはありません。

また、平成 30 年度から、類似する育児支援家庭訪問事業を拡充し、保育所や幼稚園等に所属していない児童（自宅で保育されている児童）についても支援対象としたことやファミリーポートセンター事業でも育児支援を行っていることから、市民サービスを維持した上で財政負担の軽減が図れるため廃止とするものです。

（２）巡回相談等による相談支援体制

虐待の未然防止等を図る目的で、巡回相談を実施していますが、発達に関する相談が多い現状や児童虐待の未然防止や早期発見が母子保健事業に位置付けら

れています。

このような中で、令和元年度から子ども支援室が補助事業である「巡回支援専門員整備事業」を活用し、専門職（臨床心理技術者、作業療法士、保健師）による巡回相談を効率的・効果的に実施できることから、「巡回支援専門員整備事業」に再編し実施するものです。

なお、虐待が疑われる場合は、巡回を待たずに即時対応するものです。

（３）育児学級

心身の悩みや、育児負担を強く感じている親が保健師・助産師・栄養士・保育士・心理士等の専門職に気軽に相談できる場として育児学級を実施していましたが、育児教室の対象となる親は、心身の悩みを持った者や、集団になじみにくい者も多いことから、子ども支援室の個別相談で対応することや、親子教室や子育て相談会で対応が可能であることから、野田市保健センターの育児教室は平成 29 年度で終了し、関宿保健センターについては、心理士、栄養士が常駐していないので、個別相談の対応が難しいことから継続するものです。

（４）子ども放送局事業

文部科学省がインターネットで配信する子どもたちに夢と希望を与える映像等を公民館で視聴していましたが、平成 29 年度からインターネットの配信がなくなったことから廃止とするものです。

（５）親子の交通安全大会

野田交通安全協会が、主催となり毎年春に文化会館において「親子の交通安全大会」を実施していましたが、社会情勢の変化や多様化から、各幼稚園からの要望に基づき、野田警察署と野田交通安全協会が幼稚園に出向き、より身近な交通安全教室として見直し事業を実施するものです。

（６）福祉用自動車の貸出

社会福祉の育成、向上を目的に社協に委託して平成 29 年度まで福祉車両の貸出しを実施していましたが、社協が独自に実施している「福祉車両貸出事業」とサービス内容が重複することから、「福祉車両貸出事業」に一元化して実施することとし廃止するものです。

（７）私立幼稚園就園奨励金補助事業

私立幼稚園に就園させている保護者の経済的負担の軽減を目的としていますが、令和元年 10 月から実施される幼児教育の無償化に伴い廃止するものです。

基本 目標	事業番号		事業名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	30年度実績	評価及び課題	30年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初予 算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
1 情報提供、 相談機能、 支援体制の充実	1	①	情報提供の充実 H16. 4～	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等に対する支援策について、市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報の提供や相談対応に努める。 ・市報、HPによる広報啓発 ・母子・父子自立支援員による離婚時の支援の案内や相談時、プログラム策定時など、各種支援策の情報提供や相談対応を行った。 ・ひとり親家庭支援のしおりの作成（H30.6改訂版） 主な内容 ひとり親家庭支援に係る、相談、経済的支援、居住支援、就労支援、育児生活支援の各種事業、助成等の案内。 ・個別事業のリーフレットの作成 ひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭の就業支援事業、ひとり親家庭等ふれあい交流事業（そば打ち、パン作りなど）、就業支援パソコン講習会などの各種事業、助成等の案内		・離婚直後の時期にひとり親家庭等に対する支援策についての確かな情報提供を行なう必要がある。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金について、毎年のように制度変更があることからの確かな情報の収集と提供に努める。 ・資格取得等の就業支援事業は、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であり、児童扶養手当の削減にもつながれることから、今後もさらに周知に努める必要がある。	4	・引き続き、市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により各種支援策の情報提供を積極的に行う。あわせて、早期の段階での確かな支援を行うため、国の新しい施策や、各種支援策について児童扶養手当現況届出時等に情報提供に努めるとともに、母子・父子自立支援員が個々の状況に応じた相談を行うことで、自立に向けた意欲の向上を図る。 ・市報、HPによる広報啓発 ・母子・父子自立支援員による離婚時の支援の案内や相談時、プログラム策定時など、各種支援策の情報提供を積極的に行う。 ・ひとり親家庭支援のしおり作成（R1.8） ・ひとり親家庭就業支援事業のご案内改定（R1.7）	8	○概ね計画 どおり	①継続
	1	②	相談、支援体制の強化 H16. 4～	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や問題解決のための適切な助言及び指導を行う母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の抱える様々な相談に対応する。 なお、就労などの事由により昼間市役所へ来られない方のために毎週月曜日は夜間相談を実施している。 ・母子・父子自立支援員研修 実施日：31年2月15日 内容：「就学援助制度について 就園奨励費制度について 奨学金について 転入手続について 学区外就学について」 講師：野田市役所学校教育課職員 母子・父子自立支援員相談 ・30年度相談実績804件 （母子家庭792、父子家庭相談：12件）	・母子・父子自立支援員の研修を独自に実施し、スキルアップの向上に努めたが、ひとり親家庭等となって間もない家庭は多くの問題や困難を抱えており、育児や養育費、就労といった幅広い分野にわたってきめ細かに対応することが必要なため、母子・父子自立支援員の資質の向上のため、引き続きスキルアップを図っていく必要がある。 また、母子・父子自立支援員は婦人相談員も兼任しており、離婚前相談における養育費の取り決めや面会交流についてもきめ細かに対応する。	0	・母子・父子自立支援員の資質向上及び相談技能の向上や相談機能の向上を図るため、自己啓発に努めるとともに、独自の研修会の実施や県主催の研修会等に積極的に参加する。 ・相談業務は多岐にわたるため、パーソナルサポートセンターや子ども支援室等と連携して取り組むと共に、婦人相談員も兼任していることから、DV相談も人権・男女共同参画推進課と連携し対応して行く。	0	○概ね計画 どおり	①継続	
	1	③	地域における支援体制の充実 H16. 12～	既存	児童家庭課 生活支援課	・地域社会全体でひとり親家庭を支援するため、特に新たにひとり親家庭になった世帯や要支援世帯に対し、母子・父子自立支援員と主任児童委員等とによる個別同行訪問を通じて見守りを実施している。 ・母子・父子自立支援員と主任児童委員による同行訪問件数 185件 ・主任児童委員連絡会等での研修（計2回） ①H30.10.24 ひとり親家庭の支援について ②H31.2.20 ひとり親の家庭訪問について	・ひとり親家庭の実態把握については、主任児童委員等への個人情報提供を拒否する家庭も少なくなく、困難な点もあるが、児童の健全育成のため、地域での見守りを推進する必要がある。	634 （主任児童委員報償費）	・ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親家庭となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施する。 ・主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年2回実施する。	634 （主任児童委員報償費）	○概ね計画 どおり	①継続	

基本 目標	事業番号		事業名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	30年度実績	評価及び課題	30年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初予 算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
1 情報提供、 相談機能、 支援体制の充実	1	④	ひとり親家庭の交流会の推進 S31. 9～(母子会設立) H20. 4～(情報交換事業)	拡充	児童家庭課	・母子寡婦福祉会では、「花火を楽しむ会」、「クリスマス会」等の交流事業を実施し、会員を含めたひとり親家庭や寡婦相互の交流・情報交換等を進めている。 ・母子寡婦福祉会の協力により「ひとり親家庭情報交換事業」を実施し、ひとり親家庭の交流を進めている。	・野田市母子寡婦福祉会事業 クリスマス会 60人 子どもチャレンジ広場 2,000人 情報交換事業(8回) 128人	・ひとり親家庭等は離婚直後の不安定な時期に一人で悩みを抱えることが多いため、引き続き母子寡婦福祉会への加入促進を図る必要がある。 ・「ひとり親家庭情報交換事業」について事業の周知を図り、新規企画の検討や参加促進に努める必要がある。また、若い会員のリピーターも多いため、さらにリピーターを増やし、母子寡婦福祉会の新規会員の獲得に努める。 ・イベント系事業については、母子寡婦福祉会の協力により、ひとり親家庭の様々な交流の場が設けられたが、近年では、新規会員が増えていないため子どもの年齢が上がっていることから子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編を検討する必要がある。	290 (情報交換事業消耗品・郵送料・委託料)	・児童扶養手当窓口を活用し、母子寡婦福祉会へのひとり親家庭の加入を促進する。 ・ひとり親家庭情報交換事業については、新規企画などのニーズを把握し、開催内容の充実を図り、参加者の増加に努める。 ・母子寡婦福祉会の協力を得て実施している「ひとり親家庭情報交換事業」において、引き続きひとり親の交流に努める。 ・イベント系事業では、子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編とあわせ、会員増につなげるための施策を検討する。	337 (情報交換事業消耗品・郵送料・委託料)	○概ね計画どおり	①継続
	1	⑤	母子家庭等地域生活支援事業の推進 H19. 2～	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉向上と、生活に密着した様々な法律や経済問題等の解決のため、弁護士などの法律の専門家を招いた事業を実施する「母子家庭等地域生活支援事業」を推進します。 ・平成25年度から「養育費セミナー」を改編して個別法律相談に特化し、さらに就業相談を併設して、より実効性の高い内容とした。	・主任児童委員等と母子家庭を訪問する同行訪問の際に相談を実施した。 ・また、養育費に関する専門家による相談事業として、30年10月21日(日)、31年1月20日(日)、31年3月17日(日)にそれぞれ弁護士1名による養育費等個別法律相談会を実施した。 (30年度相談実績12人) ・母子寡婦福祉会が、月1回の専門家による「養育費相談」を実施した。 (30年度相談実績27人)	・「母子家庭等対策総合支援事業」の国庫補助について、28年度から拡充が図られ養育費等相談事業も助成対象となった。 ・休日に養育費等個別法律相談会と希望者には母子自立支援員による就労相談を併せて実施したことにより、よりの確にニーズに応えることができた。また、開催回数を1回から3回へと複数回に増やしたことにより、的確にニーズに応えることができた。なお、平日に開催してほしいとの意見もあるため検討する必要がある。 ・相談事業として一定の成果はあったが、定員に満たないことから積極的に周知して、活用を促進するため、更に啓発を図る必要がある。	79	・ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、法律の専門家による養育費等個別法律相談会は効果的であり、母子・父子自立支援員との相談から母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「養育費相談」と「養育費等個別法律相談会」を連携させるため、引き続き、相談回数を増やし複数回開催する。なお平日に開催してほしいとの意見に応え、平日開催も実施する。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができ、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。	158	○概ね計画どおり	①継続
	1	⑥	母子寡婦福祉会の財政基盤の強化 S31. 9～	既存	児童家庭課	・養育費相談やイベントなどの団体事業を通じて、ひとり親家庭や寡婦の福祉増進に寄与している母子寡婦福祉会の事業を支援するため、市委託事業及び補助金の継続や公共施設への自動販売機の設置について配慮するなど、団体の財源基盤の安定を支援する。	・公共施設への自動販売機の増設実績なし 自動販売機設置状況:35施設49台	・公共施設への自動販売機の設置については新規設置の余地は少なくなっているが、引き続き配慮する必要がある。 ・母子寡婦福祉会の事業内容や市委託事業を精査するとともに、補助金の必要性について検討し、補助金交付要綱を制定し、対象事業を明確にした。	—	・「野田市、社会福祉協議会、母子寡婦福祉会及び障がい者団体連絡会と行政財産の許可に基づく自動販売機の設置に係る覚書」に基づき、引き続き福祉団体による自動販売機の設置を推進し、財政基盤の強化に努める。 ・母子寡婦福祉会の事業内容や市委託事業、補助金対象事業の状況を精査し、財政基盤の状況とあわせ、補助金交付要綱に基づき対象事業に対し適正に使用されているか、実施内容を確認する。	—	○概ね計画どおり	①継続

平成30年度 野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(第3次改訂版)進捗状況調査表

資料5

基本 目標	事業番号		事業名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	30年度実績	評価及び課題	30年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初予 算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
2 就業支援の 拡充	2	①	関係機関による連携の強化 (就業支援事業の推進) H16. 4～	既存	児童家庭課	・ハローワークや市の無料職業紹介所等との連携を推進し、ひとり親家庭等のニーズに適した求人情報の収集、開拓に努めるとともに、児童家庭課の窓口において、求人情報の提供を行うことで、ひとり親家庭等の職業適性に応じた就業支援に努める。	・ハローワークや市の無料職業紹介所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と雇用啓発を行っていたが、事業の見直しを行い、平成28年7月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動に変更し実施した。 ・H29年度啓発活動訪問事業所件数29件	・依然として雇用環境と経済的な状況が厳しいため、ひとり親家庭等の雇用と収入の増に結びつく情報の提供に努める必要がある。 ・事業の見直しを行ったひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動では、訪問する事業所の種類や情報提供の方法を検討する必要がある。	—	・引き続き、ハローワークや市の無料職業紹介所と連携を図るとともに、野田市パーソナルサポートセンターと児童家庭課の母子・父子自立支援員との連携により、自立に向けた総合的な相談を行う。 ・ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動について、ひとり親就業支援事業の状況にあわせて職種を選定し、就業相談において情報を提供する。	—	○概ね計画どおり	①継続
	2	②	母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化 H19. 10～	拡充	児童家庭課	・母子家庭の母の就業を支援するため、個々の母子家庭の状況、ニーズに応じたきめ細かな自立・就労支援を推進する「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を実施する。 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の施行により、平成25年度から父子家庭も支援の対象としている。	・26人策定 (うち、父子家庭の父 0人) 就業実績 正規雇用 : 7人 非正規雇用: 10人	・個々のニーズに応じて、きめ細やかな就業支援を実施する母子・父子自立支援プログラム策定事業により、ひとり親家庭の雇用促進に効果を上げた。 ・母子家庭においては、依然として就労収入が低いため、経済的自立に向け収入増につながる支援をする必要がある。	777	777	・母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進にあたり、収入増につながる支援として、個々の状況とニーズに応じ、資格取得のための情報提供や取得に集中できる生活環境に関する相談など、総合的な支援のためのプログラムを策定して行く。 ・アフターケアとして、同プログラムで就業した後においても、その後の状況を維持し、又は更なる目標が設定できるよう、面談等の定期的な相談支援を実施する。 ・25年度から新たに支援対象となった父子家庭についても制度周知に努める。	○概ね計画どおり	①継続
	2	③	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の活用 H18. 4～	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭の親が、看護師、保育士など就職に結びつきやすく経済的自立に効果的な資格取得のため、修学期間に促進費を支給する「高等職業訓練促進給付金」及び修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給することで生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にする事業の活用促進を図る。	・母子家庭等高等職業訓練促進給付金 支給人数:11人 (資格の種別) 看護師4人、准看護師2人、作業療法士1人 教員1人、保育士1人、歯科衛生士1人 理容師1人 ・母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 支給人数:2人 (就業実績) ・正規2人	・長期の修学期間を支援することで高度な技能を習得できる本事業は、正規雇用に結び付いた実績を挙げており、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であることから、今後も周知に努める必要がある。	10,262	・31年4月から、支給期間の上限が36月から48月に延長され、支給額が修学期間の最後の12月については4万円増額されたことから、さらに利用促進を図る。	14,832	○概ね計画どおり	①継続
	2	④	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の活用 H16. 7～	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭の、より高い収入と安定した就業に向けた、自主的な能力開発の取組を支援するため、市が指定した教育訓練講座を受講し修了した場合に給付金を支給する「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」を実施している。	・4人に支給 (資格の種別) Illustrator/Photoshop講座1人 実務者研修・介護福祉士受験対策講座1人 介護事務講座1人 介護福祉士実務者研修1人	・市の制度が28年4月から国の制度改正に伴い改正され、支給額を受講料の20%(上限10万円)から60%(上限20万円)に引き上げられ事業が拡充されたことから、さらに利用の促進を図る。 ・25年4月から父子家庭の父も支援の対象となっており、さらに制度の周知に努める。	157	・父子家庭も含め、引き続き事業の周知に努め、利用促進を図る。 ・31年4月から、国の制度改正に伴い、雇用保険法の特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金が対象となり制度拡充されたことから、さらに周知を図る。	200	○概ね計画どおり	①継続

基本 目標	事業番号		事業名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	30年度実績	評価及び課題	30年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初予 算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
2 就業支援の 拡充	2	⑤	在宅就業推進事業導入の検討 未実施	既存	児童家庭課	・国の「在宅就業推進事業」は、在宅での就業希望者や、在宅就業において必要とされるスキルアップの希望者を対象としたセミナーの開催など、在宅就業に関する基本的なノウハウを提供し、コーディネートする事業であり在宅就業希望者等に必要な支援を行うもの。	・在宅就業について母子・父子自立支援員の就労相談においても相談の実績はなく、ニーズは低い。	・平成30年度の意識調査の結果では、母子家庭の母が仕事を变えたい場合、在宅での仕事を希望する割合は2.7%とニーズが低い状況である。 ・市内においては、在宅就業を実施している企業を見つけるのが難しい。また、パソコンを利用した在宅業務では経理データの入力やホームページの作成など高いスキルが必要となるが、仕事量が不確定のため収入の安定性が低い。	—	・現在のニーズは低いものの、パソコンを利用した在宅起業やデータ入力など、ひとり親家庭に適した新たな在宅就業の形態についても積極的に情報収集し、就労相談において提供していく。また、児童扶養手当の現況届出の機会に、ニーズの動きを把握していく。	—	× 未実施	①継続
	2	⑥	雇用促進奨励金の活用 H15. 4～	既存	商工観光課	・公共職業安定所や市の無料職業紹介所のあっせんにより、ひとり親家庭の父又は母を雇用した事業主に対し、雇用した月の翌月から賃金の10%(限度額15,000円)を奨励金としてを交付することで雇用の促進を図る。	・野田市雇用促進奨励金 ひとり親を雇用した事業主に対して7人の奨励金を交付した。 軽作業 3人 事務職 2人 支援員 2人(ディサービスの支援員)	・ひとり親家庭の雇用促進として効果があると考えられるが、まだまだ周知されていない状況であるため、事業主に対してさらなる制度の周知を図る必要がある。	3,358 (うち、ひとり親235)	・引き続き、市内の各事業主や関係機関に対して、当事業の活用促進を図るため、さらなる制度の周知に努め、ひとり親家庭の雇用の促進に努める。	4,979 (ひとり親以外の高年齢者、障がい者を含む。)	○概ね計画どおり	①継続
	2	⑦	職業訓練の強化 H16. 1～	拡充	児童家庭課 商工観光課	・ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、就業に必要な知識や技能の習得を図る就業支援講習会について、野田市職業訓練センターに委託して実施している。また、受講料に係る経済的負担を軽減するとともに、託児サービスを母子寡婦福祉会の日常生活支援事業で提供するなど受講しやすい環境づくりに配慮している。 25年度からは、パソコン操作に係る資格取得の講座をニーズの多い夜間のコースで年2回開催し、面接や履歴書の書き方などを指導する「就職準備セミナー」を併設して事業効果の拡大を図っている。	・就業支援パソコン講習会と就職準備セミナー 受講者数 11名 うち資格取得者数 ワード 8名 エクセル 9名 新規就業(資格を活用) 2人 (正規雇用2人、非正規0人) 受講時の職場でスキルアップ 2人 (参考:H29年度) 受講者数 14名 うち資格取得者数 ワード 13名 エクセル 13名 受講時の職場でスキルアップ 5人	・受講者が意欲的に取り組み資格取得率も高い結果となった。資格を活用できる職種への就業に結びついている現状があり、ひとり親家庭の就労支援として一定の効果があると考えられる。 ・パソコンだけではなく、他の資格についても実施を検討し、多様なニーズに対応する必要がある。	1,487	・引き続き、就職希望の多い事務職に欠かせないスキルであるパソコン技能の取得に向けた講習を実施していくが、パソコンだけではなく簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応する。	1,763	○概ね計画どおり	①継続

基本 目標	事業番号		事業名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	30年度実績	評価及び課題	30年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初予 算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
2 就業支援の 拡充	2	⑧	無料職業紹介所と連携した ひとり親家庭向け求人情報 の開拓と情報提供 H22. 5～	拡充	商工観光課 児童家庭課	・市の無料職業紹介所において、ひ とり親家庭のそれぞれの職業適性に 配慮した職種の情報提供に努めてい る。 ・平成22年度から、ひとり親家庭等 の求職活動を支援するため、市の無 料職業紹介所の職業相談員と母子・ 父子自立支援員が連携し、市内の事 業所を訪問して、ひとり親家庭の雇 用を促進するための啓発を行い、ひ とり親家庭向けの求人開拓を行うこ とで職業適性に配慮した職種の提供 に努めている。	・市の無料職業紹介所の職業相談員 と母子・父子自立支援員が連携した ひとり親家庭向け求人情報の開拓と 雇用啓発を行っていたが、事業の見 直しを行い、28年7月から、ひとり親 家庭の雇用への理解と奨励金制度 の啓発活動に変更した。 ・訪問事業所数 29社	・事業の見直しを行い、28年7月か ら実施しているひとり親家庭の雇 用への理解と奨励金制度の啓発 活動では、訪問する事業所の職 種や、情報提供の方法を検討する 必要がある。 ・ひとり親家庭の雇用への理解と 奨励金制度については、認識が 低いことから、周知を図る必要が ある。	4,480 (母子・父子 自立支援員 報酬)	・ひとり親の雇用を促進するため には、雇用への理解と奨励金の活 用の啓発は必要であり、ひとり親 に特化した訪問活動を行う。 ・引き続き、求人情報の提供や、 職業紹介業務については、無料 職業紹介所に協力してもらい、情 報の提供に努める。 ・事業所の職種の選定について は、ひとり親家庭就労支援に係る 資格取得などにあわせ、収入増に つながるような内容の収集に努め る。 ・収集した事業所の情報について は、自立支援プログラムの策定や 窓口での就業相談等において情 報提供を行う。	4,860 (母子・父子 自立支援員 報酬)	○概ね計画 どおり	①継続
3 子育て支援の 充実	3	①	ひとり親家庭等日常生活支 援事業の推進 H16. 4～ H23. 10～(拡充)	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等において、自立のた めの修学や疾病等の理由により、一 時的に日常生活を営む上で支障が 生じている場合など、家庭生活支援 員を母子寡婦福祉会に委託により派 遣し、子どもの保育を始めとした日常 生活の支援を行っている。 また、求職活動時に保育所を入所 申請している場合や残業時に対応す るホームヘルプサービスを本事業に おいて実施している。	・子育て支援 3人延べ6日 25時間 (うち保育所待機時利用 1人延べ1 日 10時間) ・生活援助 1人延べ15日 21時間	・パソコン講習会や講演会、法律 相談の託児は予定が立てやすく 支援員の協力により適正に対応 することができたが、急な要望の 場合は、支援員の手配が難しく対 応できない現状もあることから、利 用者の要望に応えたいよう検討 が必要である。 ・母子家庭等が安心して子育てを しながら、求職活動や就業を行う ため、保育所入所申請時の待機 時に対応できるよう23年10月より 事業の拡充をしたが、本事業の ニーズはあるものの、27年度から 保育所でもひとり親家庭の優先入 所に加え、求職中や職業訓練中 についても入所要件が拡充された ため、利用自体は減少している が、当該事業では利用負担額が 安価であり、非課税世帯では無料 となることから、利用者の経済状 況も含め制度の周知が必要であ る。また、平成28年4月から、国 の制度改正に伴い、定期的な就業 上の理由による残業等についても 支援が拡大され、併せて周知を図 る必要がある。	213	・本事業は、ひとり親家庭等が安 心して子育てしながら仕事や求職 活動をするために有効な事業であ り、更に市の制度が28年4月から 国の制度改正に伴い改正され、定 期的な就業上の理由による残業 等についても支援が拡大されたこ とから、母子寡婦福祉会や保育課 等の関係機関と連携するととも に、引き続き、母子・父子自立支 援員の離婚直後の面談時や就業 等の相談時に、事業の一層の周 知に努める。 ・利用者からの要望に応えるた め、個々の支援員の情報(資格、 対応範囲、対応時間)をデータ化 し、迅速で的確な支援に繋げる。	1,206	○概ね計画 どおり	①継続

基本 目標	事業番号		事業名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	30年度実績	評価及び課題	30年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初予 算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
3 子育て支援の充実	3	②	保育所、学童保育所における児童の受入の円滑化 H15. 4～(保育所) S40. 12～(学童保育所)	拡充	児童家庭課 保育課	・27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」により、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく配慮義務として、ひとり親家庭の優先利用が行われるよう調整指数の加点をする措置を講じている。	・保育所においては、27年度に引き上げた指数で利用調整を行い、ひとり親家庭の入所の円滑化を図った。 ・学童保育所において、求職中や職業訓練中の家庭での児童の保育状況等を加味し、1か月間単位の入所を認めている。 ・ひとり親家庭の入所実績 保育所 313人 学童保育所 345人	・保育所においては、ひとり親家庭に優先的な入所の配慮を行い、求職中や職業訓練中においても柔軟な受入れを行った。 ・学童保育所について、求職中や職業訓練中の家庭の児童は1ヶ月間の入所が認められている。また、過密化している学童に入所希望をしている場合は、空きのある学童への入所となるが、希望者は全て入所することが出来ている。	—	・保育所において、今後もひとり親家庭に優先的な入所の配慮を行い、求職中や職業訓練中において柔軟な受入れを行うとともに必要度の高いひとり親家庭については、斡旋等を行う。 ・学童保育所について、引き続き求職中や職業訓練中においても柔軟な受け入れを行い、ひとり親家庭の経済的自立への支援を図る。	—	○概ね計画どおり	①継続
	3	③	保育所、学童保育所における延長保育の充実 H13. 4～(学童保育所) H15. 4～(保育所)	既存	児童家庭課 保育課	・全保育所において、午前7時から午後7時まで延長保育を実施している。また、指定管理の保育所、私立保育所及び事業所内保育所では午後8時まで、一部の保育所では午後8時以降の保育を実施している。 ・民間委託した学童保育所においては、保護者の申出により午後7時まで保育時間を延長している。	・子ども・子育て支援新制度施行により、保育標準時間の原則的保育時間は、午前7時から午後6時までとなり、午後6時を超えた時間を延長保育としている。 ・延べ利用児童数 公立 (月極利用) (日割利用) 午後7時まで 1,809人 10,534人 午後8時まで 186人 2,957人 午後9時まで 0人 62人 午後10時まで 0人 10人 計 1,995人 13,563人 私立 (月極利用) 午後7時まで1,254人 午後8時まで 255人 計 1,509人 ・学童保育所児童延べ数 委託学童 14,724人(18施設) 直営学童 4,956人(14施設)	・保育所における延長保育の実施時間の拡大については、今後の利用状況を見極めながら検討する。 ・民間委託した学童保育所については、保育時間を引き続き午後7時までとする。また、直営学童保育所の保育時間についても平成27年9月より、平日は午後7時までとし、平成29年の夏休みからは、開所日のすべてを午後7時までとしている。	—	・引き続き全保育所で延長保育を実施する。 ・民間活力を導入したことで、延長保育事業の拡充が図られているが、今後、延長時間の拡大等については、これまでの実績を踏まえ、今後の利用ニーズを検討する。 ・学童保育に関して、引き続き全ての学童保育所の開設時間が統一したことを広く周知する。	—	○概ね計画どおり	①継続
	3	④	保育所における休日、一時保育、病児・病後児保育の充実 H15. 4～(休日) H15. 11～(病児・病後児) H18. 4～(一時保育)	既存	保育課	・日曜・祝日等の保護者の就労等の理由により家庭で保育をすることが困難な場合となった乳幼児の保育を行う休日保育を2保育所で実施している。 ・保護者の疾病等により家庭で保育することが一時的に困難となった乳幼児の保育を行う一時保育を、私立保育所において実施している。 ・病気又は病氣回復期のため集団保育ができず、家庭での保育ができない児童の保育ができない児童の保育を行う病児・病後児保育を実施している。	・休日保育 コピープリスクール あたご保育園 延べ 366人 尾崎保育所 延べ 241人 ・一時保育 聖華保育園 延べ 860人 コピープリスクール せきやど保育園 延べ 291人 アスク七光台保育園 延べ 1人 コピープリスクール さくらのさと保育園 延べ 270人 聖華未来のこども園(幼稚園型)延べ 482人 ・病児・病後児保育 小張総合病院「ひばりルーム」 延べ 500人	休日保育・一時保育 ・就労、家事、子育ての負担を一人で背負うこととなる、ひとり親家庭への保育サービスについて、多様なニーズを把握しながら充実を図る必要がある。 病児・病後児保育 ・開設日数290日に対して、利用人数が500人になり、29年度354人から大幅に増加した。一日平均利用人数が1.72人となっている。実際の利用人数には偏りがみられるものの、定員4人に対して余裕がある日もあるため、31年度はさらなる利用者数増加も見込まれる。引き続き周知を行うとともに感染症対策を検討する必要がある。	5,979	休日保育・一時保育 ・多様な保育サービスの周知を図り、利用促進に努める。 ・利用児童数の推移を注視しながら、保育無償化の影響を踏まえ、利用ニーズを把握し、定員や実施施設について検討する。 病児・病後児保育 ・医療法人社団 圭春会への委託(小張総合病院の敷地内で実施)を継続しつつ、保育所型病児施設の導入等についても検討する。	5,979	○概ね計画どおり	①継続

基本 目標	事業番号		事業名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	30年度実績	評価及び課題	30年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初予 算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
3 子育て支援の充実	3	⑤	児童の居場所づくり H14. 7～(委託)	既存	児童家庭課 学校教育課	・親の就労時間中等に親不在の状態 で家庭にいることの多いひとり親家 庭の児童の健全育成を図るため、子 ども館などの地域の社会資源や人的 資源を活用した児童の居場所づくり の推進に努めている。	・子ども館利用者数 81,690人 うち委託日 12,082人 (月・火・祝)	・ひとり親家庭の児童の見守りな ども含め、放課後の過ごし場所と して、子ども館などの利用促進を 図る必要がある。	—	・子ども館で、異年齢の交流を深 めるための行事を検討し、より利 用し易い環境を構築する。 ・子どもの居場所づくり、貧困対策 として、NPO法人等の実行委員会 が実施している「こども食堂」につ いて、食材提供の協力依頼などの 支援を行う。	—	○概ね計画 どおり	①継続
	3	⑥	招待事業の充実	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭の児童の福祉の向上 のため、母子寡婦福祉会が実施する ひとり親家庭等の児童などの招待事 業(親子ふれあい研修)への参加を 推進している。	親子ふれあい研修(年2回) ・芋掘り体験 37人 ・群馬サファリパーク 77人	・母子寡婦福祉会の事業により、 ひとり親家庭等の交流が図られて いる。 ・ディズニーランドは人気があり、 参加者も多く、チケット代の補助な どをしているが、さらに、参加費の 徴収額を減らすなど、会の魅力を 高め、会員増につなげるなど検討 が必要である。 ・近年では、新規会員が増えてい ないため子どもの年齢が上がって いることから、場所の選定等、子ど もの年齢を考慮していく必要がある。	430 (団体補助 金)	・引き続き、ひとり親家庭等の児童 の福祉の向上を図るため、母子寡 婦福祉会において実施している招 待事業の推進を図る。 ・参加費の徴収額を減らしたり、子 どもの年齢を考慮した場所の選定 など、会員増につなげるための施 策を検討する。 ・親子ふれあい研修(年2回)の実 施予定。 (第1回)ふなばしアンデルセン公 園 (第2回)未定	430 (団体補助 金)	○概ね計画 どおり	①継続
	3	⑦	ファミリー・サポート・センター の利用促進の強化 H14. 1～	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭の育児負担の軽減と 育児と仕事の両立を支援するファミ リ―・サポート・センター事業の周知 を図るとともに、市町村民税非課税 世帯等を対象にした利用料助成制度 の周知を行うことで、事業の活用促 進に努めている。平成23年度から は、ひとり親家庭(ひとり親家庭医療 費助成金受給資格者)に対しても利 用料助成の対象としている。	・利用料助成登録 23世帯 (うちひとり親世帯 13世帯) ・延利用 819時間 (うちひとり親世帯 424.5時間)	・ひとり親家庭の子育てに係る負 担の軽減に効果をあげていると思 われるが、助成利用者が固定、長 期化する傾向があるため、新規利 用者開拓のため、引き続き制度の 周知を図る必要がある。あわせて 利用会員の児童年齢が小学6年 生までに拡大されたことについて も周知する。	295	・制度の周知を広く一般に向けて 市報に掲載するほか、既にファミ リ―・サポート・センター会員であ る方にも改めて機関紙を通じて事 業内容を周知し、利用の拡大に努 める。 ・登録手続きの簡素化、市窓口で の申請受理、利用会員の児童年 齢を小学6年生まで拡大したこと について周知を図る。	513	○概ね計画 どおり	①継続
4 居住支援の充実	4	①	市営住宅におけるひとり親家 庭向け住戸の確保 H5. 4～	既存	営繕課	・市営住宅において、ひとり親家庭向 け住戸を確保する。	・30年度において7戸のひとり親家庭 向け住戸の募集を行い、2世帯が入 居した。合計では16戸となっている。	・ひとり親向け住戸を確保しても該 当世帯が退去したり子供が20歳に なり、ひとり親家庭でなくなるケ ースが出てくるので、当該住戸の状 況を把握して市営住宅募集時に ひとり親家庭向け住戸を適切に割 り振っていく必要がある。	—	・募集戸数などを考慮しながら、ひ とり親向け住戸を用意するが、31 年度第1回目の募集において4戸 予定している。	—	○概ね計画 どおり	①継続

基本 目標	事業番号		事業名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	30年度実績	評価及び課題	30年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初予 算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
4 居住支援 の充実	4	②	市営住宅における多回数落選者の抽選率優遇の検討	既存	営繕課	・一定回数以上連続して落選している応募者で、特に住宅困窮度が高いと認められるひとり親家庭については、当選確率が高くなるような措置を検討する。	【7月募集 入居状況】 世帯状況(当選者/応募者)当選率(%) ・母子父子世帯 (1/2) 50% ※抽選会前辞退1名 ・高齢者世帯 (6/6) 100% ・障がい者世帯 (2/2) 100% ・一般世帯(2/2) 合 計 (11/12) 92% 【12月募集 入居状況】 世帯状況(当選者/応募者)当選率(%) ・母子父子世帯 (1/1) 100% ・高齢者世帯 (3/3) 100% ・障がい者世帯 (1/1) 100% ・一般世帯(1/1) 100% 合 計 (6/6) 100%	・30年度の応募者で落選されたひとり親家庭は0件であり、また、過去に多回数落選した応募者はいない状況である。 今後、応募状況により、一定回数以上連続して落選するひとり親家庭が増えるような場合は、同じように落選している他の住宅困窮者(高齢者、障害者)との公平性に配慮しつつ、当選確率が高くなるような措置を検討する。	—	—	—	○概ね計画 どおり	①継続
	4	③	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の推進 H17. 8～	既存	営繕課	・家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」「連帯保証人がいない」などの理由で市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援する「住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を実施している。	・相談件数 0件 (内ひとり親家庭 0件) ・利用申込状況 0件 ・相談等により賃貸借契約を締結した件数 0件 ・入居保証料助成利用 0件	・現在は不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっている。また、契約時の条件として、親族等の緊急連絡先の確保が必要等の条件があり、確保できない場合、契約できない等の問題がある。	0	・引き続き制度の周知を図り、協力不動産店の情報を利用者に提供する等、継続して支援を実施する。	40	○概ね計画 どおり	①継続
	4	④	ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業の推進 H17. 4～	既存	営繕課	・緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等及びDV被害女性、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成し、入居の円滑化を図る。	・相談件数 11件 ・助成件数 8件 (内訳) ひとり親家庭 8件	・賃貸借契約時に要する費用の一部を負担することで、入居時の経済的負担軽減を図ることが出来た。	806	・引き続き制度の周知を図り、継続して支援を実施する。	1,427	○概ね計画 どおり	①継続
	4	⑤	DV世帯における母子生活支援施設を活用した自立の促進 H22. 4～	既存	人権・男女 共同参画推進課 児童家庭課	・同伴児を抱えるDV被害女性がシェルター退所後、被害女性自身が児童の監護も十分にできず、自立心に欠けるなどのケースでは、児童の監護や生活を支援・指導をしながら、自立に導くため、母子生活支援施設の活用を図る。	母子生活支援施設利用実績なし 【参考】 ・市のDVシェルター入所 3件 うち1件が同伴児あり(4人) ・当該世帯はシェルター退所後、被害女性は自宅へ戻り、同伴児は児相一時保護となったことから、母子生活支援施設の利用はなかった。	同判児を抱えるDV被害女性は、単独での自立が困難で、かつ本人の子育て能力が低下していること等を踏まえ、生活再建を図るため、母子生活支援施設への入所等、段階的継続的な支援が求められる。 そのため、本人の入所意思及び自立意欲等を見極めつつ、個々のケースに応じたきめ細やかな対応とともに、母子生活支援施設の活用を図ることが必要と考えられる。	0	引き続き、一時保護後、同伴児を抱えるDV被害女性の状態に合わせて、母子生活支援施設の活用を図る。	546	○概ね計画 どおり	①継続

基本 目標	事業番号		事業名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	30年度実績	評価及び課題	30年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初予 算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
5 養育費確保のための支援策の推進	5	①	養育費等相談体制の充実 H16. 1～	既存	児童家庭課	・養育費等の問題の解決を図るために、母子寡婦福祉会が実施する「無料法律相談」を支援するとともに、児童扶養手当の申請窓口を活用して、母子・父子自立支援員が養育費等の相談に応じる。 ・子どもの健全な成長に資する施策として「面会交流」に係る県の事業を紹介するなど、教育費以外の相談についても積極的に対応する。	・母子寡婦福祉会による法律相談 ○無料法律相談 〔30年度実績〕 実施 : 11回 相談者 : 27名 相談員 : 法律専門家1名	・依然として養育費を取得できるケースが少ないため、継続して養育費を安定して取得するための施策が必要である。また、面会交流も活用し、養育費の取得につなげることも必要である。	—	・母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「無料法律相談」と母子・父子自立支援の相談や養育費等個別法律相談会と連携させ引き続き支援するとともに、当該事業の周知・活用の促進に努める。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるため、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。 ・また、無料法律相談を、母子・父子自立支援員による相談への切り替えの検討も含めて、日頃、窓口において様々な相談内容に対応できるよう県の講習会等を活用し、母子・父子自立支援員の相談スキルの向上に努める。	—	○概ね計画 どおり	①継続
	5	②	広報、啓発活動の推進 H16. 1～	既存	児童家庭課	・養育費取得に関して分かりやすく解説した「養育費取得のしおり」や「無料法律相談事業」のパンフレットを児童扶養手当の窓口で活用し、養育費取得等の問題解決に向けた支援に関する広報、啓発に努める。	・窓口において「養育費のしおり(野田市版)」と「無料法律相談」のチラシを配布 ・個別法律相談の市報掲載	・依然として養育費を取得できるケースが少ないため、引き続き養育費を安定して取得するための施策が必要である。	4	・引き続き、児童扶養手当の窓口などを活用して「しおり」を配布し、制度や相談事業の説明を行うなど、養育費の取得等の問題解決に向けた情報提供を行うとともに、相談事業に関するニーズを把握する。	8	○概ね計画 どおり	①継続
	5	③	弁護士による養育費取得等に関する個別法律相談会の実施 H19. 2～	拡充	児童家庭課	・養育費の取得など法律の問題について、弁護士が個別相談を行う「個別法律相談」を実施する。 平成25年度から「養育費セミナー」を改編し、弁護士による養育費問題など法律全般に関わる個別相談のほか、母子・父子自立支援員による就業相談など併設した内容とした。	・養育費等個別法律相談会 〔30年度実績〕 3回実施 実施日 : 30年10月21日(日) 相談者 : 5名 相談員 : 弁護士1名 実施日 : 31年1月20日(日) 相談者 : 3名 相談員 : 弁護士1名 実施日 : 31年3月17日(日) 相談者 : 4名 相談員 : 弁護士1名	・休日に養育費等個別法律相談会と希望者には母子自立支援員による就労相談を併せて実施したことにより、よりの確にニーズに応えることができた。また、開催回数を1回から3回へと複数回に増やしたことにより、的確にニーズに応えることができた。なお、平日に開催してほしいとの意見もあるため検討する必要がある。 ・弁護士による無料の個別法律相談が受けられる貴重な機会であるが、定員に満たないことから、児童扶養手当の窓口などの機会を捉えて、積極的に周知していく必要がある。	75	・ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、法律の専門家による養育費等個別法律相談会は効果的であり、母子・父子自立支援員との相談から母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「養育費相談」と「養育費等個別法律相談会」を連携するため、引き続き、相談回数を増やし複数回開催する。なお、平日に開催してほしいとの意見に応え、平日開催も実施する。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるため、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。	150	○概ね計画 どおり	①継続

基本 目標	事業番号		事業名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	30年度実績	評価及び課題	30年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初予 算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
6 経済的支援の推進	6	①	児童扶養手当等の支給事業の適正な推進 S37. 1～ H15. 4～H22. 7(父子手当)	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、児童扶養手当等の情報提供に努め、円滑な支給事務を推進する。 ・平成22年8月から父子家庭も児童扶養手当の支給対象となったことから、野田市独自の「父子家庭等支援手当制度」を「養育者支援手当制度」に改編し、父又は母が監護しない児童を養育する公的年金受給者のセーフティネットの役割を果たしている。	・児童扶養手当 受給者数1,208人 ・養育者支援手当 受給者7人	・児童扶養手当等の的確な情報提供を行うと同時に、居住実態、同居人などの状況を判断し適切に支給する必要がある。また、事実婚などにより返還金が生じている場合があるため、返還計画に基づき着実に返還を履行するよう指導していく必要がある。 ・児童扶養手当の全部支給に係る所得制限限度額が平成30年8月分の手当から引上げされること等の制度改正について、適格な情報提供と周知に努める。	618,097	・適正な受給資格の認定を行うとともに、円滑な支給と返還金の対応に努める。 ・返還金の滞納について、督促の通知や電話連絡の他にも、福祉事業の観点から、滞納者の状況確認も含めた訪問を実施し、訪問による面会や不在の場合は、封入の上不在通知連絡を行い、接触の機会、納付を促していく。	776,515	○概ね計画どおり	①継続
	6	②	母子福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金制度等の活用促進 S28. 4～	拡充	児童家庭課	・母子家庭及び父子並びに寡婦の自立や児童の修学などに様々な用途に重要な役割を果たしている母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金の貸付制度等の活用促進を図るため、制度に関する情報提供を行う。 ・貸付者である県の審査等が円滑に進むよう、相談者の支援に努めている。 ・平成26年10月から父子家庭についても貸付の対象となった。	・母子寡婦福祉資金貸付件数 新規申請： 2件	・貸付金を効果的に活用するため、高等職業訓練給付金などの就業支援事業等と組み合わせた利用を推進する。 ・全国的に返済金の滞納が増加している報道もあり、相談者には制度の説明をしっかりと行い、計画的な返済に協力してもらう必要がある。 ・円滑に資金の貸付業務を行うため、県の審査機関である健康福祉センターと密に連携する必要がある。	—	・ひとり親家庭等の経済的自立に資する事業として、貸付金を効果的に活用できるよう返済計画の作成や他の制度の紹介なども組み合わせた相談を行い、きめ細かな支援を行う。 ・また、貸付業務については、県の審査機関である健康福祉センターと連携し、円滑な貸付対応に努める。 ・28年4月より、福祉資金貸付金の拡充により、ひとり親家庭の返済の負担に配慮し、保証人がいない場合の貸付利率が引き下げられたことから、更なる活用促進を図る。 ・保証人がいない場合 年1.5%→改正後：年1.0%	—	○概ね計画どおり	①継続
	6	③	保育所、学童保育所の保育料の減免制度の周知 S46. 4～(学童保育所) H16. 4～(保育所)	既存	児童家庭課 保育課	・ひとり親家庭になった場合の保育所保育料については、ひとり親の前年度の所得を算定基礎として見直すため、減額になる場合がある。また、国の措置により、28年4月分保育所保育料から年収約360万円未満のひとり親世帯等への軽減が拡大した。 ・学童保育所の保育料についても所得に応じて、減免措置を講じており、市報、市ホームページ等により制度の周知を図っている。	・ひとり親家庭となって減額された件数 保育料 21件 学童保育料 5件 ・ひとり親家庭で保育所保育料が年収約360万円未満で軽減が適用された件数 130件 ・ひとり親家庭で学童保育所保育料が減額された件数 272件	・ひとり親になった場合の減免措置については、ひとり親家庭になった申出の翌月分から保育所等保育料の見直しを行うので、入所案内等において周知を図っているが、新たにひとり親になり、入所を希望している家庭では「減額や減免制度を知らない」という声もあるため、更なる周知を図る必要がある。また、保育所等からも家族構成の変更手続きについて案内を図る必要がある。	—	・ひとり親家庭になった場合には、保育所保育料の減額、学童保育料の減免措置について、入所案内、市報、ホームページなどの情報媒体で周知していく。 ・新たに入所を希望するひとり親家庭に対しては、窓口相談や児童扶養手当等の申請時を利用し減免制度の周知に努める。あわせて、未婚のひとり親への寡婦・寡夫控除のみなし適用(保育所及び学童保育所の保育料の減免制度)についても周知を図る。	—	○概ね計画どおり	①継続

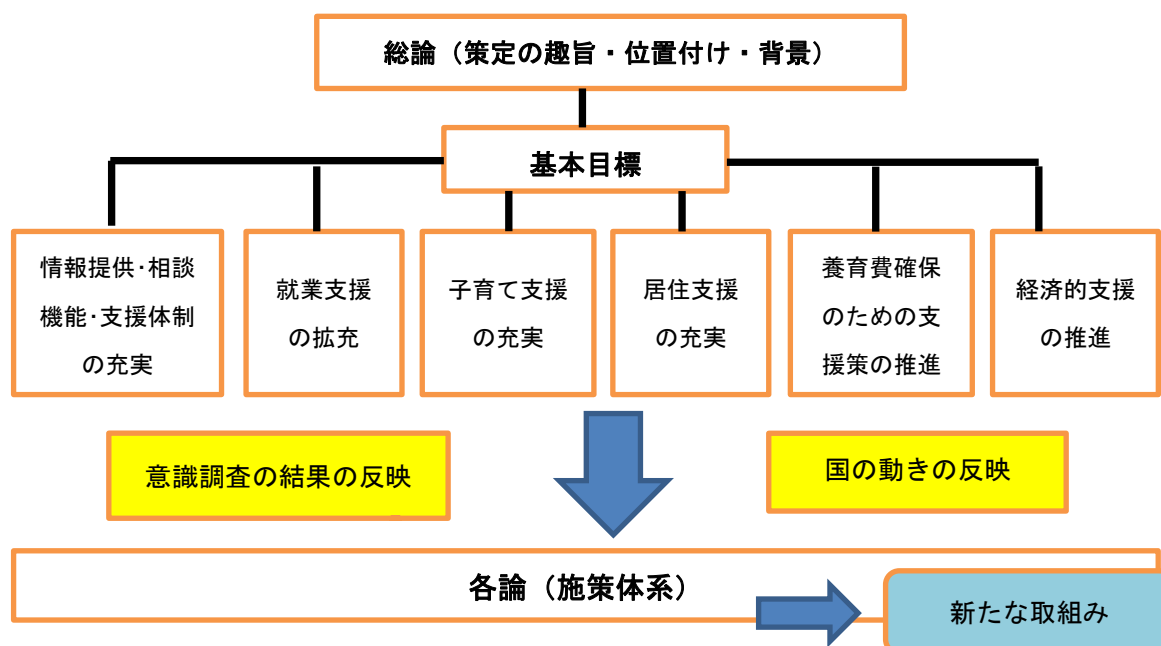
基本 目標	事業番号		事業名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	30年度実績	評価及び課題	30年度決算額 (千円)	元年度の事業内容	元年度当初予 算額(千円)	27年度から元 年度までの本 計画の進捗評 価	2年度から6年 度の次期計画 の予定
6 経済的支援の推進	6	④	ひとり親家庭等医療費助成 制度の見直し S52. 4～ H22. 4～(見直し)	既存	児童家庭課	・医療費による経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の父又は母等とその児童が、病気などで受信した際の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する「ひとり親家庭等医療費助成制度」の推進に努めている。 ・延受給者数 1,578人 (事業内容) ・18歳到達後の最初の3月31日までの児童がいるひとり親家庭の方が、医療機関を受診した場合、医療保険が適用される医療費の自己負担額のうち、入院費については食事療養費・生活療養費標準負担額を除いた額を、また、通院・調剤費については診療又は調剤報酬明細書1件につき、1,000円を除いた額を助成する。 ※所得制限あり。		・現状の助成方法は病院窓口で一旦、保険診療自己負担分を支払い、後で児童家庭課窓口で領収書を示して償還払を受ける方法だが、ひとり親家庭等の利便性を図るため、受給券を病院窓口で提示して助成制度の自己負担金(診療1件あたり1,000円まで)を支払う「現物給付」への移行が求められているが、現物支給化は明らかに過剰な診療を招くことになり、現物支給化にすることによる費用対効果は、事務職1人分の人件費削減効果を大きく上回ることが想定され、費用対効果が見込めないことから現物支給は行わない。	22,157	・市の現在の状況では、ひとり親家庭が過剰に診療している傾向はなく、現状の償還払いの給付を続けていく。	22,773	○概ね計画 どおり	①継続
	6	⑤	未婚の母・父への寡婦・寡夫 控除のみなし適用 H27. 9～	新規	保育課 児童家庭課 営繕課 学校教育課	・未婚の母及び父については、児童扶養手当の支給、就労支援、保育所入所申請時における優先的な配慮など、ひとり親家庭に対する支援施策において異なる扱いはありませんが、税法上では寡婦控除及び寡夫控除の対象となっておらず、保育所保育料など税額が算定の基準になっている制度では、離婚や死別でひとり親家庭になった方よりも高額な負担となる場合がある。 税法における取扱いについては国においても様々な議論があり、今後の動きを注視していくが、保育料などの算定にあたり、未婚の母及び父に寡婦控除及び寡夫控除を「みなし適用」することは、子育てと生計を一人で担う苦労を背負うひとり親家庭に対して共通する支援施策の一つとして、本プランの趣旨に合致することから、負担軽減につながる事業として適用するように取り組んでいく。 ・保育料について、みなし寡婦控除を適用して計算した。 保育所保育料 17件 学童保育所保育料 2件 ・私立幼稚園就園奨励費補助金、公立幼稚園就園奨励費補助金、市営住宅家賃のそれぞれの事業についても、パンフレットや通知と併せ、みなし寡婦控除を周知しているが、実績はなかった。	・保育料について、みなし寡婦控除を適用して再度周知及び申し出を実施。 ・新たに保育所の入所を希望するひとり親家庭に対しては、窓口相談や児童扶養手当等の申請時を利用し、未婚のひとり親への寡婦・寡夫控除のみなし適用についても周知を図る。 ・学童保育料について、みなし寡婦控除を実施するにあたり、入所案内及び入所決定通知書配付時に周知を図る。 ・私立幼稚園就園奨励費補助金、公立幼稚園就園奨励費補助金の申請時に、引き続きみなし寡婦控除の周知を図る。 ・国の制度改正に伴い、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等、ひとり親家庭等日常生活支援事業等において、未婚のひとり親について寡婦(夫)控除がみなし適用されるよう改正されたため、周知を図る。	・保育所入所継続のための現況届の提出時にみなし寡婦控除について再度周知及び申し出を実施。 ・新たに保育所の入所を希望するひとり親家庭に対しては、窓口相談や児童扶養手当等の申請時を利用し、未婚のひとり親への寡婦・寡夫控除のみなし適用についても周知を図る。 ・学童保育料について、みなし寡婦控除を実施するにあたり、入所案内及び入所決定通知書配付時に周知を図る。 ・私立幼稚園就園奨励費補助金、公立幼稚園就園奨励費補助金の申請時に、引き続きみなし寡婦控除の周知を図る。 ・国の制度改正に伴い、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等、ひとり親家庭等日常生活支援事業等において、未婚のひとり親について寡婦(夫)控除がみなし適用されるよう改正されたため、周知を図る。	—	・保育所保育料(4月～7月分)については、みなし寡婦控除を適用して計算した対象世帯数 18件 ・保育所保育料について、令和元年9月分から2年3月分の保育料額を切り替えることから、改めて制度の周知を行い、負担軽減に努める。 ・新たに入所を希望するひとり親家庭に対しては、窓口相談や児童扶養手当等の申請時を利用し、未婚のひとり親への寡婦・寡夫控除のみなし適用についても周知を図る。 ・学童保育所の保育料減免制度について、引き続きみなし寡婦控除を実施するとともに入所案内等で周知を図っていく。 ・10月より幼児教育無償化が施行されることとなっている。9月までは、現行の私立幼稚園就園奨励費補助金、公立幼稚園就園奨励費補助金を継続するため、引き続きみなし寡婦控除の周知を図っていく。 10月以降については、国の動向を見極めつつ、適切に対応していく。	—	○概ね計画 どおり	①継続

野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第4次改訂版）骨子案

I プランの名称

野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン 第4次改訂版
（野田市母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画）

II 基本構成



III 総論

1. 策定の趣旨

本プランは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を指針とする「野田市母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画」として、野田市エンゼルプランに位置付ける重点施策「ひとり親家庭の自立支援の推進」を図るための具体的な計画とします。

また、厳しい状況におかれるひとり親家庭の自立に向け、引き続き、就労や子育てに関する支援を進めるとともに、意識調査の結果から新たな課題として見えた、収入増に向けた実効的な支援や養育する児童が自立していくために必要な施策に取り組むことに対応した計画とします。

2. プランの位置付け

野田市エンゼルプラン（第5期計画）
（野田市子ども・子育て支援事業計画）
施策体系及び重点施策に「ひとり親家庭の自立支援の推進」を位置付け



※個別計画として別立てする。

野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第4次改訂版）

3. 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

上位計画である「野田市エンゼルプラン」の計画期間に合わせて見直しを行うこととします。

※ 今回策定するプランは平成14年11月策定の初代プランから5代目にあたり、法に基づく自立促進計画としては、第4次改訂版となります。

【策定経過】

名称	計画期間
野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン	平成14年11月～18年3月
野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン （野田市母子家庭及び寡婦自立促進計画）	平成18年4月～23年3月
野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第2次改訂版 （野田市母子家庭及び寡婦自立促進計画）	平成23年4月～27年3月
野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第3次改訂版 （野田市母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画）	平成27年4月～令和2年3月
野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第4次改訂版 （野田市母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画）	令和2年4月～7年3月

4. 推進体制

プランの推進にあたっては、福祉や雇用の関係機関及び関係団体と連携を図りながら施策に取り組む、進捗状況については、児童福祉審議会に適宜報告します。

5. 基本目標

第3次計画に位置付けた以下の6つの目標を継承します。

基本目標	対応する主な既存施策
(1) 情報提供、相談機能、支援体制の充実	母子・父子自立支援員による相談事業や母子寡婦福祉会による交流事業など
(2) 就業支援の拡充	母子・父子自立支援プログラム策定や母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の活用など
(3) 子育て支援の充実	母子家庭等日常生活支援事業による生活援助やファミリー・サポート・センター利用料助成によるひとり親家庭の子育て支援など
(4) 居住支援の充実	ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃助成など
(5) 養育費確保のための支援策の推進	母子寡婦福祉会が専門家を呼び月1回実施する養育費に関する相談会や年3回の弁護士による個別法律相談会など
(6) 経済的支援の推進	母子父子寡婦福祉資金貸付金の活用や各給付制度（児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成など）

※ (1)(2)(3)(4)(6)は、平成14年度策定の初代プランから基本目標に位置付けており、
(5)は平成18年度策定の2代目プランから基本目標に位置付け、平成30年度から弁護士による個別法律相談会は3回実施しています。

6. プラン策定の背景

(1) ひとり親家庭等の現状

① 野田市の離婚件数及び人口1,000人あたり離婚率の推移（人口動態調査）

年	25	26	27	28	29
人口	154,584	153,938	151,924	152,634	152,059
離婚件数	281	296	307	269	284
離婚率	1.82	1.92	2.02	1.76	1.87

○平成15年～平成19年までの5年間の離婚率平均 2.10

○平成20年～平成24年までの5年間の離婚率平均 2.08

○平成25年～平成29年までの5年間の離婚率平均 1.88

② 野田市の母子家庭・父子家庭数及び児童扶養手当受給者数の推移(4.1時点)

年	26	27	28	29	30
母子家庭数	1,488	1,494	1,499	1,478	1,500
受給者数	1,256	1,257	1,293	1,195	1,165
父子家庭数	170	164	168	154	157
受給者数	116	107	99	85	91

③ 30 年度実施の「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」の結果
意識調査について、主な項目の結果と前回調査（平成 25 年）との比較。

【主に掲載する調査項目】※素案ではグラフを挿入します。

- 1) 世帯の状況（年齢、家族構成、子どもの状況）
 - ・ 40 歳代が増えて、子どもは中高生が増え、「親本人と子どものみ」で暮らしている世帯の割合が最も高くなっています。
- 2) 住居の状況（住居状況、賃貸住宅入居時の苦労）
 - ・ 民間賃貸住宅に住む割合が増えています。
- 3) ひとり親家庭になった理由（期間、養育費関係、悩み）
 - ・ 養育費の受給割合は依然低く、面会交流の実施割合も低い。
 - ・ 現在の悩みは、母子、父子ともに「子の養育・教育」の割合が高い。
- 4) 就労状況（就労と形態、職種、求職活動、仕事と生活の悩み、転職の希望、資格取得の希望、必要な支援）
 - ・ 母子家庭の就労率は現在約 9 割と増えていますが、正規の職員・従業員の割合は依然低い。
 - ・ 母子、父子ともに転職希望者の主な理由は収入増のためであり、母子の転職希望者の約 8 割は正社員を希望しています。
 - ・ 母子、父子ともに就職・転職のため資格取得を希望していますが、費用や育児、仕事の面で問題があるとしています。
- 5) 生活について（収入、各制度の利用状況）など
 - ・ 自身の就労収入は特に母子家庭において年収 200 万円以下の割合が最も高く、前回調査に続き依然厳しい経済状況です。

【意識調査結果の総括 第 1 回審議会報告】

今回の意識調査の結果では、特に母子家庭の母について、就労している割合は高くなっているものの収入が相変わらず低く（年収 200 万円以下の割合が最も多い）、収入アップのため転職の希望が大きいこと、そのため資格の取得を希望していることなどが高い意向として現れています。

(2) 新プランのポイント

① 各施策の成果（進捗状況）及び課題の把握

※ 各基本目標にかかる以下の施策についての成果（進捗）と課題等について
別紙資料 5 により報告

- (1) 情報提供、相談機能、支援体制
- (2) 就業支援
- (3) 子育て支援
- (4) 居住支援
- (5) 養育費確保のための支援策
- (6) 経済的支援

② 国の制度改正等の施策への反映について

施 策	主な方向性と国の制度改正等
就業支援	きめ細かな支援と転職やキャリアアップの支援など 【制度改正等】 ・ 高等職業訓練促進給付金等支給事業の拡充 修業期間 1 年の調理師等を対象 (28. 4. 1) 支給期間の上限を 36 月に延長 (28. 4. 1) 准看護師から引き続き、看護師の養成機関で修業する場合を対象 (30. 4. 1) 未婚のひとり親について、寡婦（夫）控除をみなし適用 (30. 8. 1) 支給期間の上限を 48 月に延長 (31. 4. 1) 修業期間の最後の 12 月については 4 万円増額 (31. 4. 1) ・ 教育訓練給付金（講座受講費用の補助）の拡充 所要経費の 2 割(限度額 10 万円)を 6 割(上限 20 万円)支給へ拡充 (28. 4. 1) 雇用保険法等に基づく一般教育訓練給付金との差額を支給 (29. 4. 1) 未婚のひとり親について、寡婦（夫）控除をみなし適用 (30. 8. 1) 特定一般教育訓練給付金(上限 20 万円)及び専門実践教育訓練給付金(上限 80 万円)を支給対象講座に追加 (31. 4. 1) ・ 自立支援プログラム策定事業 プログラム目標達成後のアフターケア (28. 4. 1) ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

施 策	主な方向性と国の制度改正等
	新規実施 (29. 4. 1) 未婚のひとり親について、寡婦 (夫) 控除をみなし適用 (30. 8. 1)
子育て支援	子ども・子育て支援新制度における保育所などの優先利用の配慮、当事者の相互交流・情報交換の機会確保、就職活動の際の日常生活支援事業の拡充など 【制度改正等】 ・ 日常生活支援事業 - 就業上の理由による残業等について支援が拡大 (28. 4. 1) - 未婚のひとり親について、寡婦 (夫) 控除をみなし適用 (30. 6. 1)
居住支援	民間賃貸住宅への入居の際の経済的な支援や情報提供、市営住宅の確保など 【制度改正等】 ・ 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業 - 助成金の額を上限 2 万円 (対象費用の 3/10) に改正 (30. 4. 1)
養育費確保のための支援策	離婚当事者への周知と相談事業への誘導、面会交流の周知と支援など 【制度改正等】 ・ 養育費等個別法律相談会 - 年 1 回から年 3 回に拡充 (30. 4. 1)
経済的支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金、各給付制度など 【制度改正等】 ・ 母子父子寡婦福祉資金 - 違約金利率の引下げ (27. 4. 1) - 保証人がいない場合の貸付利率を年 1.5% から 1.0% に引下げ (28. 4. 1) - 修学資金及び就学支度資金について対象に大学院を追加 (30. 4. 1) - 就学支度資金について修業施設に係る貸付限度額の引上げ、修業資金の償還期限の延長 (31. 4. 1) ・ 児童扶養手当 - 第 2 子目以降の子どもに対して手当加算額の拡充 (28. 8. 1)

施 策	主な方向性と国の制度改正等
	全部支給に係る所得制限限度額の引上げ (30. 8. 1) 未婚のひとり親について、寡婦（夫）控除をみなし適用（30. 8. 1） 支給制限の適用期間を 11 月から翌年 10 月までに改正（30. 10. 1） 支払回数を年 3 回から 6 回に拡充（1. 11 分から） ・ 養育者支援手当 第 2 子目以降の子どもに対して手当加算額の拡充 (28. 8. 1) 全部支給に係る所得制限限度額の引上げ (30. 8. 1) 未婚のひとり親について、寡婦（夫）控除をみなし適用（30. 8. 1） 支給制限の適用期間を 11 月から翌年 10 月までに改正（30. 10. 1） 支払回数を年 3 回から 6 回に拡充（1. 11 分から） ・ ひとり親家庭等医療費助成金 未婚のひとり親について、寡婦（夫）控除をみなし適用（30. 8. 1） 支給制限の適用期間を 11 月から翌年 10 月までに改正（30. 10. 1）

（３）新プランにおいて重視すること

特に就労支援においては、引き続き、ひとり親家庭が働きやすい仕事に就けるよう、母子・父子自立支援員によるきめ細やかな相談を中心とした支援を行っていきませんが、専門性のある仕事への就労などにより、さらに収入を増やすことで経済的自立に向けた基盤を強固にする施策を進めてまいります。

また、子どもへの貧困の連鎖を断ち切っていく支援が必要との観点から、国が拡充を予定する養育費確保や学習支援、貸付金制度などについて、個々のニーズや事情に応じた相談に確実に対応できる体制を整えていきます。

Ⅲ 各論

1. 個別施策の方向

新たなプランでは、各基本目標に対応する施策への取り組みにあたり、意識調査の結果及び上記 6. の（２）施策の進捗状況、（３）新プランにおいて重視す

ることの整理を踏まえた上で、個別施策の方向性への取組みに反映します。

基本目標	主な施策の方向性と新たな取組み
(1) 情報提供、相談機能、支援体制の充実	・ 母子・父子自立支援員のさらなる相談スキルの向上。 ・ 母子寡婦福祉会と連携した取組の拡充。 (対応への取組み) ・ 国補助を活用した法律相談の充実をさらに図る。 ・ 既存の「情報交換事業」の内容を拡充して交流を深めること。 ・ 野田市パーソナルサポートセンターと母子・父子自立支援員が連携した相談体制の充実。
(2) 就業支援の拡充	・ ひとり親家庭の雇用への理解及び事業主に対する雇用促進奨励金制度の啓発活動の推進 ・ 高等職業訓練促進給付金等支給事業などによる資格取得への支援推進。 (対応への取組み) ・ 事業主の理解と周知を図る。 ・ 適格で好条件な就労に向け、自立支援プログラム策定時に職業適性を把握する。 ・ 収入の低いひとり親家庭の自立のため、より高収入を得るための転職やスキルアップに向けた支援の充実のため、資格取得に向けた講座の実施内容に工夫を凝らすことや求人側ニーズを把握することなど。
(3) 子育て支援の充実	・ 求職活動時や勤務における残業時の子育て支援より、就労収入を増やしていく。 (対応への取組み) ・ 母子寡婦福祉会に委託する日常生活支援事業のホームヘルプサービスの利用拡大。 ・ 保育所保育料などの算定において不利になる未婚の母への寡婦控除みなし適用。
(4) 居住支援の充実	・ 子どもの成長に伴い、部屋に余裕のある民間賃貸住宅に移る傾向があるため、子どもの年齢などに応じたニーズを把握し、ライフステージごとに必要な支援（助成や情報提供）を行う。
(5) 養育費確保のための支援策の促進	・ 依然、養育費の取り決めをしていない割合が高いが、その理由として「相手と関わりたくないから」がトップであることから、相談にあたっては、個別の事情を考慮した方法を重視する。 (対応への取組み)

基本目標	主な施策の方向性と新たな取組み
	・ 個別相談の実施回数の拡充と内容の充実。 ・ 県の面会交流事業の周知活用。
(6) 経済的支援の推進	・ 母子、父子家庭とも、子の養育・教育の悩みの割合が最も多く、また、子どもの最終進学先として、大学・大学院を希望している割合が最も多いことから、県貸付金を活用する。 (対応への取組み) ・ 県の審査が円滑に進むよう市の相談で適切な返済計画の指導を行うなど。

上記の方向を踏まえた施策の体系を策定します。

基本目標	現プランにおける具体的施策の方針
(1) 情報提供、相談機能、支援体制の充実	① 情報提供の充実 ② 相談・支援体制の強化 ③ 地域における支援体制の充実 ④ ひとり親家庭の交流機会の推進 ⑤ 母子家庭等地域生活支援事業の推進 ⑥ 母子寡婦福祉会の財源基盤の強化
(2) 就業支援の拡充	① 関係機関による連携の強化（就業支援事業の推進） ② 母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化 ③ 母子家庭高等職業訓練促進給付金等事業の活用 ④ 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業の活用 ⑤ 在宅就業推進事業導入の検討 ⑥ 雇用促進奨励金の活用 ⑦ 職業訓練の強化 ⑧ ひとり親家庭の雇用への理解及び事業主に対する雇用促進奨励金制度の啓発活動の推進
(3) 子育て支援の充実	① ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進 ② 保育所、学童保育所における児童の受入れの円滑化 ③ 保育所、学童保育所における延長保育の充実 ④ 保育所等における休日、一時保育、病児・病後児保育の充実 ⑤ 児童の居場所づくり ⑥ 招待事業の充実 ⑦ ファミリー・サポート・センターの利用促進
(4) 居住支援の充実	① 市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保 ② 市営住宅における多回数落選者の抽選率優遇の検討

基本目標	現プランにおける具体的施策の方針
	③住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の推進 ④ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業の推進 ⑤DV世帯における母子生活支援施設を活用した自立の促進
(5) 養育費確保のための支援策の推進	①養育費等相談体制の充実 ②広報、啓発活動の推進 ③弁護士による養育費取得等に関する個別法律相談会の実施
(6) 経済的支援の推進	①児童扶養手当等の支給事業の適正な推進 ②母子・父子・寡婦福祉資金等の活用促進 ③保育所、学童保育所の保育料の減免制度の周知 ④ひとり親家庭等医療費助成制度の見直し ⑤未婚の母・父への寡婦・寡夫控除のみなし適用